

**鹿屋市**  
**高齢者保健福祉計画・**  
**第7期介護保険事業計画**



**鹿児島県鹿屋市**



はじめに

## 「地域で支えあう 健やかで心のかようまちづくり」の実現に向けて

我が国の高齢化は世界でも類を見ない速さで進み、「長寿大国」の道を走り続けています。近年の急激な高齢化は、平均余命の伸びによる高齢人口の増加と少子化の進行による若年人口の減少が重なり発生したもので、高齢化は今後長期間にわたって続き、かつてのように若者が多い人口構造に戻ることはないと推計されています。

本市においても、急激な高齢化は進み、平成 29 年 9 月 1 日現在の高齢化率は 28% 近くで、高隈・鹿屋中学校区、田崎・大始良・旧高須中学校区、吾平地区、串良地区は 30%、輝北地区においては 40% を超えています。今後も高齢者一人暮らし世帯、高齢者夫婦世帯の割合の増加が見込まれることから、高齢者と社会とのつながりを確保し、生きがいつくりの場や安心して暮らせる環境づくりが求められています。



平成 12 年度に創設された介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してきました。介護を必要とする高齢者が増加する中、平成 27 年に策定した「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」では「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を一層進めることに力点を置き、地域に応じたサービス提供体制の実現が図れるよう取り組んでまいりました。

今回、新たに策定した第 7 期計画では、「地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり」を基本理念とし、「生涯現役社会の実現と健やかなまちづくり」「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり」「安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり」「地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり」の 4 つの基本目標を定め、これらの実現に向けた各種の施策を展開してまいります。

中でも、「介護予防・重度化防止の推進」「日常生活支援の充実」「在宅医療と介護の連携の推進」「介護給付適正化の強化」を重点施策とし、健康寿命を延ばし高齢者が元気に活躍するとともに、介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、今後も持続可能な介護保険制度を目指し、それぞれに具体的な目標を設定し取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を賜りました「鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会」委員の皆様をはじめ、高齢者実態調査や意見募集に貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心から厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

鹿屋市長 中西 茂



## 目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格・位置付け	3
(1) 法的根拠	3
(2) 他の計画との関係	3
3 計画期間	5
4 計画の推進体制	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	7
1 高齢者を取り巻く主な課題	8
2 本市の高齢者の状況	10
(1) 高齢者の状況	10
(2) 高齢者世帯の状況	13
(3) 高齢者の就業状況	15
(4) 各地域における高齢化の状況	16
(5) 認知症高齢者の状況	17
3 本市の介護保険の利用状況等	18
(1) 要介護認定率等の推移	18
(2) 給付費の状況	20
(3) サービス供給の状況	21
4 高齢者等アンケート調査結果	22
(1) 調査の概要	22
(2) 調査結果比較（鹿屋市の傾向）	23
(3) 個別調査結果	25
5 2025年を見据えた鹿屋市の対応	35
(1) 地域包括ケアシステムの構築と深化	35
(2) 生涯現役社会の実現に向けて	36

### 第3章 基本理念及び基本目標について ----- 37

1 基本理念と基本目標 -----	38
(1) 基本理念 -----	38
(2) 基本目標 -----	39
2 施策体系 -----	41
3 重点施策 -----	42
4 目標設定 -----	44

### 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開（高齢者保健福祉計画） ----- 45

第1節 生涯現役社会の実現と健やかまちづくり -----	46
1 高齢者の生きがいづくり -----	46
2 高齢者による地域・社会貢献活動の推進 -----	49
3 健康づくり・介護予防の推進 -----	52
(1) 健康づくりの推進 -----	52
(2) 介護予防の推進 -----	54
(3) 重度化防止の取組に対する支援 -----	57
第2節 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり -----	58
1 介護体制・地域支援体制の充実 -----	58
(1) 介護体制の充実 -----	58
(2) 地域支援体制の充実 -----	59
2 認知症施策の推進 -----	63
3 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進 -----	68
4 成年後見制度の利用促進 -----	70
5 障がい者福祉との連携 -----	72
6 介護を行う家族への支援 -----	73
第3節 安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり -----	74
1 在宅医療と介護の連携 -----	74
2 地域包括支援センター等の機能強化 -----	79
第4節 地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり -----	84
1 地域の実情に応じた生活支援サービスの強化・充実 -----	84
2 多様な住まいの確保 -----	87
3 安全・安心に暮らすための高齢者にやさしいまちづくり -----	88

## 第5章 介護保険事業計画 -----91

1	介護保険の概要と現状-----	92
2	日常生活圏域の設定-----	93
3	介護保険事業の推計手順-----	97
4	人口及び被保険者数の推計-----	98
5	要介護（要支援）認定者数の推計-----	99
6	居宅サービス見込量-----	100
7	施設サービス見込量-----	108
8	地域密着型サービス見込量-----	110
9	地域支援事業見込量-----	114
	（1）介護予防・生活支援サービス事業-----	114
	（2）一般介護予防事業-----	116
	（3）包括的支援事業-----	116
10	圏域内におけるサービス供給量確保方策-----	119
	（1）施設サービス-----	119
	（2）地域密着型サービス-----	120
	（3）地域支援事業-----	124
11	サービス給付費の見込み-----	126
12	第1号被保険者保険料の見込み-----	128
	（1）第7期事業費給付費の推計-----	128
	（2）平成37年度の保険料等の見通し-----	130
	（3）財源構成-----	130
13	介護給付等に要する費用の適正化への取組-----	131
	（1）本市の現状-----	131
	（2）給付適正化の取組-----	132

## 第6章 資料編 ----- 135

1	鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会-----	136
	（1）設置条例-----	136
	（2）鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿-----	138
2	用語解説-----	139



# 第1章 計画の策定について

---

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

平成12年度に創設された介護保険制度は、施行後18年が経過し、介護を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してきました。この間、少子高齢化が進み、現在では超高齢社会と言われる状況になっています。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年における第9期計画（2024～2026年）を見据え、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の構築を着実に進める必要があります。

介護保険制度も、これまで適時見直しが行われており、平成17年の介護保険法改正では、将来にわたって持続可能な制度となるよう新予防給付・地域支援事業が創設され、平成18年3月策定の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」として本市の取組を整理しました。

この計画は、第4期計画を経て、第5期計画の最終年度となる平成26年度の高齢者の姿を念頭に置いた長期的な計画として策定したもので、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、介護予防重視型のシステム構築、身近な地域でのサービス提供を実現する体系の構築、地域包括支援センターを中心とする地域包括ケアシステムの構築、認知症高齢者に対応したケアの確立等、高齢者の暮らしを支えるための総合的な施策展開を図ることとしました。

平成25年には、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図る「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が施行されました。

第6期計画は、これに基づく医療法、介護保険法等の改正を踏まえたものとして策定するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取組を位置づけました。

平成29年の介護保険法改正においては、「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進に向けた地域包括ケアシステムの構築と深化をテーマとし、医療計画との整合を図りつつ新たに自立支援等施策が追加されるとともに、認知症施策の総合的推進、介護人材確保、介護を行う家族への支援等に取り組むことが求められています。

今回の改正を受け、第3期計画以降の基本理念を踏襲し、本市の高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築と深化、保険者機能の強化を念頭に「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

## 2 計画の性格・位置付け

第7期計画は、地域包括ケアシステムの構築と深化に向けて、在宅医療・介護連携等の第6期における取組をさらに推進するとともに、生涯現役社会の実現と持続可能な介護保険事業の確立を目指し、介護予防・重度化防止、日常生活支援、介護給付費適正化等の自立支援等施策の取組を本格化していくための計画とします。

### (1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、策定を義務付けられた法定計画です。

老人福祉法  
(第20条の8第1項)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（老人福祉事業）の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を定めるものとする。

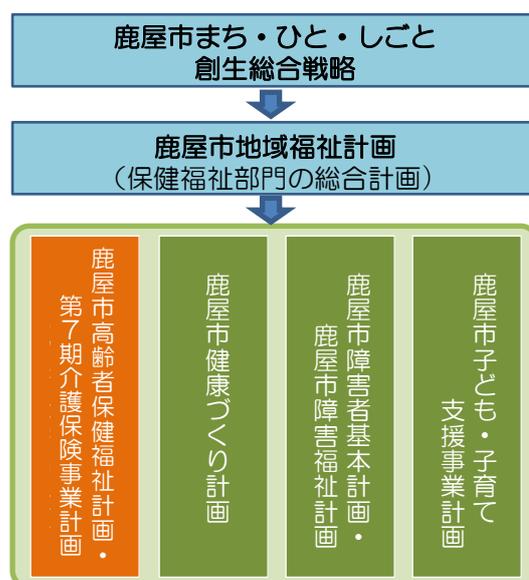
介護保険法  
(第117条第1項)

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとする。

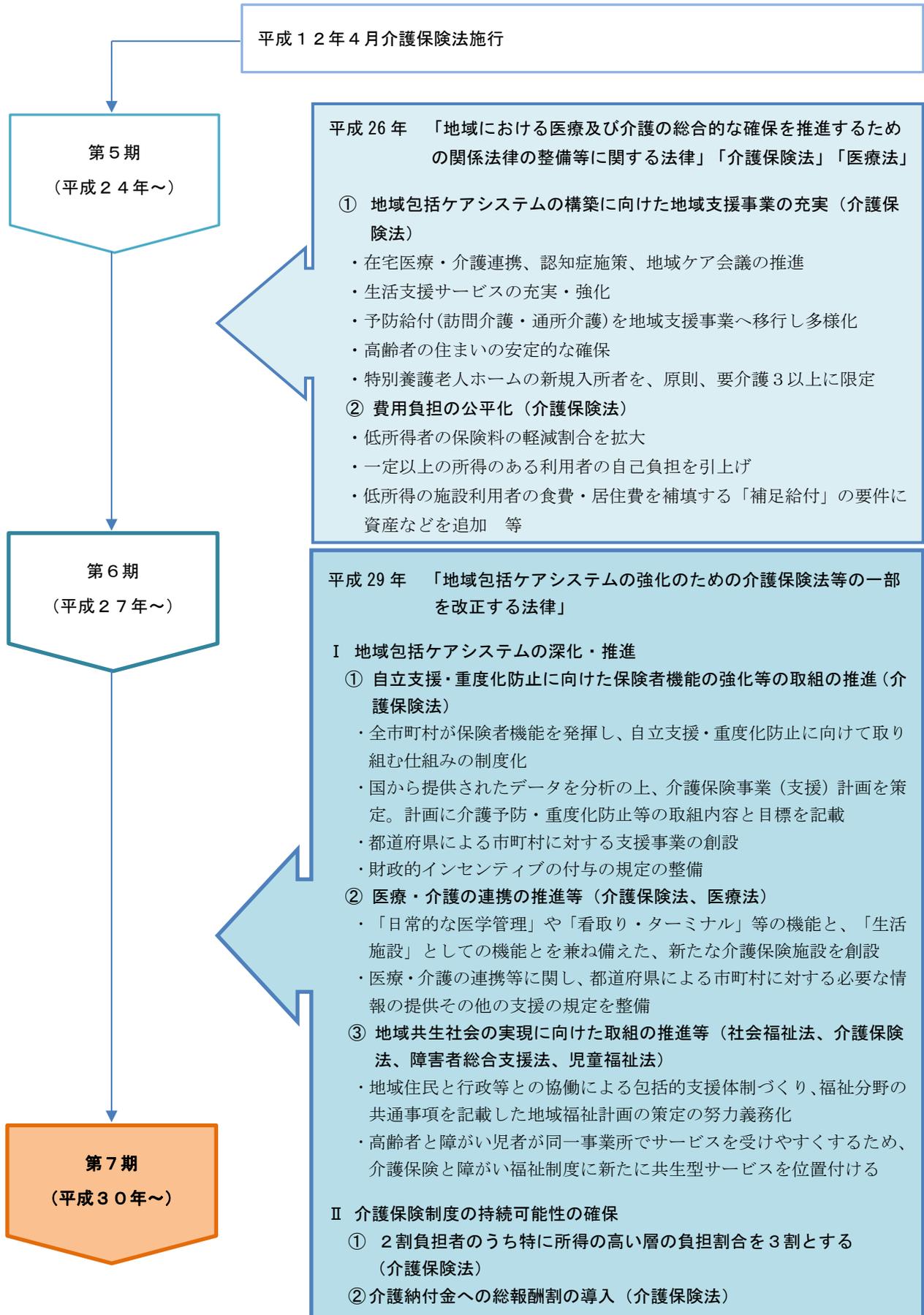
### (2) 他の計画との関係

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と地域福祉の推進に関する事項を定める「鹿屋市地域福祉計画」の下、高齢者の介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取組の方向性を定める行政計画です。

計画策定にあたっては、国の「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「鹿屋市健康づくり計画」等の関連計画、鹿児島県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画の一部としての地域医療構想等との整合を図りながら定めています。



## 介護保険制度の経緯





## 4 計画の推進体制

---

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定にあたっては、以下の取組を行い計画策定の参考としました。

### ① 高齢者等アンケート調査

高齢者の日常の生活状況・健康状態、在宅の要介護者の介護サービスの利用状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月に、40 歳以上の方を対象としたアンケート調査を実施しました。

### ② 介護サービス事業者アンケート調査

介護給付費の推計やサービス事業及び施設整備計画の参考とするため、平成 29 年 8 月から 9 月にかけて、介護サービス事業者の現在のサービス提供状況や今後の事業展開等についてアンケート調査を実施しました。

また、調査を補完するため、必要な事業所への個別ヒアリングを実施しました。

### ③ 地域ケア会議により把握された地域課題等の整理

平成 28 年度から始めた地域ケア会議において扱った相談案件を点検して課題を整理しました。また、平成 27 年度から 29 年度まで設置した地域包括ケア推進協議会において、今後の在宅医療・介護の連携に関する課題を整理しました。

### ④ 鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会による協議

被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、「鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会」を設置しました。

この会議は、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、公募による被保険者代表等に委員として参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

### ⑤ パブリックコメントの実施

計画素案を市のホームページと市の窓口で公表し、平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月にかけて計画内容全般に関する意見募集を行いました。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

---

### 1 高齢者を取り巻く主な課題

---

#### ① 高齢者の社会参加と生きがいの支援

高齢者一人暮らし世帯、高齢者夫婦世帯の割合が増加しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には全国の全世帯の半数に迫る44%が高齢者世帯となり、このうち40%が一人暮らしとなる見込みであり、身近に頼る人のいない高齢者の孤立や、閉じこもり、地縁の希薄化が進んでいます。

高齢者が就労や地域貢献活動等による社会参加に取り組むことにより、高齢者本人の介護予防に効果が表れ、地域社会の担い手となることは、地域づくりの観点から重要であることから、高齢者と社会とのつながりの確保、社会参加と生きがいの場や環境づくりが必要です。

#### ② 自助・互助・共助・公助による高齢者の見守り・支援

高齢者は、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できることを望んでいます。このため、地域住民・関係機関・団体等が連携して、高齢者を地域全体で見守り、支える仕組みづくりが必要です。

生活支援コーディネーターを中心に、地域課題の把握や地域資源の発掘等を進めながら、支援を要する高齢者に対しては、元気な高齢者を中心とした住民主体による新たな生活支援サービスの提供に取り組むことが必要です。

#### ③ 健康づくり・介護予防の充実

市民一人ひとりが主体的に生活習慣の改善に取り組み、生活習慣病の予防や生活の質の向上を図るとともに、早期発見・早期対応による介護予防が必要です。

#### ④ 医療・介護の連携

高齢化の進展により、医療・介護を必要とする医療依存度の高い在宅療養者の増加が見込まれます。医療計画においても、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域において医療提供体制を整えることが求められており、市町村

においては、在宅医療・介護連携を推進する事業の取組が求められています。

また、高齢化が進展する中、認知症高齢者等の増加も見込まれています。認知症の症状が軽度な段階での早期発見・早期対応ができるよう、認知症の人や家族が地域で孤立してしまわないよう、また在宅でも安心して暮らせるよう、医療分野と介護分野の一層の連携が図られる仕組みを構築し、認知症の人や家族が安心して暮らせる体制づくりを進める必要があります。

## ⑤ 高齢者の権利擁護

今後、更なる高齢化や認知症高齢者の増加が進む中、高齢者の権利や尊厳を保持していくために、成年後見制度の周知と利用の促進を図るとともに、高齢者虐待への対応についても地域住民の理解を深めていくことが必要です。

## ⑥ 住まい・移動環境の整備

高齢者の居住の安定を確保するためには、バリアフリー化対応の住まいの確保や、介護サービスや生活支援サービスの一体的な提供が求められています。

高齢者が安全で快適な日常生活を送る上で、住まいや道路、施設等のバリアフリー化、交通機関の充実をはじめ、高齢期の世帯状況や所得等に応じた住み替えなど、高齢者一人ひとりの多様なニーズに対応した環境の整備が必要です。

## ⑦ 介護を受ける者・介護者への支援

長期間の介護は、介護者の肉体的・精神的な負担が大きく、介護者が高齢になれば、介護を受ける側だけでなく、介護者の健康状態までもが危ぶまれます。また、介護のために介護者が離職する場合の経済的負担も深刻化しています。

老老介護が深刻な問題となる中、介護者が安心して介護に取り組めるよう、また、介護のために離職しなくてもいいよう、介護を受ける者と介護者への支援の充実が必要です。

## ⑧ 適正化による介護保険制度の安定的運営の確保

高齢化の進展に伴い、現在の要介護認定者数は、平成12年の介護保険制度当初の約1.7倍まで増加し、給付費も年々増加しています。

介護保険制度の持続かつ安定的運営を図るため、要介護認定やケアマネジメントの適正化や介護サービス事業者に対する給付指導の強化が求められています。

## 2 本市の高齢者の状況

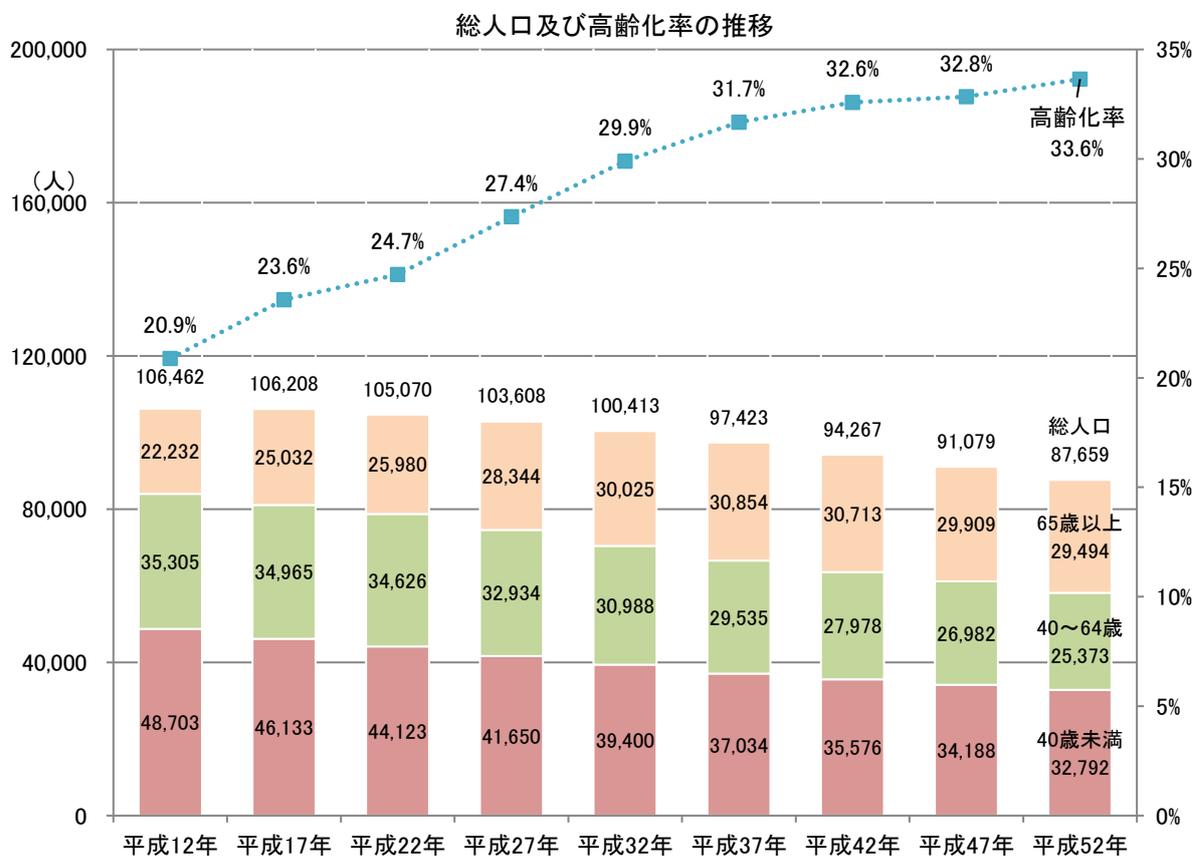
### (1) 高齢者の状況

#### ① 人口の推移

本市の総人口は平成17年から減少に転じ、平成27年は103,608人となっています。高齢化率は27.4%で、平成12年から6.5ポイント増加する一方で、40歳未満と40歳から64歳までの人口は、ともに減少しています。

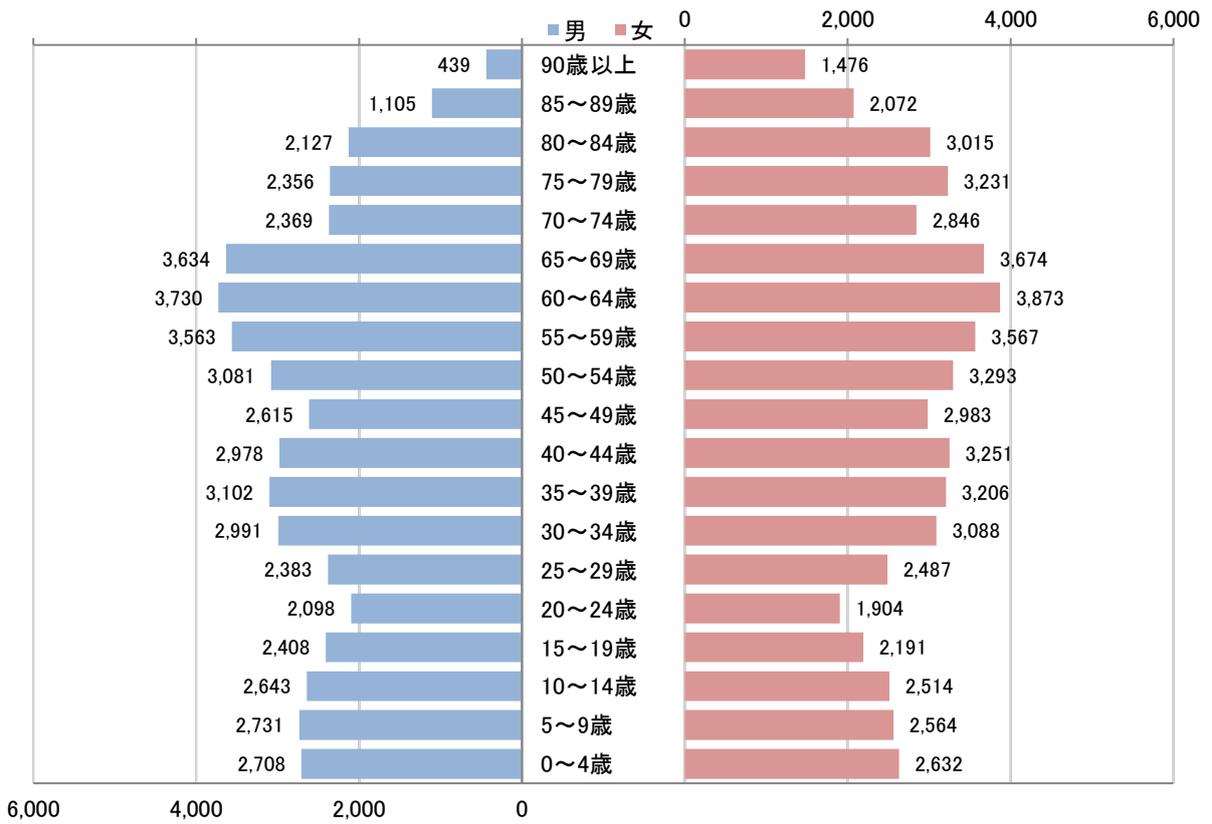
また、本市の人口ピラミッドは高齢者の多いつぼ型で、最も人口が多い年齢層は男女とも60歳から64歳であり、この層が2025年以降に後期高齢者となります。80歳以上の女性の増加が顕著で、主な介護要因である骨折や認知症による医療や介護、独居世帯における地域の見守り等への影響を考慮する必要があります。

推計では、今後も人口は減少し、高齢者数は平成37年に減少に転じますが、高齢化率はその後も上昇し続けます。少子高齢化の進展は県内他市町村より比較的緩やかなものの、高齢者を支える現役世代の負担は今後も増加が見込まれ、社会保障費の負担増加や介護・医療の人材確保等が課題となっています。

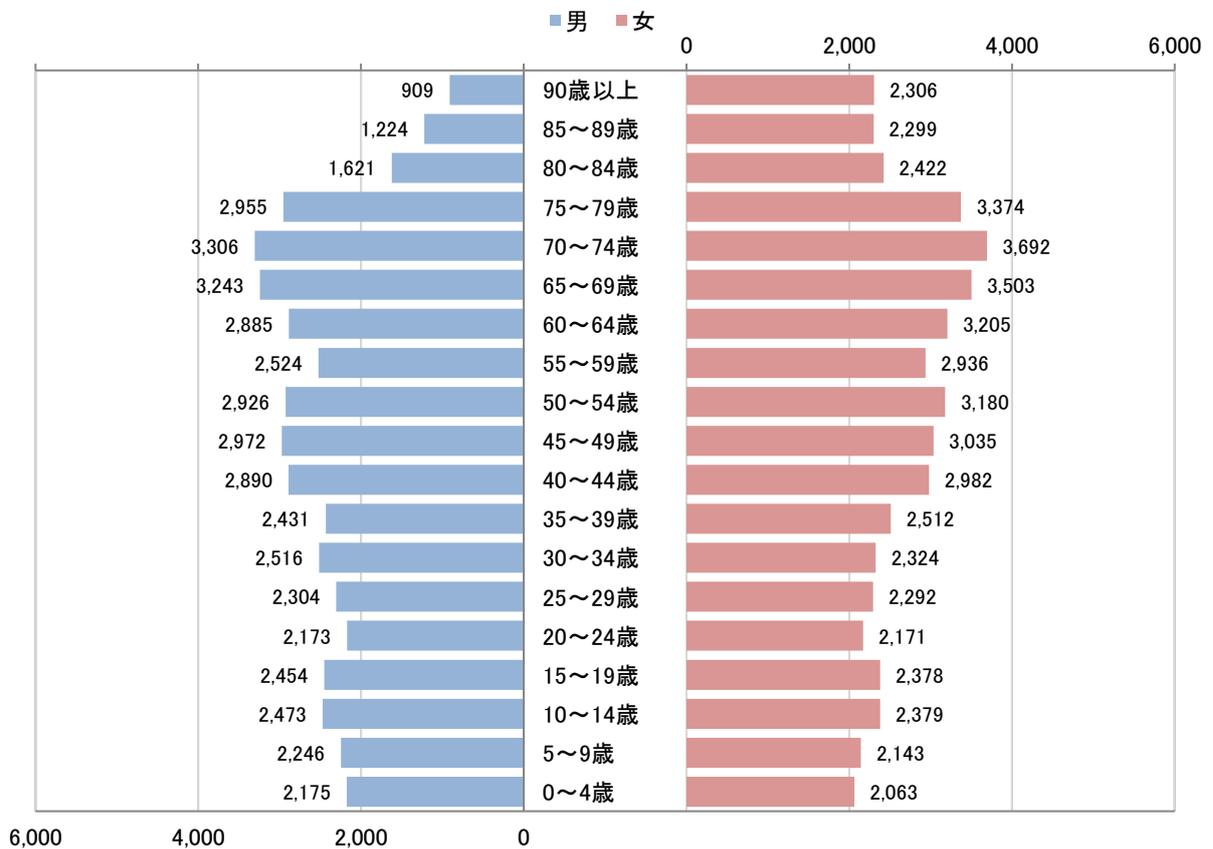


(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

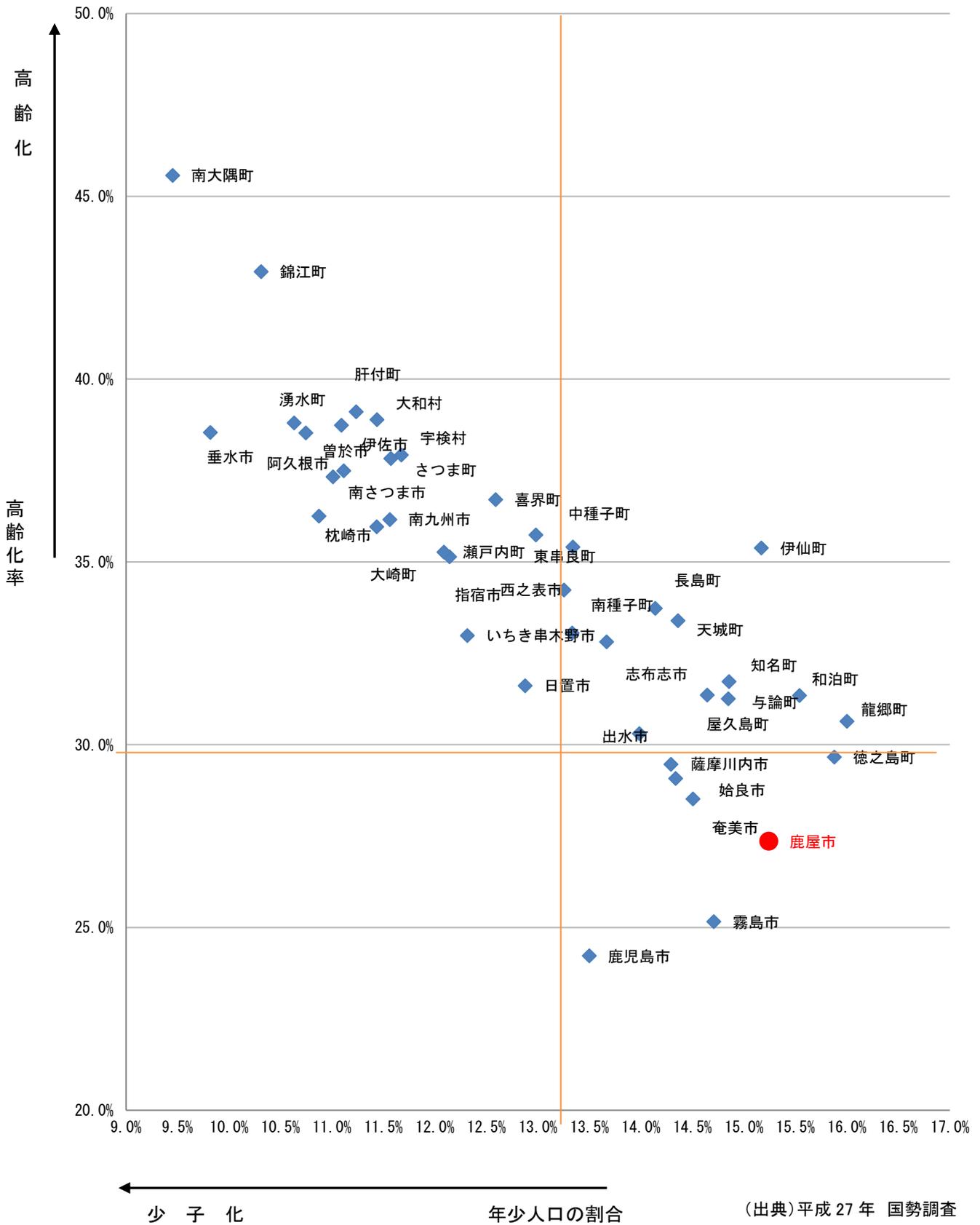
鹿屋市 2015年 人口ピラミッド



鹿屋市 2025年 人口ピラミッド



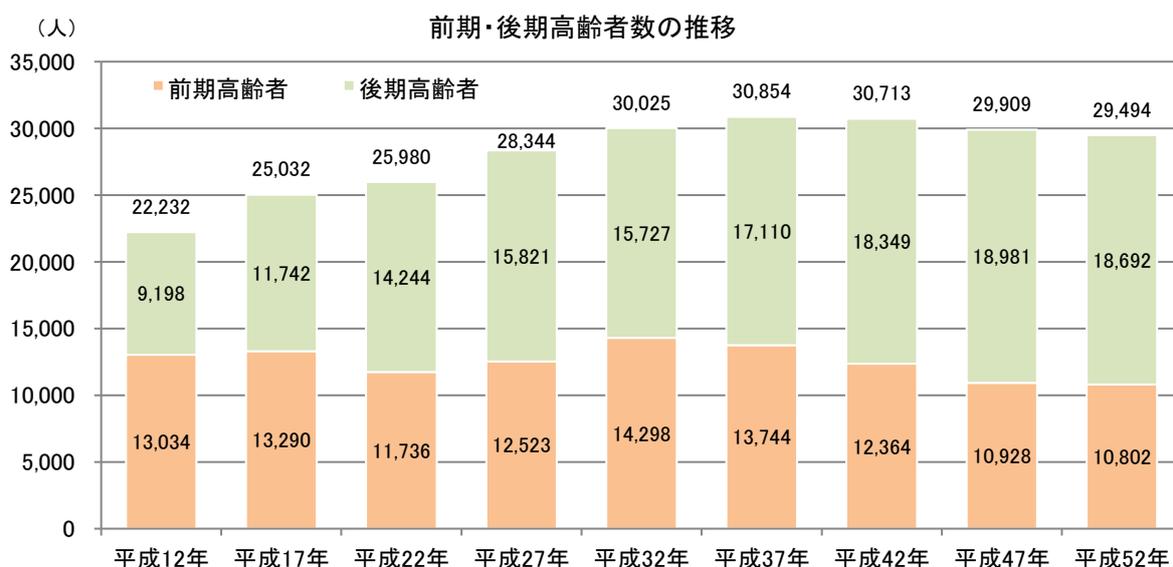
### 他市町村との少子高齢化状況の比較



## ② 前期・後期高齢者数の推移

平成27年の高齢者人口は28,344人で、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しており、総人口に占める前期高齢者の割合は12.1%、後期高齢者は15.3%です。

今後の推計では、前期高齢者数が伸び、高齢者数は平成37年にピークを迎えます。以後、前期高齢者数が減少し、後期高齢者数が増加に転じる見込みです。



(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

## (2) 高齢者世帯の状況

高齢者を含む世帯数は、平成27年に18,063世帯で、増加し続けています。

推計では、今後も高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯ともに増え続け、平成27年から平成37年に合計で15%程度増加し、平成37年度には全世帯の45%が高齢者を含む世帯となり、うち71%（全世帯の32%）が高齢者のみの世帯となります。

高齢者を含む世帯数の推移

項目別	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年推計	H37年推計
世帯数	42,734	43,642	44,260	44,720	45,483	46,140
高齢者を含む世帯数	15,022	16,282	16,689	18,063	19,669	20,692
(構成)	(35.2%)	(37.3%)	(37.7%)	(40.4%)	(43.2%)	(44.8%)
高齢者独居世帯数	5,031	5,528	5,800	6,490	7,112	7,570
(構成)	(33.5%)	(34.0%)	(34.8%)	(35.9%)	(36.2%)	(36.6%)
高齢者夫婦世帯数	5,470	5,996	6,006	6,326	6,876	7,186
(構成)	(36.4%)	(36.8%)	(36.0%)	(35.0%)	(34.9%)	(34.7%)
高齢者同居世帯数	4,521	4,758	4,883	5,247	5,681	5,936
(構成)	(30.1%)	(29.2%)	(29.3%)	(29.1%)	(28.9%)	(28.7%)

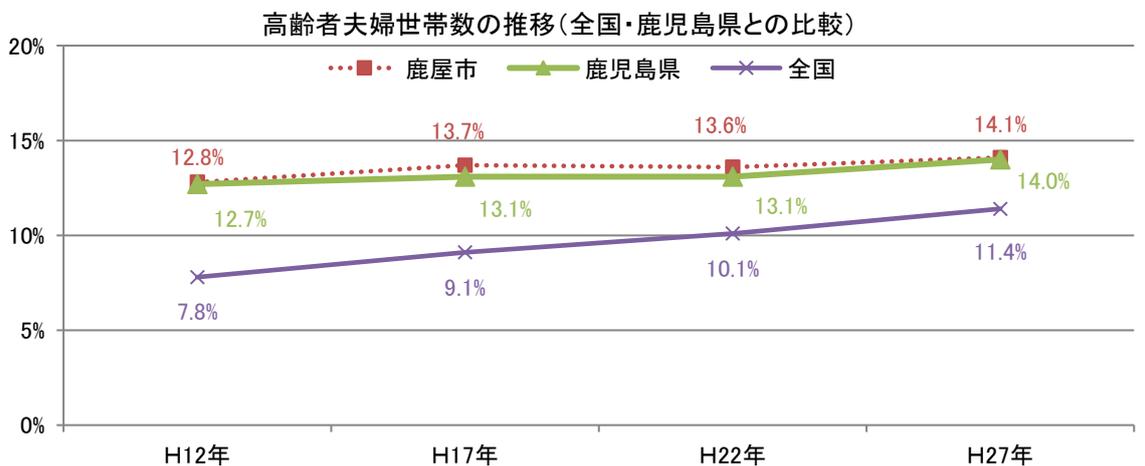
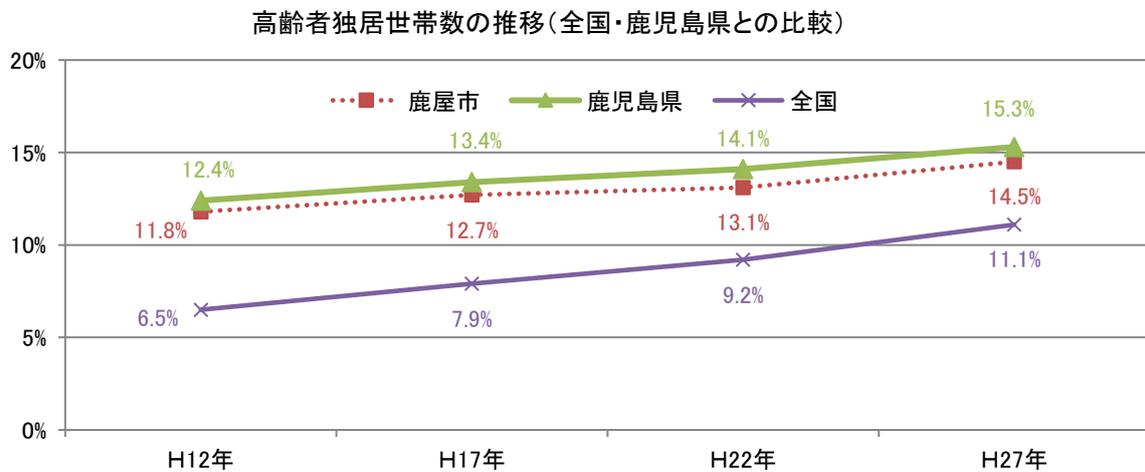
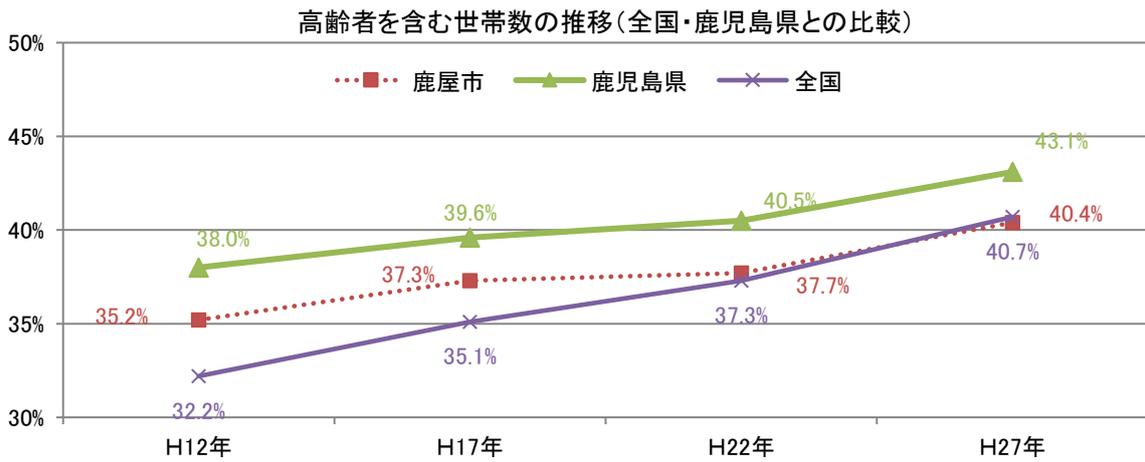
(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

平成27年度高齢者夫婦世帯の構成

(単位:世帯)

夫	65歳～74歳 75歳以上 計	妻		
		60～74歳	75歳以上	計
		2,948 (46.6%)	103 (1.6%)	3,051 (48.2%)
		930 (14.7%)	2,345 (37.1%)	3,275 (51.8%)
		3,878 (61.3%)	2,448 (38.7%)	6,326 (100.0%)

(出典)国勢調査(H27)



### (3) 高齢者の就業状況

平成27年の高齢者の就業者数は、前期高齢者は4,425人、後期高齢者は1,531人で、平成22年と比較すると何れも増加しています。総就業者に占める高齢者の割合と、高齢者人口に占める就業者の割合も増加していますが、平成17年度と比べると大きな変化は見られず、高齢者の就業は進んでいません。

業種別内訳をみると、就業者全体では約5割をサービス業・その他が占めているのに対して、高齢者は農林漁・鉱業が約3割強となっています。

高齢者就業状況推移

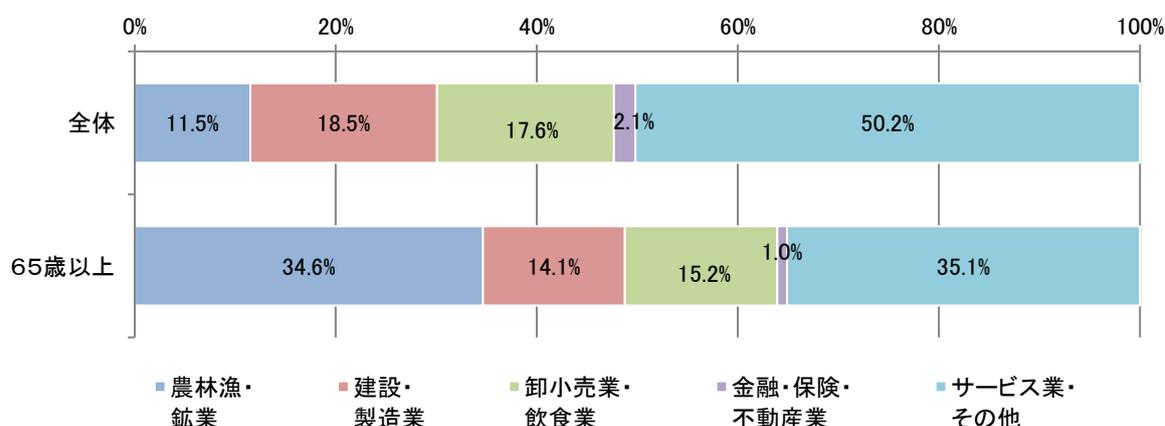
	総就業者数 (A)	65歳以上人口 (B)	65歳以上の就業者数			総就業者に占める高齢者の割合 (C/A)	高齢者人口に占める就業者の割合 (C/B)
			(C)	65～74歳	75歳以上		
平成17年	49,440	25,032	5,696	4,416	1,280	11.5%	22.8%
平成22年	47,485	25,980	4,845	3,418	1,427	10.2%	18.6%
平成27年	46,522	28,344	5,956	4,425	1,531	12.8%	21.0%

(出典) 国勢調査(H27年)

区分	就業人口 総数 (人)	業種別内訳				
		農林漁・ 鉱業	建設・ 製造業	卸小売業・ 飲食業	金融・保険・ 不動産業	サービス業・ その他
総数	46,522	5,354	8,628	8,198	989	23,353
男	25,222	3,400	6,089	4,443	482	10,808
女	21,300	1,954	2,539	3,755	507	12,545

(出典) 国勢調査(H27年)

高齢者就業状況

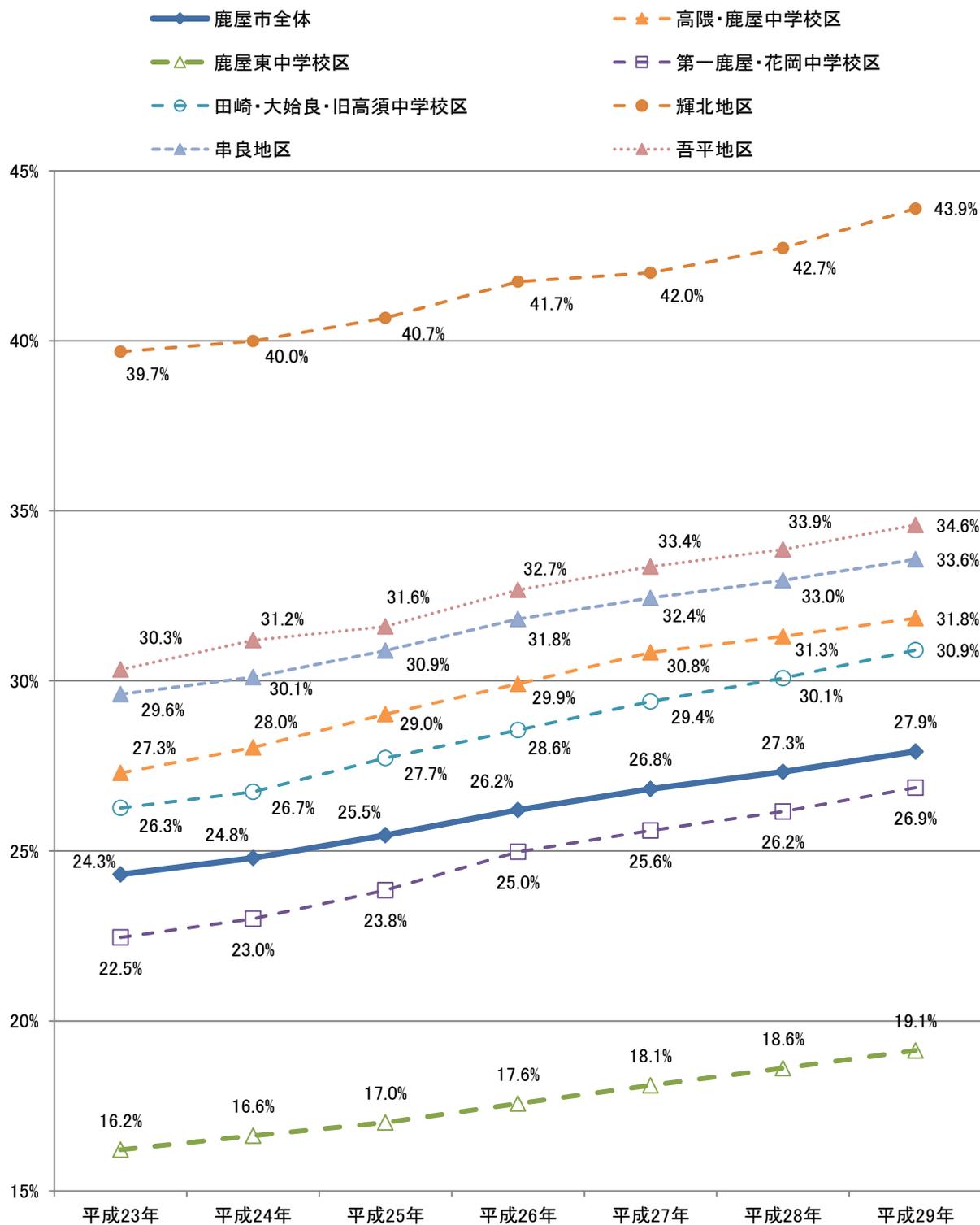


(出典) 国勢調査(H27年)

#### (4) 各地域における高齢化の状況

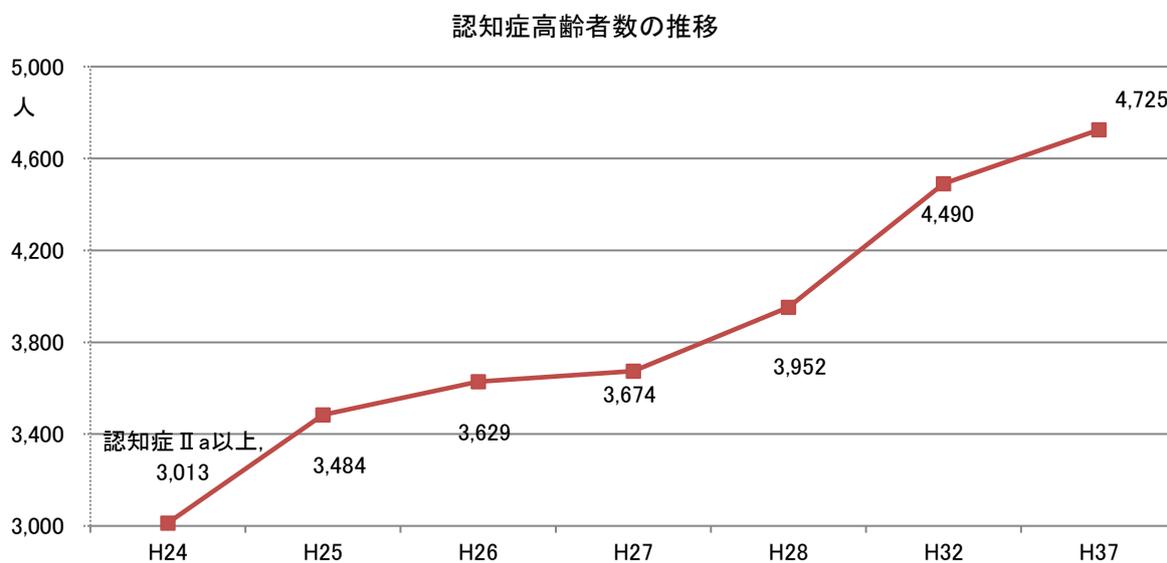
すべての日常生活圏域で高齢化が進んでおり、輝北地区の高齢化率は43.9%に達しています。

各地域における高齢化の状況



## (5) 認知症高齢者の状況

要介護認定を受けた高齢者のうち、Ⅱ a 以上の認知症と診断された高齢者は、毎年増加しており、平成28年度は3,952人となっています。高齢者数の増加により、認知症高齢者数は今後も増加し、平成37年度には4,725人程度になる見込みです。



(出典)平成24年度から28年度実績に基づくトレンド推計

### 3 本市の介護保険の利用状況等

#### (1) 要介護認定率等の推移

本市の平成28年度の要介護認定率は20.8%で、市民の健康志向や窓口相談の充実等により低下しつつあるものの、全国よりなお高い水準にあります。

介護サービスの利用者の合計は5,113人で、認定者の15%（要支援27%・要介護12%）余りが介護サービスを利用していません。全国に比べて未利用率が高く、支援を要する高齢者に適切なサービスが届いていないことも見込まれ、包括的支援事業をさらに充実し適切なサービスへの引継ぎを強化する必要があります。

介護認定申請件数は、認定者数の減少にもかかわらず増加しており、認定申請の時期や適用する認定期間の見直し等について検証が必要です。

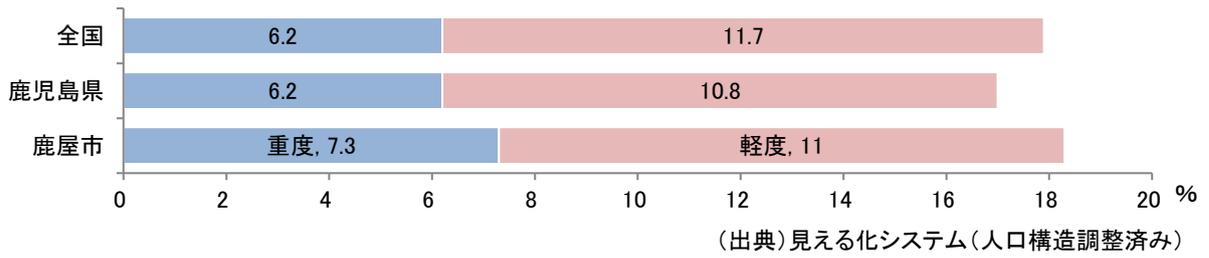
平均要介護度も低下傾向ですが、重度（要介護3～5）の認定を受ける人の割合が全国等と比べると高い水準にあります。

要介護認定者等の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
人口	105,525	105,297	105,070	104,778	104,485	104,192	103,900	103,608	102,968	
高齢化率	24.3%	24.5%	24.7%	25.2%	25.8%	26.3%	26.8%	27.4%	27.9%	
第1号被保険者数	25,581	25,660	25,516	25,722	26,386	27,048	27,755	28,178	28,664	
要介護認定者数(第1号)	要支援1	598	676	550	549	491	518	504	611	575
	要支援2	669	665	701	775	899	854	927	893	901
	要介護1	675	765	834	867	885	921	935	1,015	974
	要介護2	829	865	953	943	979	1,106	1,081	1,022	1,108
	要介護3	827	737	772	823	786	785	815	776	788
	要介護4	689	759	783	800	896	912	947	981	929
	要介護5	653	697	695	693	682	688	686	696	678
	合計	4,940	5,164	5,288	5,450	5,618	5,784	5,895	5,994	5,953
要介護認定率	平均要介護度	2.34	2.32	2.34	2.33	2.32	2.32	2.31	2.28	2.28
	鹿屋市	19.3%	20.1%	20.7%	21.2%	21.3%	21.4%	21.2%	21.3%	20.8%
	県	18.5%	18.9%	19.8%	20.3%	20.6%	20.5%	20.4%	20.2%	19.9%
全国	16.0%	16.2%	16.9%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%	
認定者数(第2号)	156	168	170	167	160	162	140	127	119	
認定者数(合計)	5,096	5,332	5,458	5,617	5,778	5,946	6,035	6,121	6,072	
サービス利用者数	3,995	4,148	4,299	4,547	4,716	4,869	4,948	5,035	5,113	
介護認定申請件数	6,587	6,863	7,258	7,234	7,030	7,272	7,379	7,571	7,715	

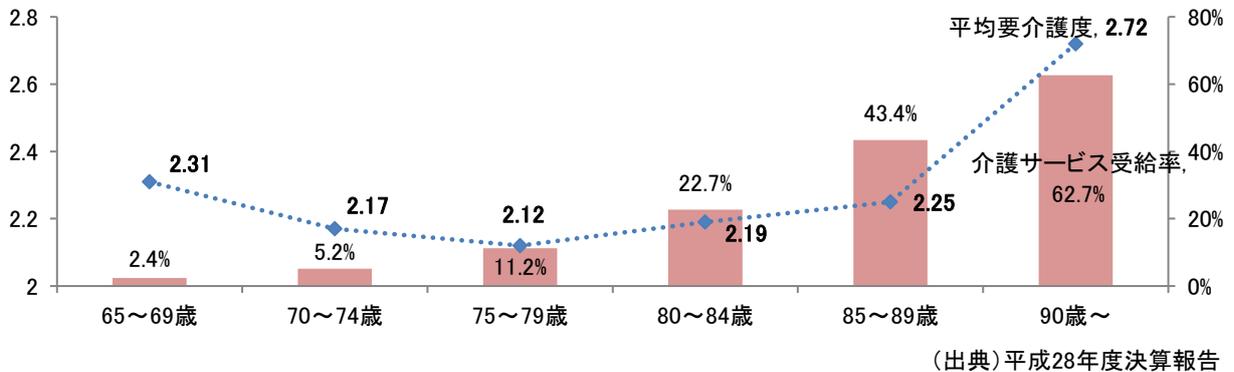
(出典)「見える化システム(介護保険事業状況報告)」、サービス利用者数と介護認定申請は「決算報告」  
平均要介護度は、要支援の利用者数に0.375を乗じて平均値を算出

平成 28 年度介護認定率の重度(要介護 3～5)と軽度の内訳(要支援 1～要介護 2)



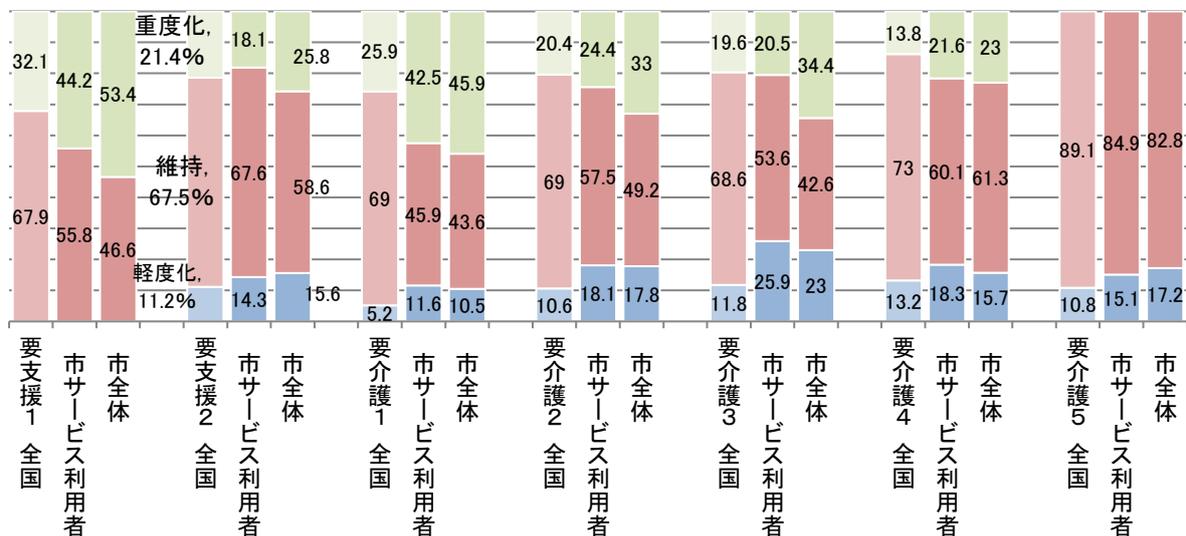
介護サービスの利用率は加齢に伴って上昇し、90歳以上は6割が利用しています。利用サービスの内訳は、デイサービス等の在宅系は高齢者の13.3%、グループホーム等の居住系は2.0%が利用し、県内、全国と比較して高くなっています。施設利用は3.0%で、県内比較では低いものの、全国と比較すると同程度です。

年齢区分毎の平均要介護度と介護サービス受給率



要介護認定を受けた方の「1年後の要介護度の変化」を全国と比較すると、重度化、軽度化とも増加しています。認定期間が短く状態変化が生じやすいことが主な原因ですが、自立のための支援が十分に機能していないことも考えられます。

要介護認定者の1年後の要介護度の変化(平成27-28年度)



介護サービス利用の有無による変化では、サービスを継続利用していない人を含む市全体の変化が、サービスを継続利用している人より重度化しています。サービスを利用しないことで重度化が進んでおり、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携の充実が必要です。

## (2) 給付費の状況

給付実績は、平成27年度の介護報酬改定等により伸び率が鈍化しています。

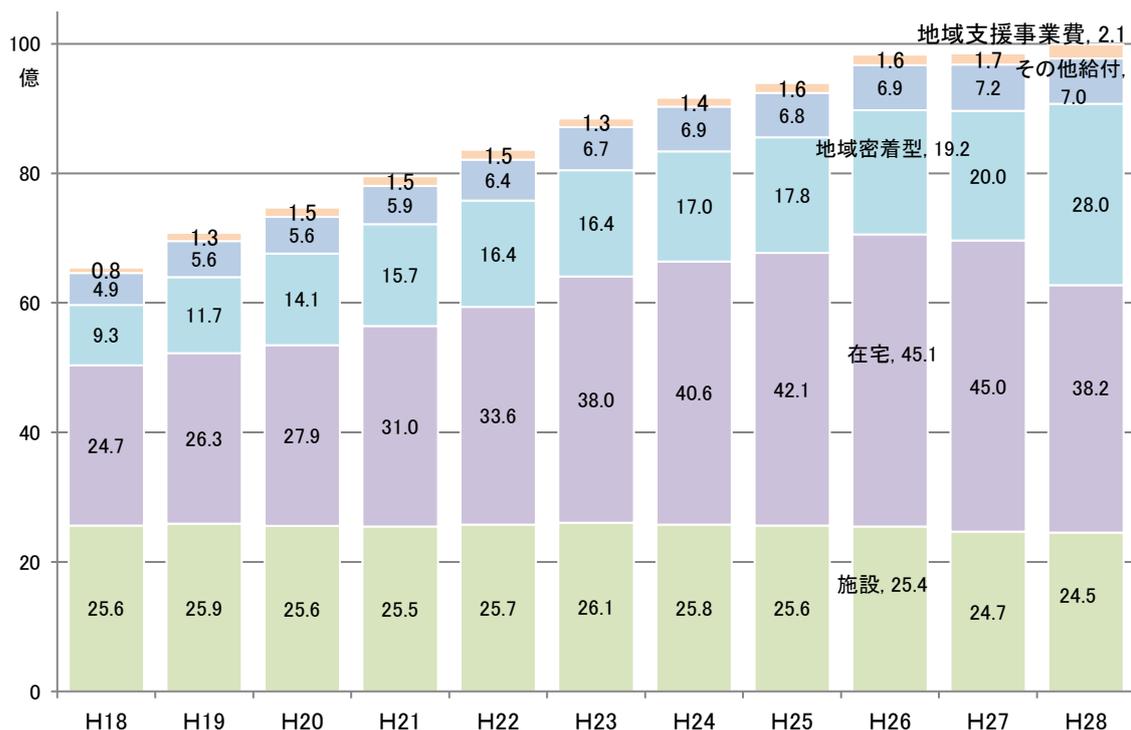
サービス毎には、平成28年度から、定員18人以下の通所介護が地域密着型に移行し、平成29年度から介護予防通所介護・訪問介護が地域支援事業に移行したため、在宅サービス給付費が減少しています。なお、在宅サービスのうち、訪問介護と通所介護については利用が増加し、給付費が伸びています。

また、第1号被保険者一人当たりの全体の給付費も県内で最も高くなっています。要介護状態の重い人が多いほか、在宅サービスを中心に介護サービスの利用が多いこと等が原因と考えられます。

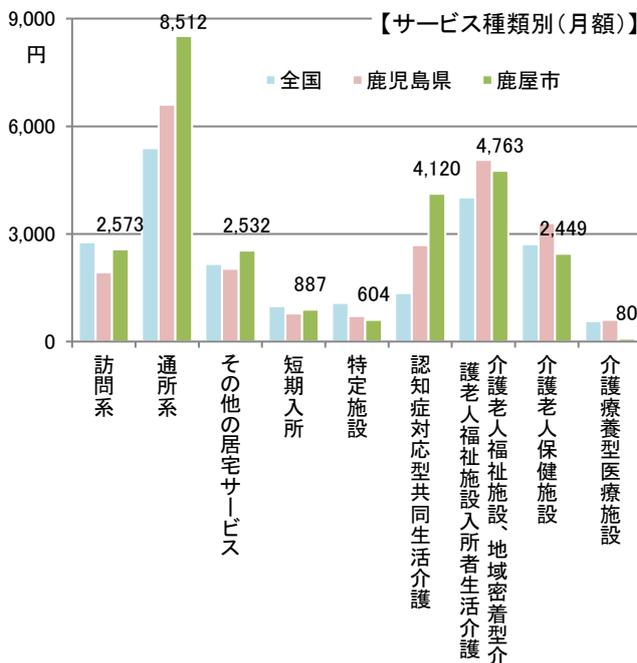
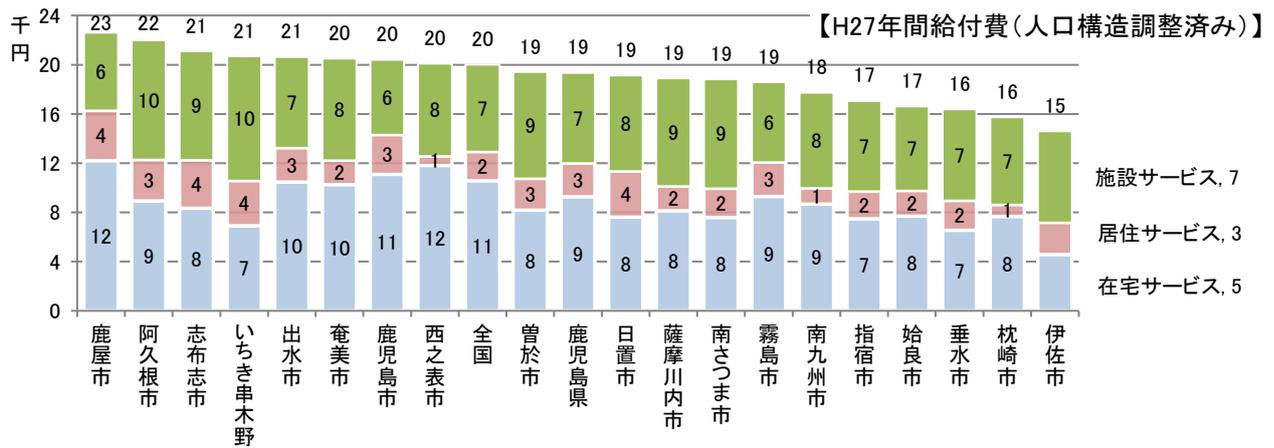
高齢者等アンケート調査の結果では、暮らしの経済的な状況が苦しいと回答した在宅介護者の割合が県全体より高いことから、介護サービス以外の支援を組み合わせるなど、多様な支援のあり方を検討する必要があります。

なお、本市の介護保険料額は県内で上位にありますが、保険料の仕組みを知らない高齢者も多いことから、給付費と介護保険料について啓発を図る必要があります。

介護保険事業特別会計(介護保険計画)事業 歳出決算額の推移



第1号被保険者1人当たり介護給付費(H27・人口構造調整済み)



(出典)見える化システム

### (3) サービス供給の状況

本市の要介護認定者一人当たり介護サービスの定員は、全国と比較して施設サービスが若干低いものの、在宅、居住ともに高く、供給は充実しています。

また、平成29年に実施した介護サービス事業者アンケート調査によると、サービス供給には概ね余裕があり、今後も大きな需要増加は見込まない事業所が多く、人員不足もあって事業拡大に積極的な事業所は多くありません。

要介護認定者一人当たり定員

サービス	鹿屋市		鹿児島県		全国	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
在宅	0.320	0.287	0.282	0.245	0.224	0.189
居住	0.097	0.095	0.077	0.072	0.077	0.066
施設	0.146	0.146	0.097	0.095	0.155	0.143

(出典)見える化システム

## 4 高齢者等アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

高齢者保健福祉計画・第7期鹿屋市介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者等の実態や意識・意向を調査・分析するための基礎資料とすることを目的に実態調査を実施しました。

#### ② 調査の実施期間

平成28年12月26日（月）～平成29年1月15日（日）

#### ③ 調査の種類・対象者・回収率等

	一般高齢者調査	若年調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者	65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者	40歳以上65歳未満の者のうち、要介護認定を受けていない者	40歳以上の者のうち、要介護認定を受けている者(在宅)
対象者抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送発送・回収	郵送発送・回収	郵送発送・回収
配布数	1,600件	1,300件	1,100件
回収数	537件	601件	589件
回収率	33.6%	45.6%	53.5%

#### ④ 報告書

別冊「鹿屋市介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査報告書（平成29年3月）」

- 単一回答における構成比（％）は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。
- 構成比（％）は、回答人数を分母として算出しています。
- 表記中のN＝は、回答者数を表しています。

## (2) 調査結果比較（鹿屋市の傾向）

本市の調査結果を、県全体又は肝属圏域と比較した結果、特徴的な傾向は次のとおりです。

### ① 一般高齢者調査

- 趣味があるとする割合が高い  
（「ある」県67.7% 肝属圏域63.3% 鹿屋市76.2%）
- 家族や友人・知人以外での相談相手がいない割合が高い  
（「そのような人はいない」県19.6% 肝属圏域21.5% 鹿屋市27.1%）
- 住まいの地域につながりがあると感じる人の割合が低い  
（「とても感じる＋少し感じる」県71.4% 肝属圏域71.0% 鹿屋市66.2%）
- 1年間に社会活動に活動・参加したものはないとする割合が高い  
（「活動・参加したものはない」県20.2% 肝属圏域25.6% 鹿屋市25.2%）
- 介護保険料の仕組みについて、理解できていない人の割合が高い  
（「あまり理解していない＋ほとんど理解していない」県26.3% 肝属圏域25.6% 鹿屋市29.5%）
- 将来、自宅で家族に依存せずサービスを利用したい人の割合が高い  
（「自宅で家族に依存せずサービスを利用」県27.7% 肝属圏域27.8% 鹿屋市31.8%）
- 在宅で介護を受けたい理由として、入所は経済的に困難とする割合が高い  
（「入所は経済的に困難」県7.5% 肝属圏域8.8% 鹿屋市12.8%）
- 「介護予防」という言葉を聞いたことがないとする割合が高い  
（「ない」県35.1% 肝属圏域42.3% 鹿屋市40.1%）
- 認知症の相談窓口を知らないとする割合が高い  
（「知らない」県25.6% 肝属圏域27.5% 鹿屋市30.0%）

### ② 在宅要介護（要支援）者調査

- 現在の暮らしの経済的な状況が概ね苦しいとする割合が高い  
（「大変苦しい＋やや苦しい」県32.8% 肝属圏域34.2% 鹿屋市46.5%）
- 過去1年間に転んだ経験が何度もあるとする割合が高い  
（「何度もある」県37.8% 肝属圏域37.2% 鹿屋市44.1%）
- 昨年と比べて外出の回数が減っている割合が高い  
（「とても減っている＋減っている」県51.5% 肝属圏域48.2% 鹿屋市62.0%）
- 外出を控えている人の割合が高い  
（「はい」県59.3% 肝属圏域56.8% 鹿屋市69.6%）

- 半年前に比べて固いものが食べにくくなったとする割合が高い  
（「はい」県48.4% 肝属圏域40.7% 鹿屋市56.0%）
- お茶や汁物等でむせることがあるとする割合が高い  
（「はい」県41.0% 肝属圏域37.0% 鹿屋市51.1%）
- 口の渇きが気になるとする割合が高い  
（「はい」県38.9% 肝属圏域33.6% 鹿屋市49.6%）
- 現在の健康状態について概ね良いとする割合が低い  
（「とても良い+まあ良い」県53.5% 肝属圏域54.0% 鹿屋市40.9%）
- この1か月、気分が沈んだり憂鬱な気持ちになることがあったとする割合が高い  
（「はい」県46.4% 肝属圏域44.4% 鹿屋市59.3%）
- 過去1年の間に、あなたの介護のために仕事を辞めた家族・親族がいるとする割合が高い  
（「主な介護者が仕事を辞めた」県8.7% 肝属圏域8.0% 鹿屋市12.8%）
- 介護サービス以外の支援・サービスを利用していない割合が低い  
（「利用していない」県38.1% 肝属圏域41.0% 鹿屋市29.1%）
- 介護サービスを全く利用したことがないとする割合が高い  
（「全く利用したことがない」県8.5% 肝属圏域5.8% 鹿屋市13.4%）
- 要介護者が利用しているサービスについて、要介護者が満足している割合は高く、介護者が満足している割合は低い  
（「満足+ほぼ満足」要介護者：県 70.0% 肝属圏域 75.0% 鹿屋市 84.1%、  
介護者：県 59.0% 肝属圏域 57.0% 鹿屋市 50.8%）

### ③ 若年者調査

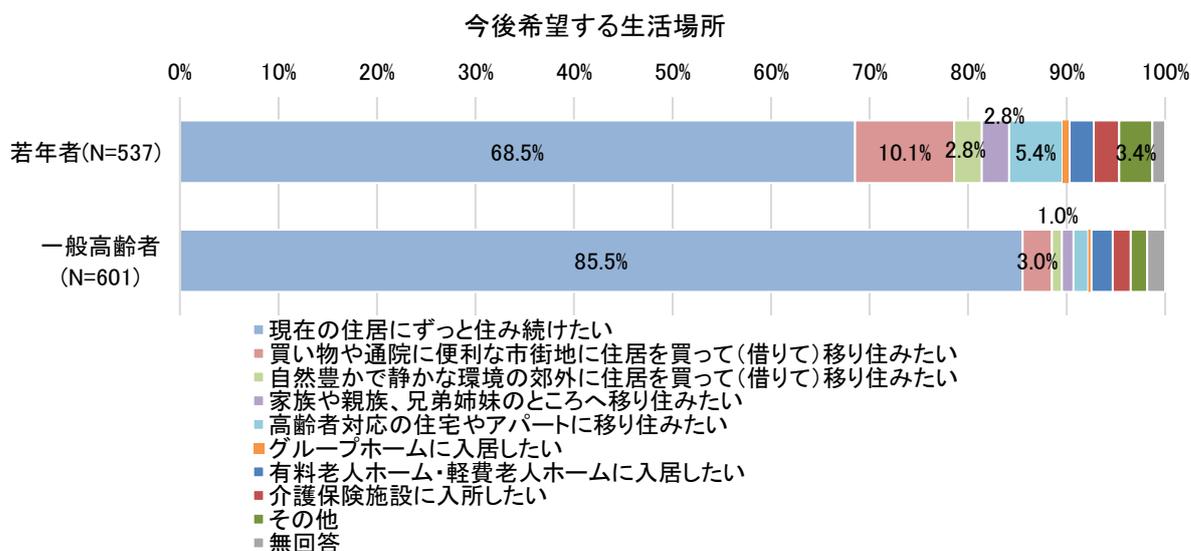
- 地域における、一人暮らし高齢者、認知症の方など要援護世帯への安否確認や見守りの状況は行われているとする割合が低い  
（「十分に行われている+どちらかといえば行われている」県43.0% 肝属圏域34.0% 鹿屋市27.3%）

### (3) 個別調査結果

#### ① 住み慣れた地域での居住意向

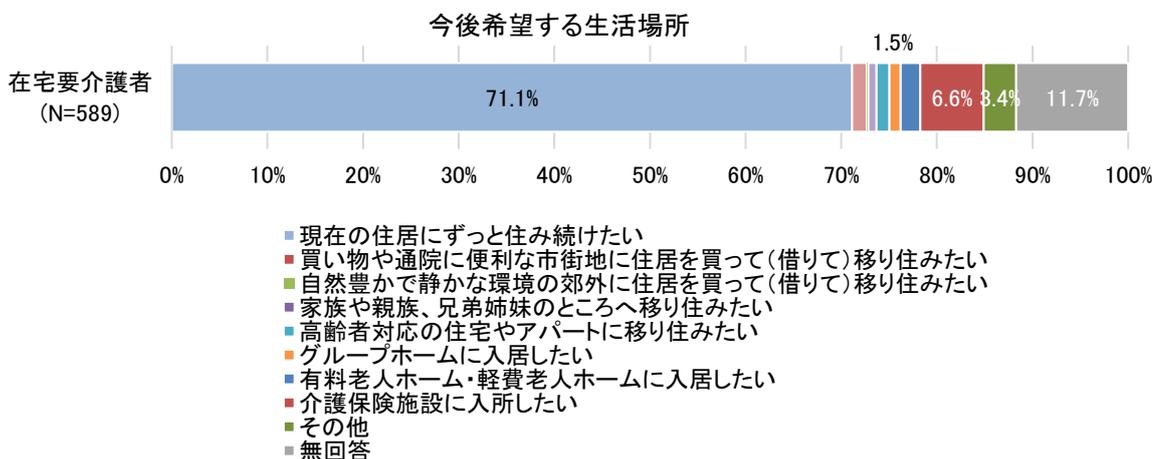
「一般高齢者」の9割弱、「若年者」の約7割が「現在の住居にずっと住み続けたい」とし、住み慣れた地域における生活を望んでいます。

また、将来介護を受けることになった場合、どのような介護を受けたいかについては、「若年者」「一般高齢者」のどちらも約7割が「自宅で介護を受けたい」としています。



「在宅要介護者」は、約7割が「現在の住居にずっと住み続けたい」とし、住み慣れた地域における生活を望んでいます。しかし、「現在の住居にずっと住み続けたい」と回答した方のうち、約3割が特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所の申込みをしているとし、理由として「身体機能の低下が心配である」、家族などの「介護者に負担をかけたくない」としています。

「介護者」が今後どのような介護を行いたいかについては、「介護サービス等も利用しながら、在宅で介護したい」が最も多く約4割となっています。

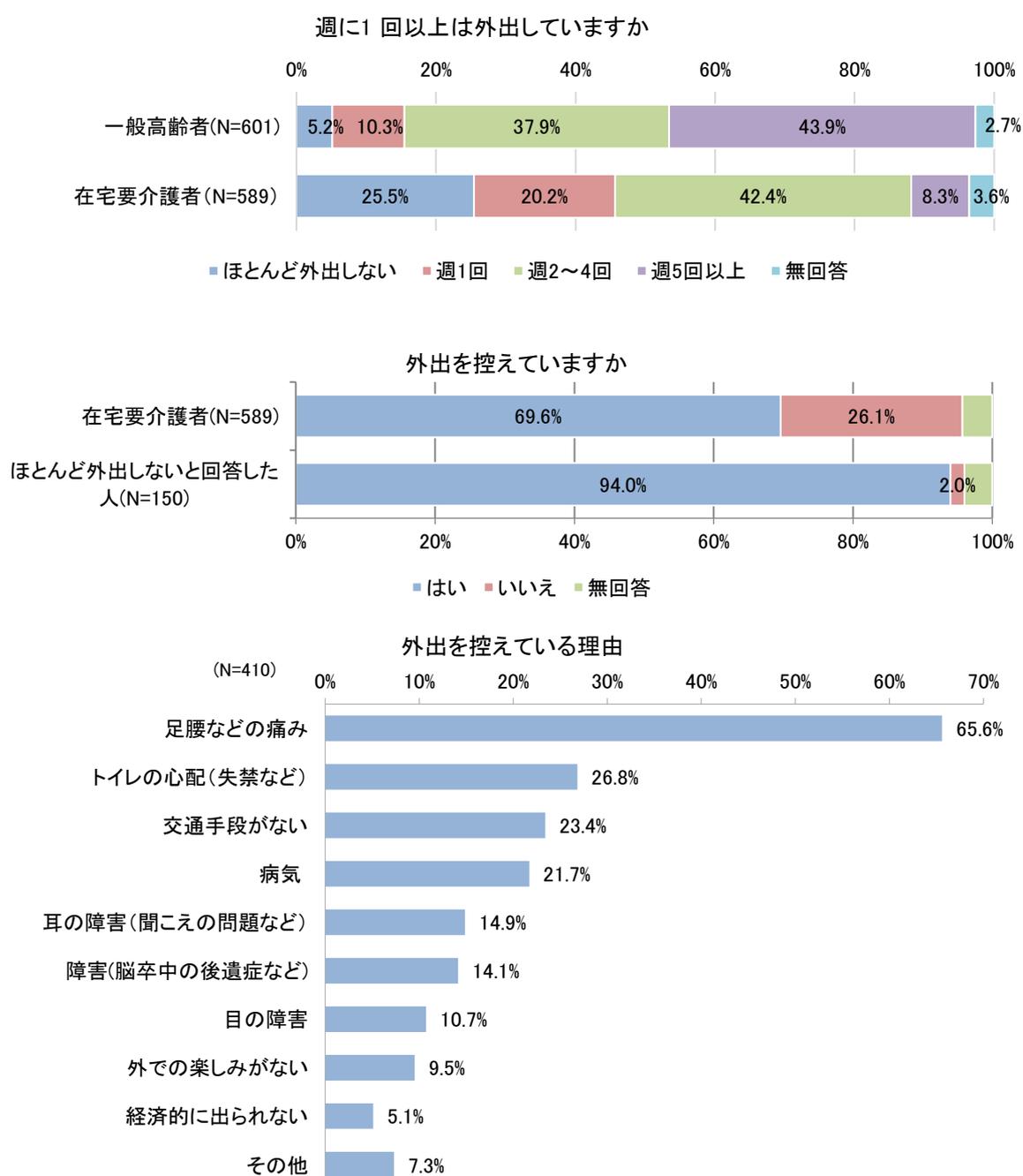


## ② 外出頻度

外出頻度について、「一般高齢者」の約9割は「週に1回は外出している」としてはいますが、「吾平地区」「輝北地区」では外出頻度が低くなっています。

「在宅要介護者」では、約3割が「ほとんど外出していない」とし、その約9割が「外出を控えている」としてはいます。その理由としては、「足腰などの痛み」が約7割と最も多く、高齢になるほど割合が高くなっています。

高齢者の閉じこもりは、寝たきりや認知症発症の一因となる可能性があるため、外出に対する不安感の解消や高齢者の外出する機会を創出するなど、健康の維持や外出する意欲を高める施策の充実が必要です。



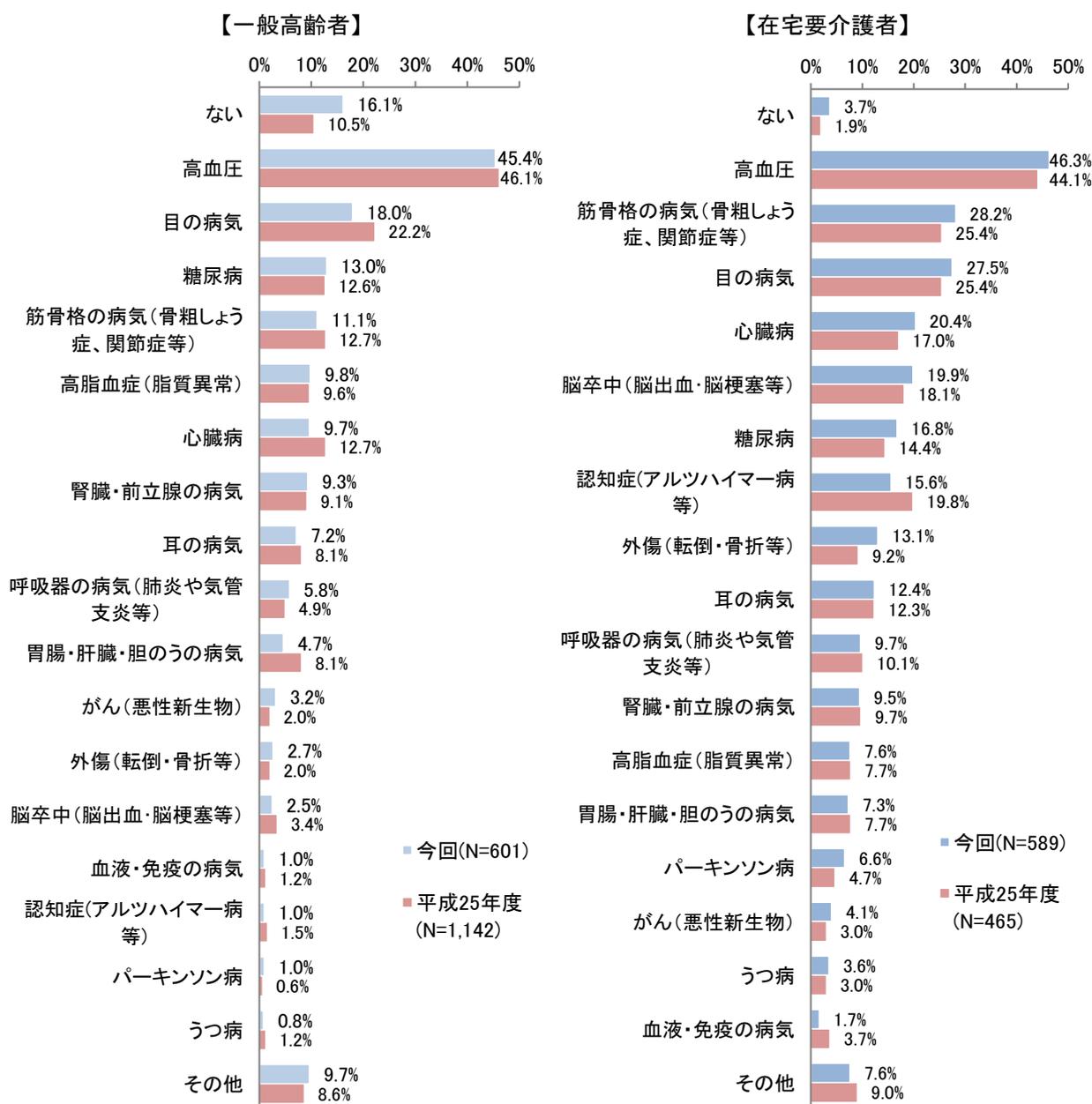
### ③ 健康状況（疾病状況）について

現在治療中又は後遺症のある病気については、「一般高齢者」「在宅要介護者」とともに「高血圧」が約5割弱となっており、次いで「一般高齢者」では「目の病気」、「在宅要介護者」では「筋骨格の病気」が上位となっています。

「若年者」「一般高齢者」の約2割、「在宅要介護者」の約5割が健康状況が「(あまり)よくない」とし、「健康づくりのための1回30分以上の運動習慣」は、「若年者」の約7割、「一般高齢者」の約4割が「習慣がない」としています。

定期健診の受診勧奨により生活習慣病等の早期発見・早期治療に努め、健康教室等による適度な運動、栄養教室による食生活の改善などの取組への参加促進が引き続き重要です。

現在治療中又は後遺症のある病気

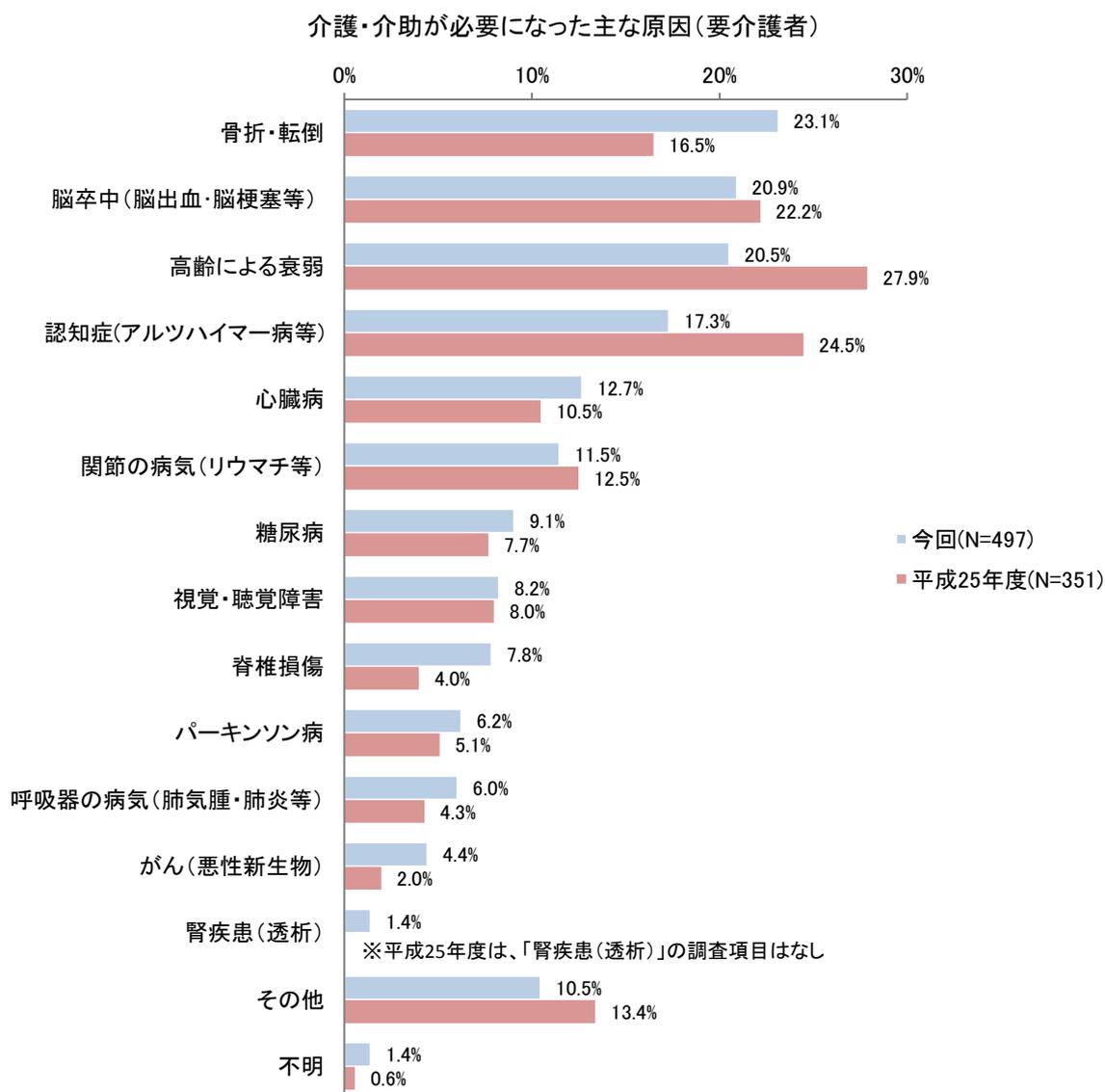


#### ④ 介護等が必要になった主な原因

「要介護者」の介護が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」が最も多く、地区別では「輝北地区」が40%と最も高くなっています。年齢別では、65～74歳は「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が高く、高齢になるほど「認知症（アルツハイマー病等）」「骨折・転倒」の割合が高くなっています。

前回調査結果と比較すると、「骨折・転倒」が約7ポイント増加し、「高齢による衰弱」「認知症」が約7ポイント減少しています。

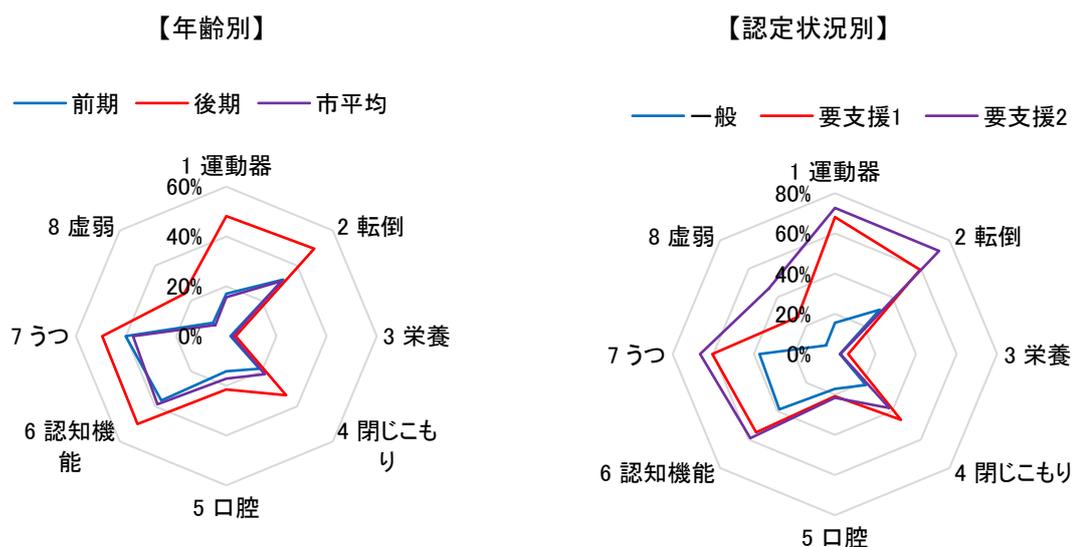
高齢者の骨折による長期間の安静状態は、下半身の筋力低下や歩行困難を招き、寝たきりにつながる一因となります。「現在の住居にずっと住み続けたい」というニーズも高いことから、加齢とともに現れる身体機能の低下を抑制するため、健康教室等への参加を積極的に促すとともに、居住支援のための施策を進め、予防の観点を含めた住宅のバリアフリー化の重要性を周知し、住宅改修を促進することも必要です。



## ⑤ 生活機能について（日常生活機能判定結果）

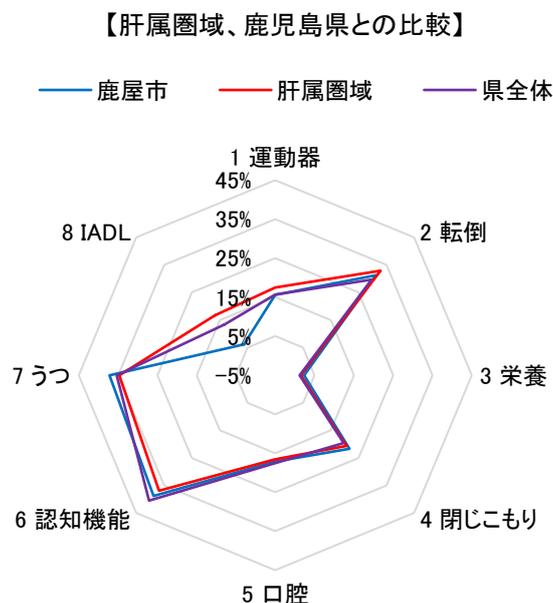
年齢別の日常生活機能低下者の割合をみると、「後期高齢者」がいずれの項目も最も高く、「運動器」において「前期高齢者」との差異が大きくなっています。

認定状況別の割合をみると、各項目で「一般」「要支援1」「要支援2」の順に高くなっています。項目別では、「虚弱」において、「要支援1」と「要支援2」で属性間の差が大きくなっています。

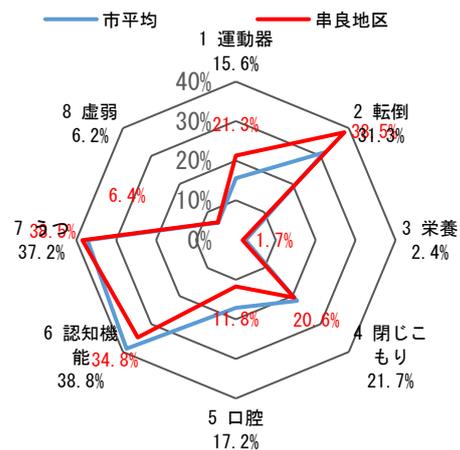
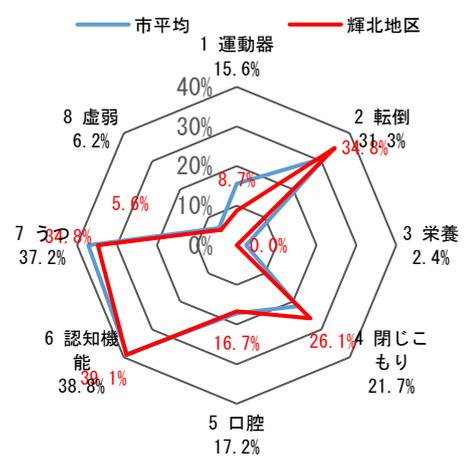
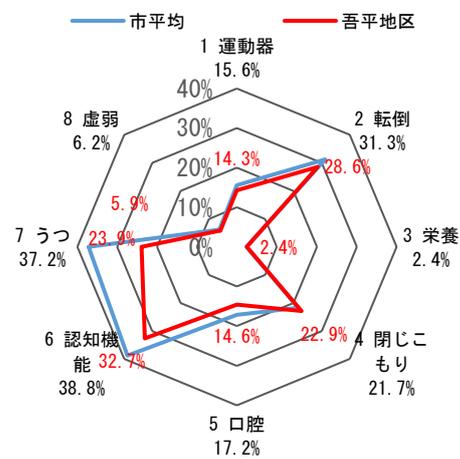
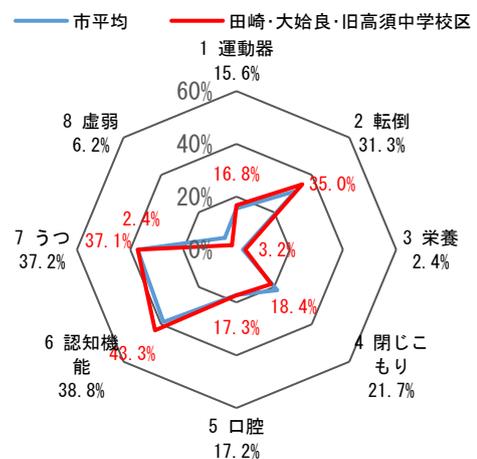
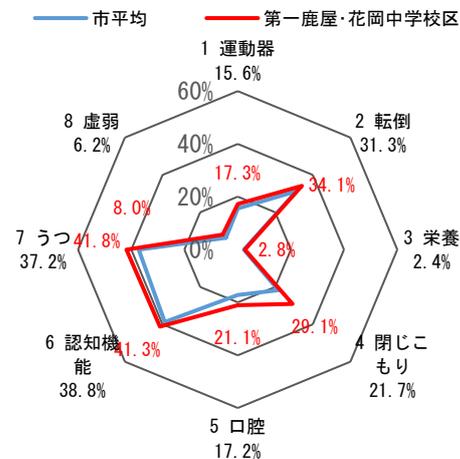
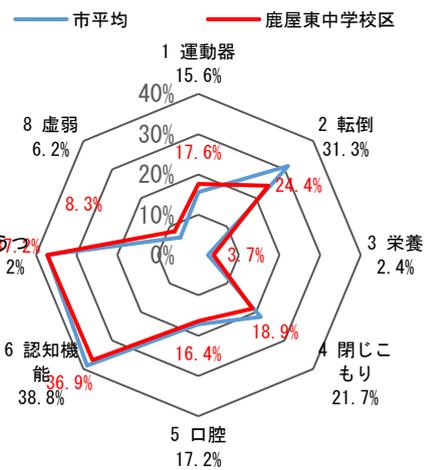
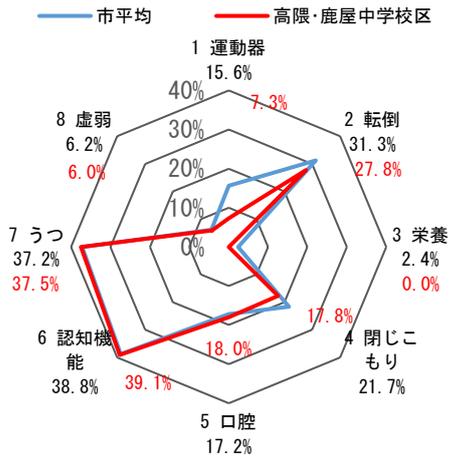


肝属圏域、鹿児島県全体と比較すると、「栄養」「閉じこもり」「うつ」の項目において、日常生活機能低下者の割合が高くなっています。

「一般高齢者」の日常生活圏域別のリスクの割合を市平均と比較すると、「第一鹿屋・花岡中学校区」「鹿屋東中学校区」「串良地区」において、日常生活機能低下者の割合が高い傾向がみられます。



### 【日常生活圏域別】

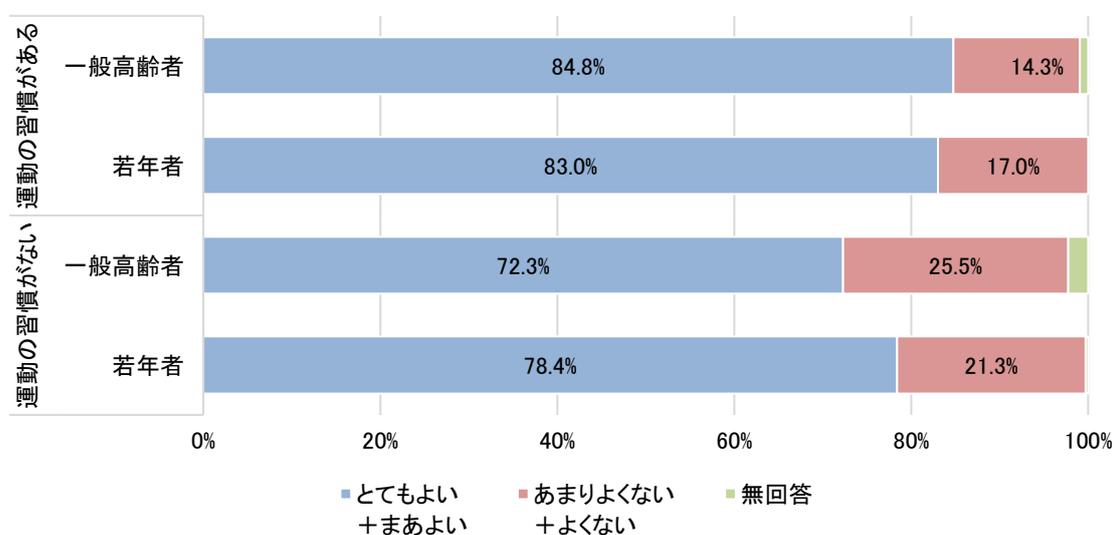


## ⑥ 介護予防について

運動習慣のない「若年者」「一般高齢者」の2割強が、普段の健康状態を「(あまり)よくない」とし、「若年者」「一般高齢者」とともに約4割が、介護予防という言葉に「聞いたことがない」としています。

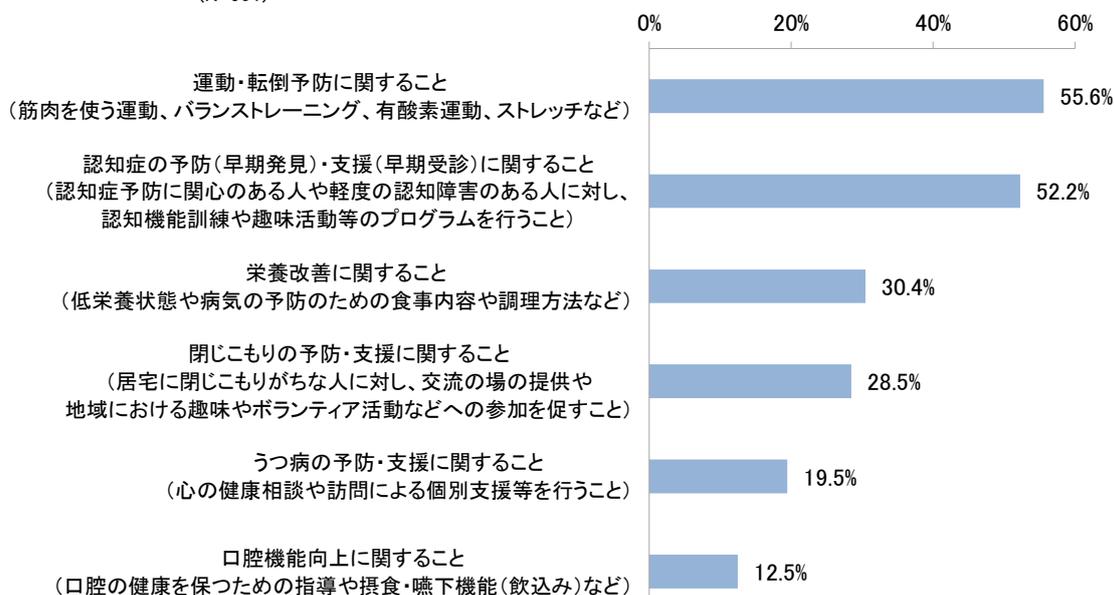
県や市町村に力を入れて欲しい介護予防の取組としては、「一般高齢者」は「運動・転倒予防に関する事」「認知症の予防(早期発見)・支援(早期受診)に関する事」が上位に挙げられています。

健康状態と運動習慣の関係



県や市町村に力を入れて欲しい介護予防の取組(一般高齢者)

(N=601)



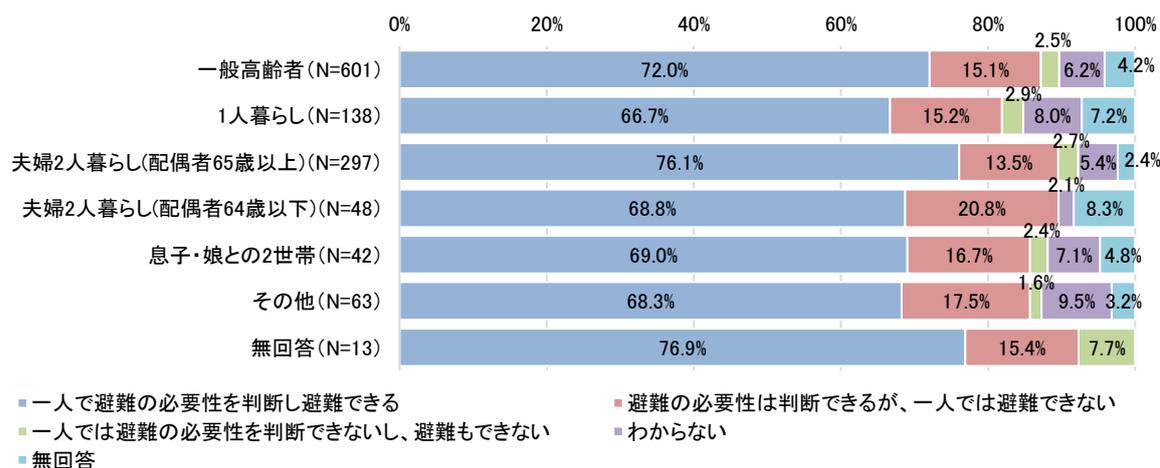
## ⑦ 安全・安心な暮らしについて

災害時等に「一人で避難できる」一般高齢者は、男性80%、女性65%となっています。「一人で避難できない」高齢者は、世帯構成に関わらず高齢になるほど多く、後期高齢者の25%が「一人で避難できない」としています。

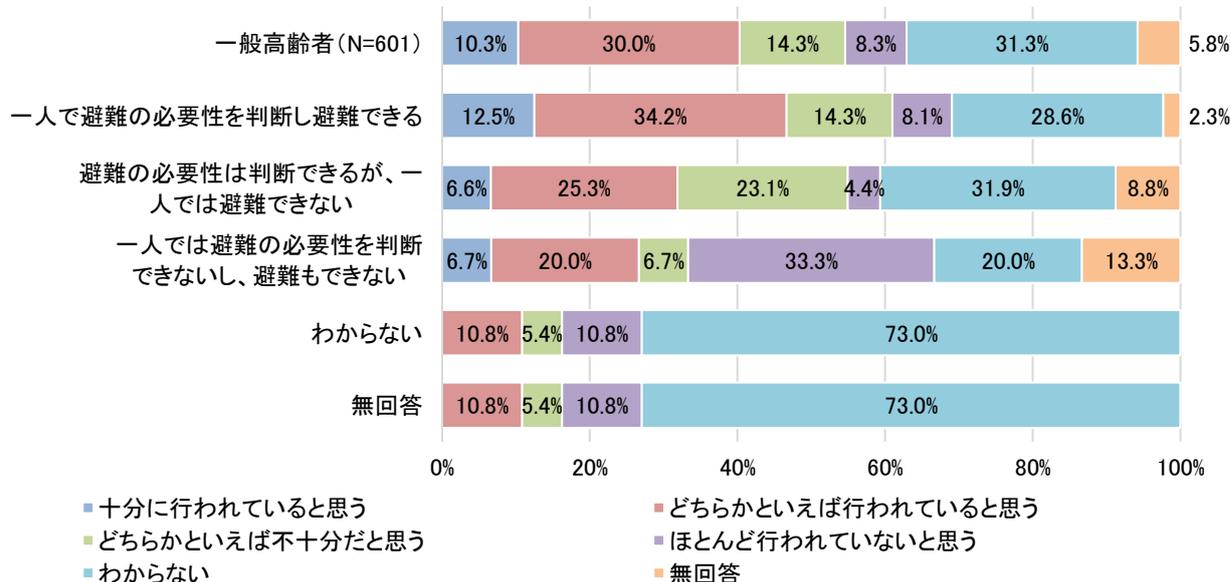
また、住んでいる地域における、一人暮らしの高齢者や認知症の方など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動状況の評価をみると、約4割は「十分に（どちらかといえば）行われていると思う」としています。しかし、「一人で避難できない」とした方の約3～4割は、「どちらかといえば不十分だと思う」「ほとんど行われていないと思う」と感じています。

各地域・地区において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を把握するとともに、災害時における避難支援はもとより、把握した情報を地域の支援者と共有し、普段からの見守りや、避難訓練などの平時における取組につなげることが重要です。

避難の必要性を判断し、避難場所までの避難の可否



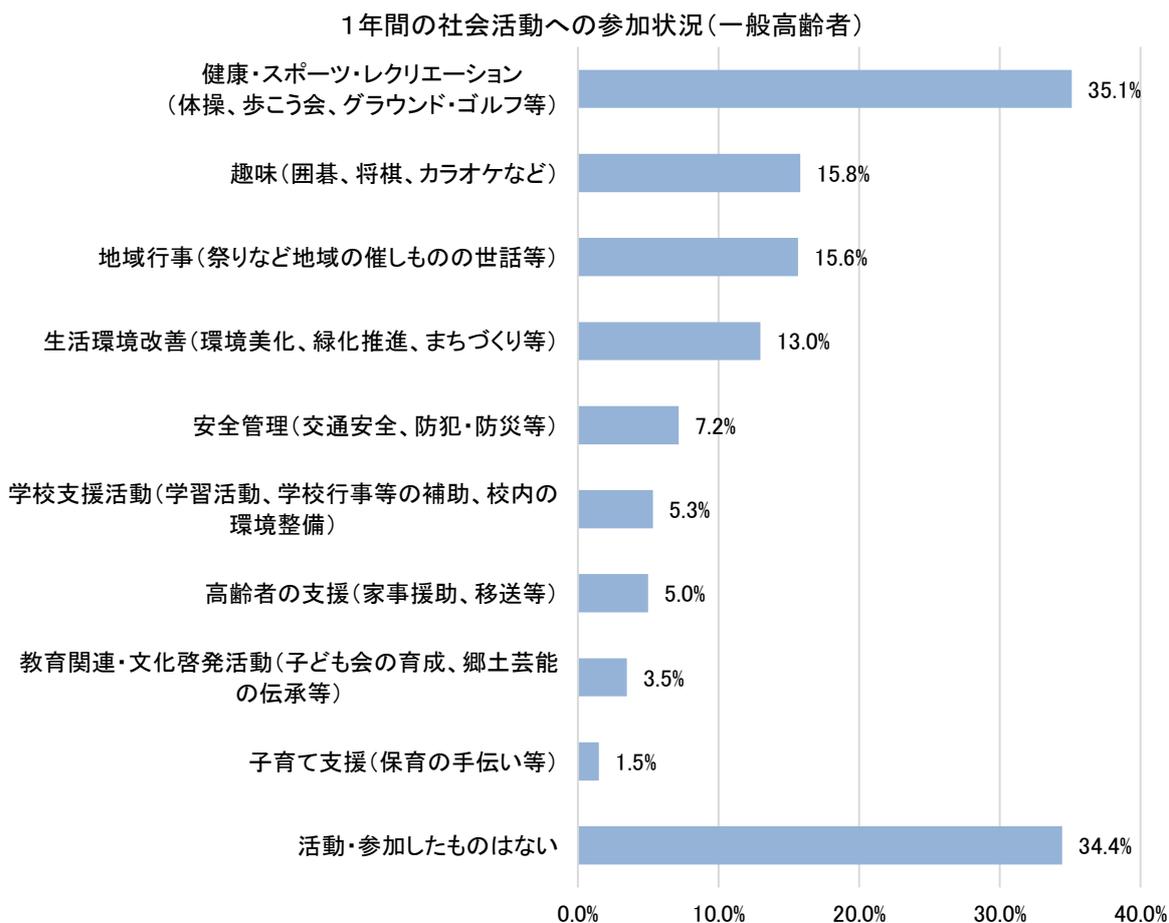
一人暮らしの高齢者や認知症の方など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況



## ⑧ 社会参加について

「一般高齢者」のこの1年間の社会活動への参加状況は、グラウンド・ゴルフ等の「健康・スポーツ・レクリエーション」が4割弱と最も多く、県内（25%）と比較しても高くなっています。

他の活動の参加割合も同様に高いものの、「活動・参加したものはなし」人も4割弱と県内（20%）より多く、社会活動への参加は二極化しています。

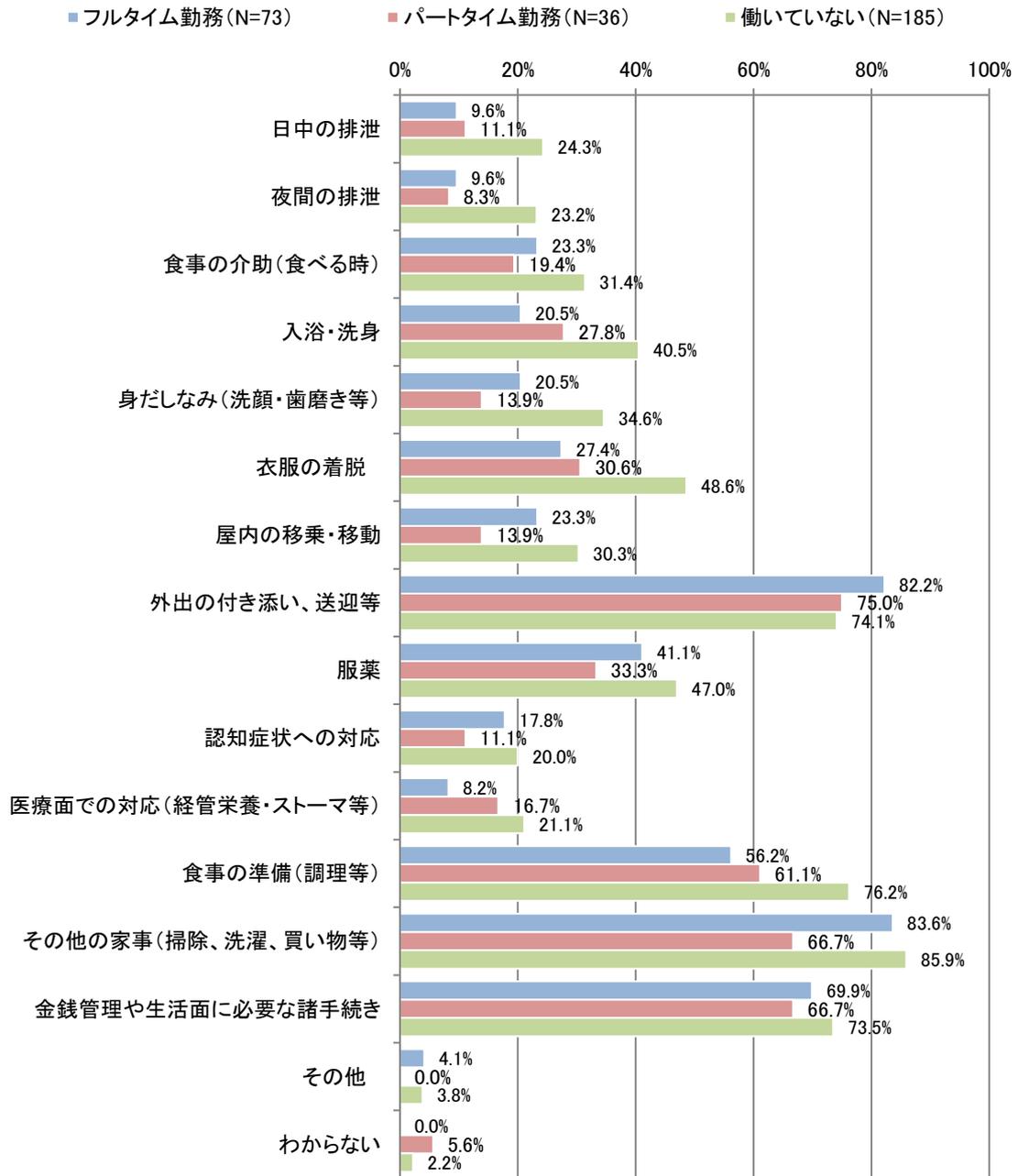


## ⑨ 介護者の状況（介護離職の状況）

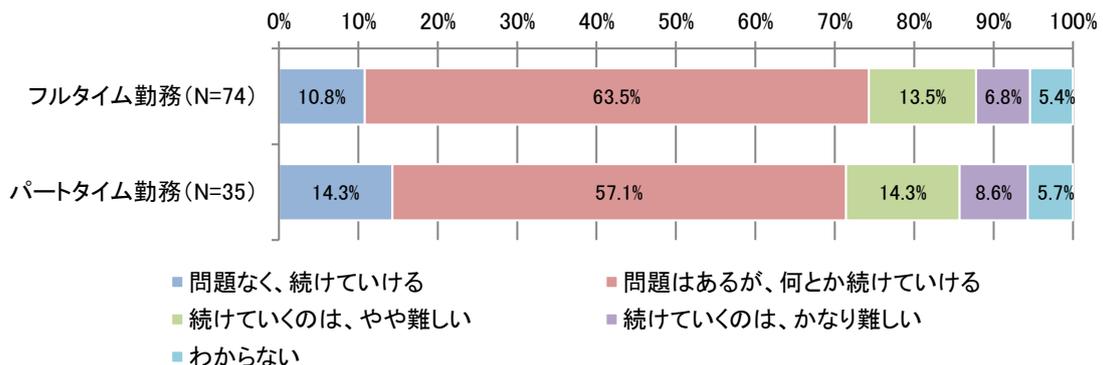
主な介護者の就労の程度（就労していない＜パートタイム勤務＜フルタイム勤務）に応じて、介護者が行っている割合が低くなる介護の内容は、「日中の排泄」「入浴・洗身」「衣服の着脱」「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」「食事の準備（調理等）」が挙げられます。

就労している介護者の今後の就労継続の見込みをみると、「今後の就業継続が困難（続けていくのはやや難しい＋かなり難しい）」は、パートタイム勤務・フルタイム勤務ともに約2割となっています。

主な介護者の就労の程度に応じて、介護者が行っている割合が低くなる介護



就労している介護者の今後の就労継続見込み



## 5 2025年を見据えた鹿屋市の対応

### (1) 地域包括ケアシステムの構築と深化

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、2025年度（平成37年度）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

高齢者の尊厳を支える地域社会を実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者の一層の増加が予測される2025年度（平成37年度）までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。

また、保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むとともに、地域住民と協働し、障がい者や引きこもりなど様々な支援を要する人に対する包括的な支援体制づくりなど地域共生社会の実現等に向けた取組を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図る必要があります。

このため、2025年度までの各計画期間を通じて、引き続き鹿屋市医師会、鹿屋市社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの段階的な構築に努めます。

#### 地域包括ケアシステムの留意事項

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進	「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進	平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保	介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進	介護をしながら仕事を続けることができる「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備
-------------------------------	---------------------	--------------------------------	-----------------------	--

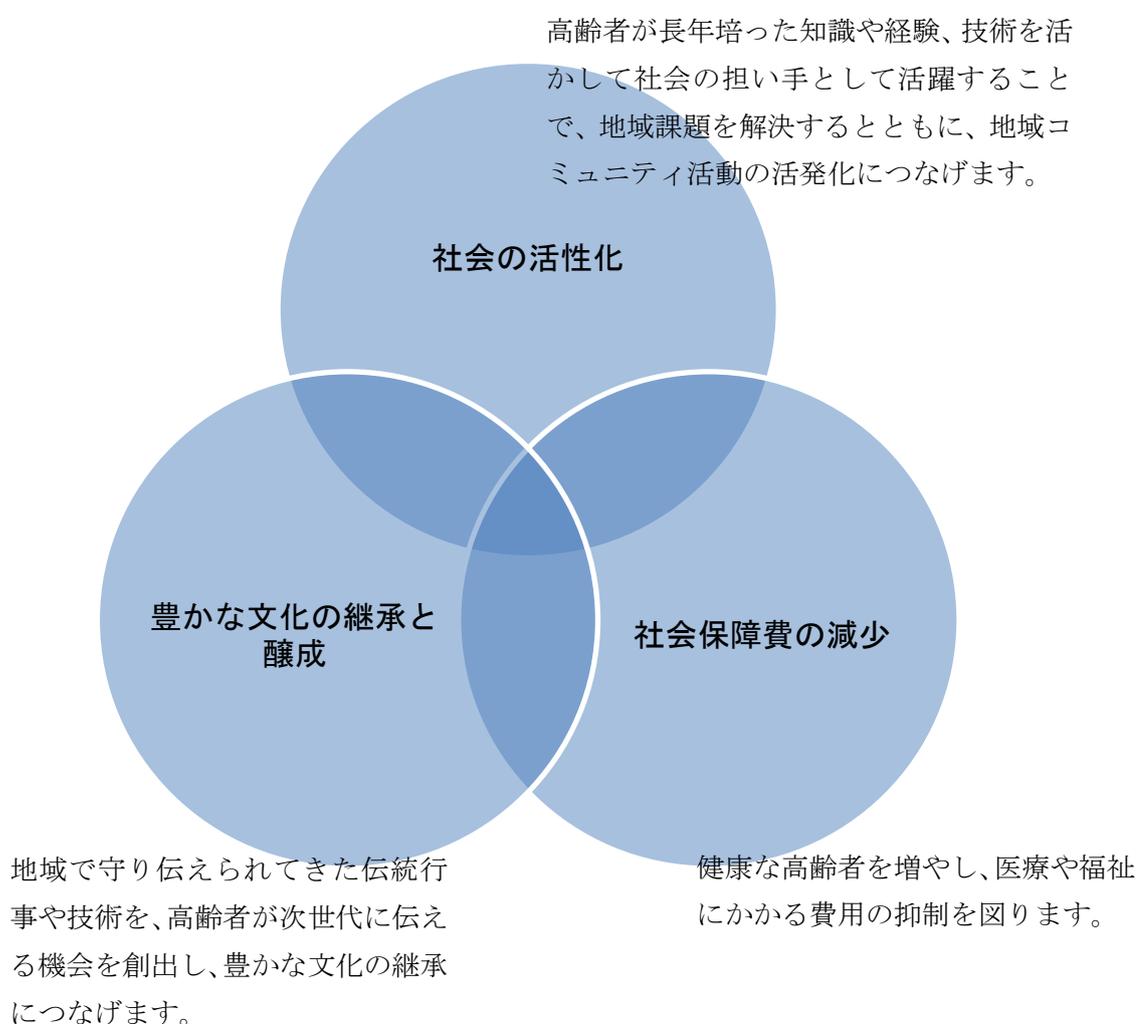


## (2) 生涯現役社会の実現に向けて

本市の総人口が減少し、生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は今後も増加することが見込まれています。

そこで、いわゆる「団塊の世代」をはじめとする高齢者が、年齢にとらわれることなく、その豊かな経験・知識・技能を活かし、社会の担い手として生涯を通じて活躍できる「生涯現役社会」の実現が期待されています。

このため、多様な雇用・就業機会の確保や、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者の育成・支援などの充実に努めます。



## **第3章 基本理念及び基本目標について**

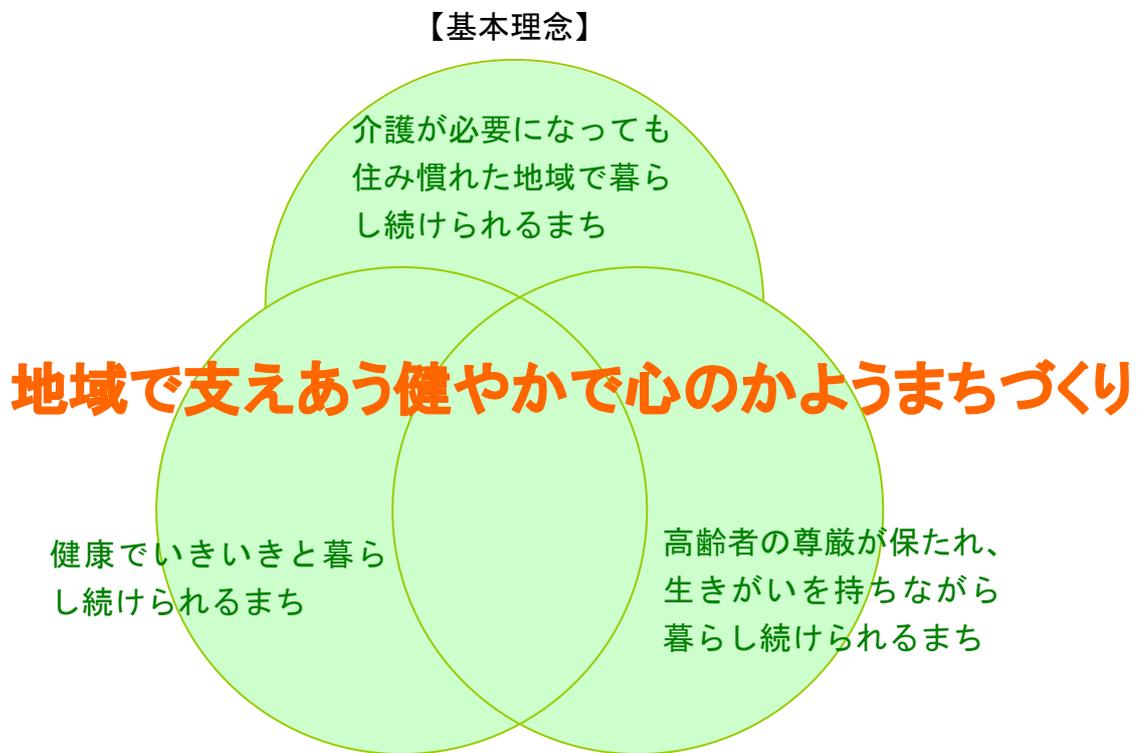
---

## 第3章 基本理念及び基本目標について

### 1 基本理念と基本目標

#### (1) 基本理念

この計画の基本理念は、「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」で掲げられた基本理念を踏まえ、次のように設定し、全ての市民が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持ちながら、いきいきと健康に暮らしていける社会の実現を目指します。



【基本目標】

基本目標1	生涯現役社会の実現と健やかまちづくり
基本目標2	住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり
基本目標3	安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり
基本目標4	地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり

## (2) 基本目標

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と深化を目指し、基本理念の実現に向けて次の4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標 1

#### 生涯現役社会の実現と健やかまちづくり

- 住み慣れた地域で、高齢者本人の希望やスキルを活かしながら、生きがいを持って生活することができる「生涯現役社会」を目指します。
- ボランティア活動やシルバー人材センターなど、高齢者の地域参加、社会貢献活動、就業の機会が充実し、元気な高齢者が活躍できるまちづくりを目指します。
- 健康づくりや介護予防、重度化防止のため、高齢者が気軽に参加できる通いの場があり、自立支援ケアマネジメントが受けられるなど、健康寿命延伸の取組が充実した健やかなまちづくりを目指します。

### 基本目標 2

#### 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり

- 介護人材の確保や育成の取組により、必要な介護サービスが提供され、生活支援コーディネーターを中心にインフォーマルな支援が受けられるまちづくりを目指します。
- 認知症に関する市民の理解や関心が高く、身近なかかりつけ医のほか、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター等による早期発見・早期対応の専門的支援が充実し、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- 個人が尊重され、その人が望む自己実現を支援するための権利擁護・虐待防止の取組が充実し、成年後見制度が利用しやすいまちづくりを目指します。
- 障がいのある高齢者が安心して生活できるとともに、介護を担う家族に優しいまちづくりを目指します。

### 基本目標 3

#### 安心して暮らせるための医療と介護が 連携・充実したまちづくり

- 医療や介護等の専門職の連携による支援が充実し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- 総合相談支援や介護予防において、ワンストップで適切な支援を行う地域包括支援センターがある安心のまちづくりを目指します。

### 基本目標 4

#### 地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり

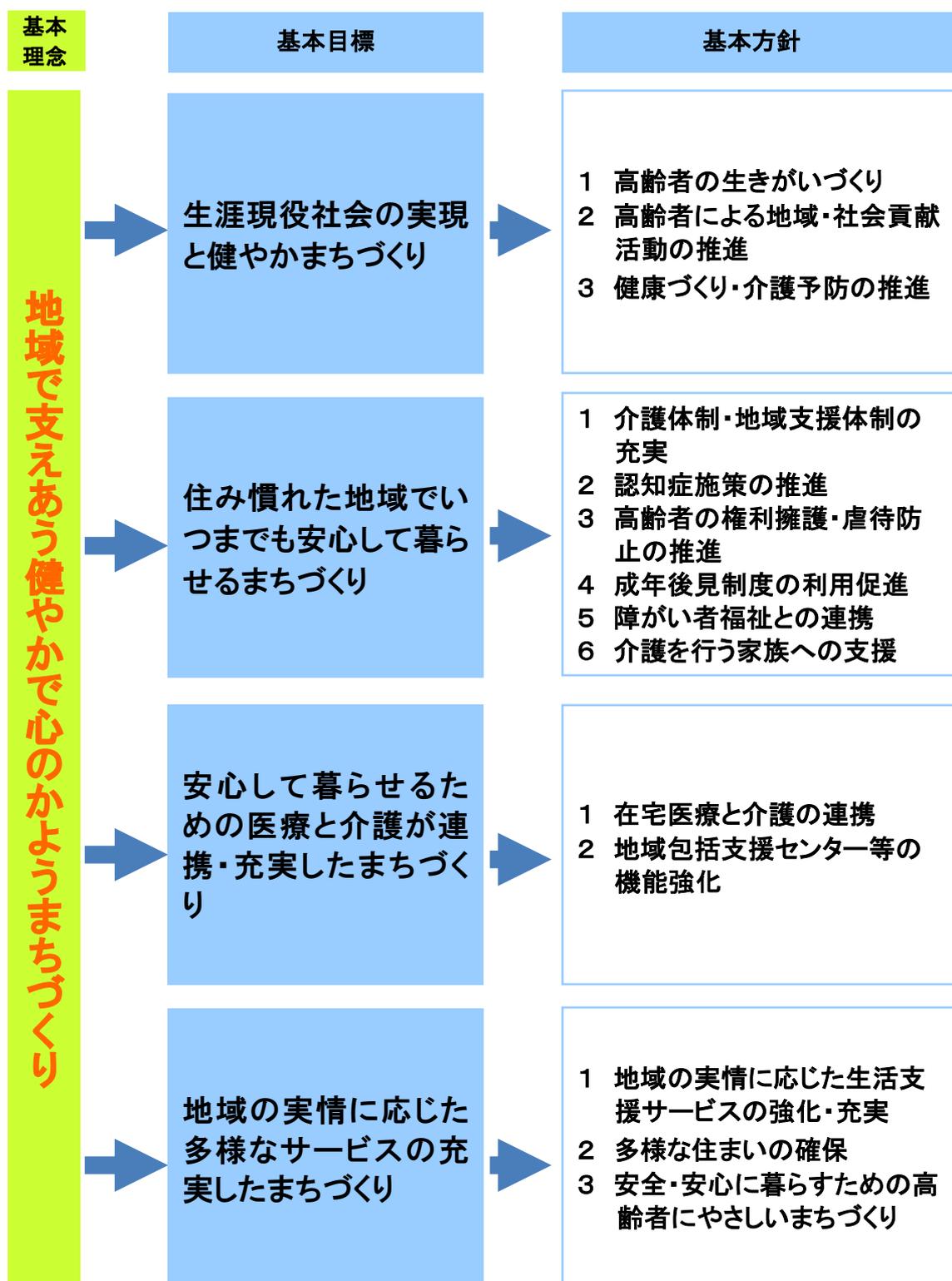
- 地域の実情に応じた生活支援サービスがあり、住み慣れた地域で自分の希望に合った生活ができるまちづくりを目指します。
- 高齢者の実情に応じた住まいや居住支援を受けられるまちづくりを目指します。
- たとえ一人暮らしになっても、災害や緊急時における支援が充実し、交通事故の少ない安心のまちづくりを目指します。

## 2 施策体系

基本理念、基本目標の実現に向けて、次の施策体系に基づく取組を進めます。

鹿屋市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

[平成30～32年度]の施策体系



### 3 重点施策

#### 重点施策 1

#### 介護予防・重度化防止の推進

高齢者の状況に応じた健康づくり機会を提供し、地域における自立的なサロン活動を支援することにより、健康寿命の延伸を目指します。

また、介護事業所における重度化防止の取組を促すことにより、介護認定率と平均要介護度を抑制し、健康と感じる高齢者の増加を目指します。

- ◆介護予防把握事業
- ◆介護予防普及啓発事業
- ◆地域介護予防活動支援事業
- ◆地域リハビリテーション活動支援事業

#### 重点施策 2

#### 日常生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるよう、地域で高齢者を支える環境づくりに努めます。

その中心的役割を担う生活支援コーディネーターの取組を充実するため、活動環境を整備するとともに、高齢者自身の地域貢献活動を促し、地域のつながりを感じる高齢者の増加を目指します。

- ◆生活支援体制整備事業
- ◆高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業
- ◆地域介護予防活動支援事業（元気度アップ・ポイント事業）

### 重点施策 3

## 在宅医療と介護の連携の推進

医療と介護の両方のニーズを抱える高齢者の増加に対応し、在宅生活や入退院時の支援、認知症の方への支援等の充実を図ります。

医療と介護が相互に連携しながら、「居宅生活の限界点を高める」取組を推進し、その中心的役割を担う地域包括支援センターの体制強化に努め、専門的支援の充実を図ります。

- ◆在宅医療・介護連携推進事業費
- ◆認知症総合支援事業費
- ◆包括的・継続的ケアマネジメント事業費

### 重点施策 4

## 介護給付適正化の強化

必要な介護保険サービスが過不足なく提供され、介護を受ける高齢者及びその介護者の満足度が高まるよう、事業所や介護支援専門員に対する指導、研修等を充実します。

給付や要介護認定の分析に基づき、自立支援と給付適正化を目指すケアプラン点検、縦覧点検等を実施するとともに、公平・公正、正確かつ迅速な要介護認定、介護サービス事業者の適切な運営のための指導・監督と人材確保の支援を計画的に実施し、持続可能な介護保険事業の確立を図ります。

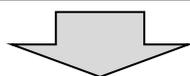
- ◆介護給付適正化事業
- ◆介護事業所人材確保事業

## 4 目標設定

重点施策の取組にあたって次の目標を定め、その達成に向けて各事業に取り組むことにより介護給付費等の抑制を図り、介護保険基金の造成を目指します。

取組にあたっては、認定者数、受給者数、サービスの種類ごとの給付実績を定期的にモニタリングして運営協議会等で公表するとともに、未達成の場合は具体的な改善策を講じるなど、PDCAサイクルによる取組を推進します。

重点施策	目標項目	内容	H28 実績	H32 目標
介護予防・重度化防止	健康づくり教室の参加者	市が提供する多種多様な健康づくり教室に参加する高齢者数	639 人	720 人
	ふれあい・いきいきサロン(うち運動サロン)参加者	住民主体の集いの場に参加する高齢者数(うち1回1時間の運動を週1回以上実施する集いの場の参加者数)	2,152 人 (100 人)	3,600 人 (3,000 人)
	介護予防の周知率	介護予防の言葉を聞いたことがない高齢者の割合(一般高齢者調査)	40.1%	35%以下 (H28 県平均)
日常生活支援の充実	ボランティア活動者	高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録し、ボランティア活動を行う高齢者数	1,528 人	1,850 人
	第二層協議体の設置圏域	住民主体で日常生活圏域の課題や資源について協議する場の開催数	0 圏域	7 圏域
	福祉コミュニティの形成状況	地域につながりがあると感じる高齢者の割合(一般高齢者調査)	66.2%	72%以上 (H28 県平均)
在宅医療と介護の連携	認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の参加者	1,006 人	1,000 人
	認知症初期集中支援チーム支援者数	初期の認知症高齢者に対する支援者	13 人	30 人
	認知症の相談窓口の周知率	認知症の相談窓口を知らない高齢者の割合(一般高齢者調査)	30.0%	25%以下 (H28 県平均)
介護給付適正化	実地指導件数	事業所のサービス提供体制や介護報酬請求の点検指導を行う回数	12 回	72 回
	ケアプラン点検数	高齢者の自立支援、給付適正化に資するケアプランの点検件数	0 件	500 件
	介護者の介護サービス満足率	介護サービスに満足する介護者の割合(在宅要介護者調査)	50.8%	59%以上 (H28 県平均)



介護認定率の抑制と要介護認定者の介護サービス利用率の向上

第1号被保険者一人当たり給付費の適正化

8期保険料の引下げ原資となる基金の造成

## **第4章 基本理念の実現に向けた施策 の展開(高齢者保健福祉計画)**

### 第1節 生涯現役社会の実現と健やかまちづくり

#### 1 高齢者の生きがづくり

生きがいを持つ本市の高齢者の割合は、一般高齢者は約7割と高いものの、在宅要介護者は4割となっています。

高齢期を心豊かに過ごすには、生涯にわたり自発的な学習を続けることが重要であり、多様な分野において生きがいを持ち、地域や社会との関わりを持ち続けられるよう、高齢者が参加しやすい自主的な活動の場の充実を図ります。

##### 【具体的な取組】

##### ① 生涯学習の充実

高齢者が、自らの意志でいきいきと活動できるよう、高齢者の学習ニーズや地域の課題に応じた多様な講座、カラオケ、フラダンス等の生きがづくり活動が、市民交流センターや鹿屋市中央公民館、地区学習センター等で行われています。

本市では、市民の自主的な企画運営による公民館での講座開設の促進や、講座受講とボランティア活動が一体となった学習講座の実施に努めるほか、講座の経験者を対象とした講師ボランティア養成研修の機会を設ける等、教えあい、学びあう環境づくりを行っています。

今後は、講座参加者が学んだことを地域に還元できるような学習機会の提供や支援、また、学びを継続していただくために、同好会への加入促進を図るとともに、活動が活発化するために更なる支援に努めます。

また、本市特有の地域資源として、県民健康プラザ、鹿屋体育大学、大隅青少年自然の家等の機関・施設があり、近隣市町における重要なサービス提供の拠点ともなっていることから、本市のみのサービス需要供給にとどまらず、近隣市町を含めた広域的、潜在的なサービス需要を見据えた取組に努めます。

##### ② 高齢者大学・生涯学習推進

生きがづくりや健康の保持・増進を目的とし、公民館事業の一環として「高齢者大学」「高齢者学級」等の名称で各地区の実情に合わせた事業を実施しています。

高齢者が幅広い分野の学習を通じて知識教養を更に高めることを目的とした講

座やふれあい活動・レクリエーションも行われており、今後も生きがいつくりの充実のために事業の推進を図ります。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
高齢大学参加者数	704 人	691 人

### ③ ふれあい・いきいきサロンへの支援

ふれあい・いきいきサロンは、外出の頻度が低い高齢者や障がいのある人たちが地域で気軽に交流して楽しめる通いの場です。

社会福祉協議会の支援により町内会や民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）等のボランティアを主体に運営され、孤立予防や不安解消を図るとともに、地域がつながり、心が元気になることを目的に、会食、健康体操、創作活動、レクリエーション等の様々なふれあい活動を行っています。

平成 28 年度には、生活支援コーディネーターを配置し、歩いて通える通いの場を市内全域に創出するよう普及に取り組んでおり、サロンに参加したことがない方が参加しやすいイベントや広報を行うなど、一層の参加を促します。

区 分	実績		見込	目標		
	H27 年度	H28 年度		H28 年度	H30 年度	H31 年度
実施か所	106	123	140	160	180	200
参加者数	1,908 人	2,157 人	2,520 人	2,880 人	3,240 人	3,600 人

### ④ 高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブは、元気で活動的な高齢者が地域単位で集い、高齢者の孤立を防ぎ相互に支えあう地域社会づくりを目標として、友愛活動、清掃奉仕、見守り、教養講座、スポーツ、他世代との交流、伝承・地域文化等の活動を行っています。

高齢者クラブは、高齢者自らの健康で生きがいのある日常の実現はもとより、地域の支え合いの役割も担っていますが、会員数は減少傾向にあります。

本市はこれまで、国の補助事業と連動し、単位クラブや高齢者クラブ連合会の活動に係る費用を助成するとともに、事務局運営や研修バス借上げに対する市独自の支援を行い、高齢者クラブの活性化に努めています。また、連合会が実施する教養講座や研修会等を後援し、各種会場使用料の低減を図っています。

高齢者クラブ連合会は、「伸ばそう“健康寿命、担おう！地域づくり”」をテーマに会員増強に取り組んでいることから、リーダー育成等に対する支援に努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
高齢者クラブ数	115 クラブ	112 クラブ
高齢者クラブ会員数	5,651 人	5,519 人

### ⑤ はり・きゅう及び温泉保養助成事業

はり・きゅうの施術、温泉利用による保養を受けた方にその費用の一部を助成することにより、高齢者等の健康保持と福祉の増進を図ります。

また、高齢者の通いの場として、健康づくりや生きがいに資するよう、市民交流センター福祉プラザ内で入浴サービスを提供します。

区 分		実績	
		H27 年度	H28 年度
助成者数	はり・きゅう施術利用券	1,538 人	1,718 人
	温泉保養券	6,200 人	6,010 人
福祉プラザ高齢者用入浴室		14,739 人	6,468 人

### ⑥ 合同金婚式

結婚満 50 年以上を迎えたご夫婦を一堂に会して、祝い状や記念品（金杯）の贈呈等を行い祝福する合同金婚式を毎年 10 月に開催しています。

参加者数は減少していますが、高齢者夫婦の生きがいに資するよう開催や案内の方法を工夫して実施するとともに、今後のあり方の検討を行います。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
参加夫婦組数	117 組	92 組

### ⑦ 高齢者祝金

本市に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、敬老の意を表すため祝金を支給します。なお、今後の対象者の増加を見込み、支給方法等の検討を行います。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
祝金支給者数(うち特別高齢者祝金)	1,791 人(32 人)	1,722 人(29 人)

## 2 高齢者による地域・社会貢献活動の推進

団塊の世代をはじめとしたこれから高齢期を迎える方々や元気な高齢者の方々が、自らの豊かな知識や経験、技術を活かしつつ、地域の高齢者や障がい者、児童等に関する多様な保健福祉の分野の活動に参加し、地域を支え、地域の担い手として活躍することで地域を活性化するための仕組みづくりが必要です。

また、就業により社会との関わりを持ち続けることは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、介護予防や健康寿命の延伸にもつながります。しかし、国勢調査によると、本市で就業している高齢者の割合はこの10年間で大きく変わらず、一般高齢者実態調査によると37%と県全体の46%より低いことから、就業支援の一層の充実が必要です。

### 【具体的な取組】

#### ① 「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進

国は、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、様々な改革を進めています。

市民の方々が、地域における様々な生活課題を「我が事」として捉え、自助・互助へとつなげるためには、福祉・医療に関する身近な問題、自身の健康の増進や介護に関する情報等、様々な情報提供、普及啓発が欠かせません。

地域団体活動や公民館サークル活動、生涯学習出前講座等、あらゆる機会を捉えた周知・啓発活動に努め、幅広い層への意識醸成を図ります。

#### ② 我が事・丸ごと地域づくり推進事業

地域生活における支援課題は、多様化・複雑化しており、従来どおりの公的福祉サービスのみでは限りがあることから、地域づくりの中心的な役割を担う人材を養成・確保することにより、高齢者をはじめ、支援を要する一人ひとりにきめ細かな福祉サービスを提供することが必要とされています。

こうした地域支え合いの福祉コミュニティの形成に向けて、本市は社会福祉協議会と連携して「安心生活創造推進事業」に取り組み、社会福祉法人等の協力により市内6か所で高齢者のドライブサロンを開設するなど、それまでの小地域ネットワーク事業の実績等を踏まえた「ふれあいネットワーク（見守り活動）」や「ふれあい・いきいきサロン活動」の支援を行ってきました。

また、平成28年度からは新たに生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターを配置し、日常生活圏域毎に地域と連携した活動を強化し、サロンや見守り等の地域活動の育成を進めています。

今後、安心生活創造推進事業は、高齢者、障がい者や引きこもりなど様々な支援を要する人を対象とする「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」に引継ぎ、地域に点在する多様な福祉資源であるNPOや地域活動団体、ボランティア、企業等との連携を積極的に推進するとともに、地域住民が主体的に関わり助け合う新たな支え合いの基盤を構築し、地域共生社会の形成を目指します。

### ③ ボランティア育成・活動推進

高齢者はこれまでの人生の中で培われた知識や経験を有しており、地域でのボランティア活動を担う人材としての活躍が期待されています。

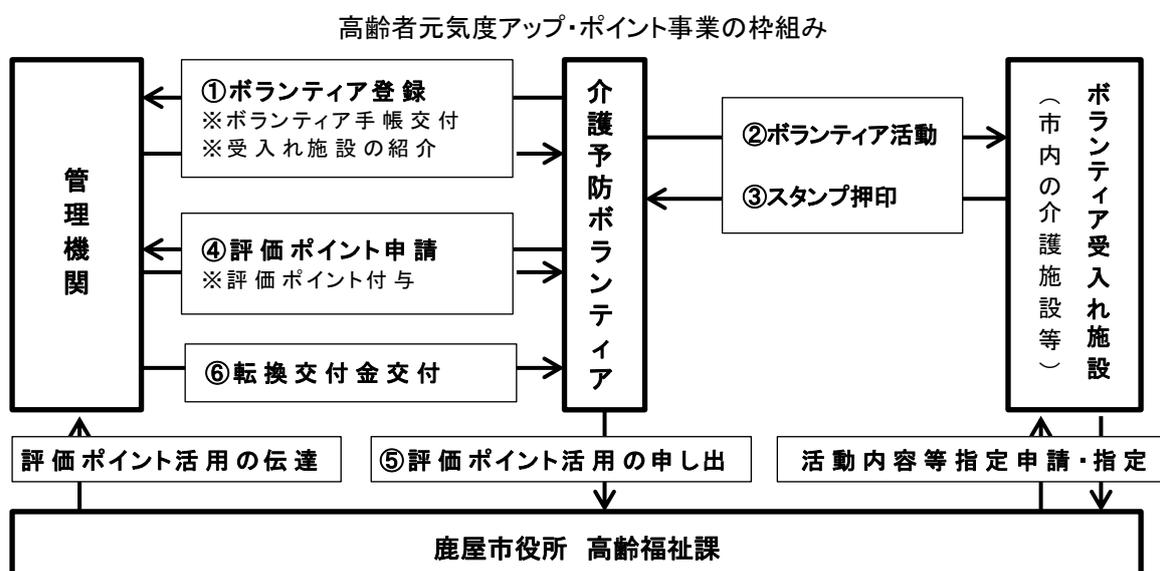
本市は、支える側としての高齢者が増加し、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、高齢者元気度アップ・ポイント事業等を通じた地域の支え合い体制づくりに取り組んでいます。

今後も、社会福祉協議会が行っているボランティア養成・活動支援事業と連携するなど、人材の育成・確保、活動の促進に取り組めます。

#### ア) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

本事業は、市が指定する健康増進に関する事業やボランティア活動に参加した高齢者個人に、転換交付金の交付を受けられるポイントを付与し、高齢者の健康づくりや社会参加活動等の促進を図ることにより、介護予防や地域における高齢者支援の担い手を育成することを目的としています。

高齢者がポイントを貯めることを楽しみながら活動できるよう、社会福祉協議会と連携し、ポイントの対象となる事業の拡大、事業を通じた多様な活動の場の提供に努め、登録者数、ボランティア活動数の増加を目指します。



区 分	実績		見込	目標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
登録者(うちボラン ティア活動を行う者)	740 人 (241 人)	801 人 (254 人)	1,000 人 (270 人)	450 人 (280 人)	480 人 (290 人)	510 人 (300 人)

## イ) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業

65 歳以上の高齢者グループの社会参加活動等に対して、転換交付金に交換できるポイントを付与することにより、高齢者の健康維持や介護予防への取組促進を図り、高齢者の見守りや支え合い活動、介護保健施設でのボランティア活動など、地域の支え合い体制づくりを行っています。

今後も、健康増進や介護予防、学習会への参加や地域貢献活動など、高齢者の社会参加を促し、生活支援の担い手として活躍する機会の創出に努めます。

区 分	実績		見込	目標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
登録グループ	124 団体	145 団体	160 団体	165	170	175
構成員(うちボラン ティア活動を行う者)	1,738 人 (1,004 人)	2,200 人 (1,274 人)	2,400 人 (1,400 人)	2,475 人 (1,450 人)	2,550 人 (1,500 人)	2,625 人 (1,550 人)

## ④ シルバー人材センターの加入・就労の促進

シルバー人材センターはこれまで、就労を通しての生きがいづくりや、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりのため、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、加入・就労の促進に努めてきました。

生涯現役社会の実現が求められ、様々な業種で人出不足が顕著となる今日において、高齢者に多様な就労機会を提供する場として重要な役割を担っています。

平成 28 年度の鹿屋市シルバー人材センターの粗入会率は 1.7%で、県全体より低いものの、近年は、女性委員会の設立や事務局機能の強化を図るなど、会員主体の運営によるセンター機能の充実強化に取り組み、会員増加に努めています。

地域に密着した臨時的かつ短期的な就労機会づくりの充実が求められていることから、70 歳以上の方の加入促進のための広報活動の充実、派遣対象の拡大など新しい就労制度への対応、互助会の充実等による魅力あるシルバー人材センターづくり等の取組を支援するとともに、適切な公共事業発注による支援に努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
会員登録者数	687 人	603 人

### 3 健康づくり・介護予防の推進

---

#### (1) 健康づくりの推進

高齢者が、元気で、できる限り自立した生活を送り続けるためには、生活習慣病等への一次予防対策と、健康診査により生活習慣病を早期に発見し治療する二次予防対策に加え、高齢者自身が自発的に健康づくりに取り組む意識の啓発が必要です。

「第2次鹿屋市健康づくり計画」を踏まえ、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等を継続的に行います。

#### 【具体的な取組】

##### ① 健康づくり推進体制の整備

平成28年4月に、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で「健康なまちづくり」を推進していくために『鹿屋市健康づくり条例』を制定し、協働による健康づくりを進めるための事業を実施しています。

健康増進に関する事業は、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、理学療法士、歯科衛生士等の専門職が協働で展開しています。行政保健師は、地域と連携しながら必要な介入を行う権限を持つ職種として位置付けられていることから、本来の保健業務へのウエイトを増やしていくことが重要です。

今後も、健康増進事業の展開に必要な専門職の確保に向け、常勤職員の確保を図りながら、関係機関との連携（人的支援体制）による体制づくりを行います。

取組にあたっては、高齢者を含む誰もが気軽に楽しく継続してできる市民の健康づくり活動として、鹿屋体育大学との協働により開発した「鹿屋市民健康体操～ゆったり・いきいき・はつらつ体操～」や「貯筋運動」の普及啓発、県民健康プラザ健康増進センター、健康づくり関連NPO等の地域資源を活用した各種事業の展開を図ります。

##### ② がん検診・健康診査事業

本市では、健康診査、各種がん検診、腹部超音波検診、歯周疾患検診など疾病予防の取組を実施するとともに、講演会・食生活や運動の健康教育・訪問指導、地域での健康まつりなどを開催し、健康増進に関する啓発活動を行っています。

高齢になってからの健康管理は、若い頃からの健康的な生活習慣が身についているか否かで大きく左右されることから、より早期からの受診機会や指導体制の整備を図り、「自分の健康は自分でつくろう」という市民の健康意識の向上に努め、

特定健診や各種がん検診等を年一回は受診するよう、地域で声かけを行います。

なお、健康づくり事業においては、地域の「健康づくり推進員」「食生活改善推進員」の活用や県民健康プラザ健康増進センターとの連携により、今後も市民の健康意識の向上を図ります。

健(検)診項目 (受診者数)	実績	
	H27 年度	H28 年度
胃がん検診	3,594 人	3,361 人
大腸がん検診	6,172 人	6,116 人
肺がん検診	7,297 人	7,183 人
子宮がん検診	5,199 人	5,151 人
乳がん検診	4,870 人	4,764 人

特定健診項目	実績	
	H27 年度	H28 年度
特定健診受診者数	6,327 人	6,512 人
特定健診受診率	35.1%	37.2%

※対象者：胃がん、大腸がん、肺がん検診は 40 歳以上の全市民、子宮がんは 20 歳以上、乳がんは 40 歳以上の女性

### ③ 予防対策の推進

高齢者一人ひとりが、生きがいつくりや社会参加の一環として、地域で主体的に活動することこそが健康づくりであり、予防対策につながることであります。

本市は、介護予防、健康寿命の延伸を目的とした事業や普及啓発を行っていますが、ふれあいサロン等住民が主体的に活動している場が増加し、介護予防や健康寿命の延伸に関する意識が高まっています。

健康づくり推進体制の下、地域資源を活用した取組への参加促進、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する情報の普及啓発に取り組み、寝たきりや要介護の予防、健康寿命の延伸に努めます。

### ④ 生活習慣改善事業

近年増加している生活習慣病の発症や進行には、日常の生活習慣が深く関わっています。このため、特定健診の結果報告会を健診会場ごとに実施するとともに、要指導者には生活習慣の指導を行い、事後教室への参加、運動習慣の定着や食生活改善を促しています。

また、地域においては、食生活改善推進員により成人・親子・男性とそれぞれを対象にした生活習慣病予防教室、8020 運動、家庭訪問による味噌汁の塩分濃度測定を実施しています。

食生活や運動と生活習慣との関わりについて、早い時期から正しい知識を身につけ、運動をライフスタイルの中に取り入れることが重要であることから、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた運動・栄養・疾病予防など、健康づくり計画に基づき、各専門職による健康教室や講座を各地区で開催します。

## (2) 介護予防の推進

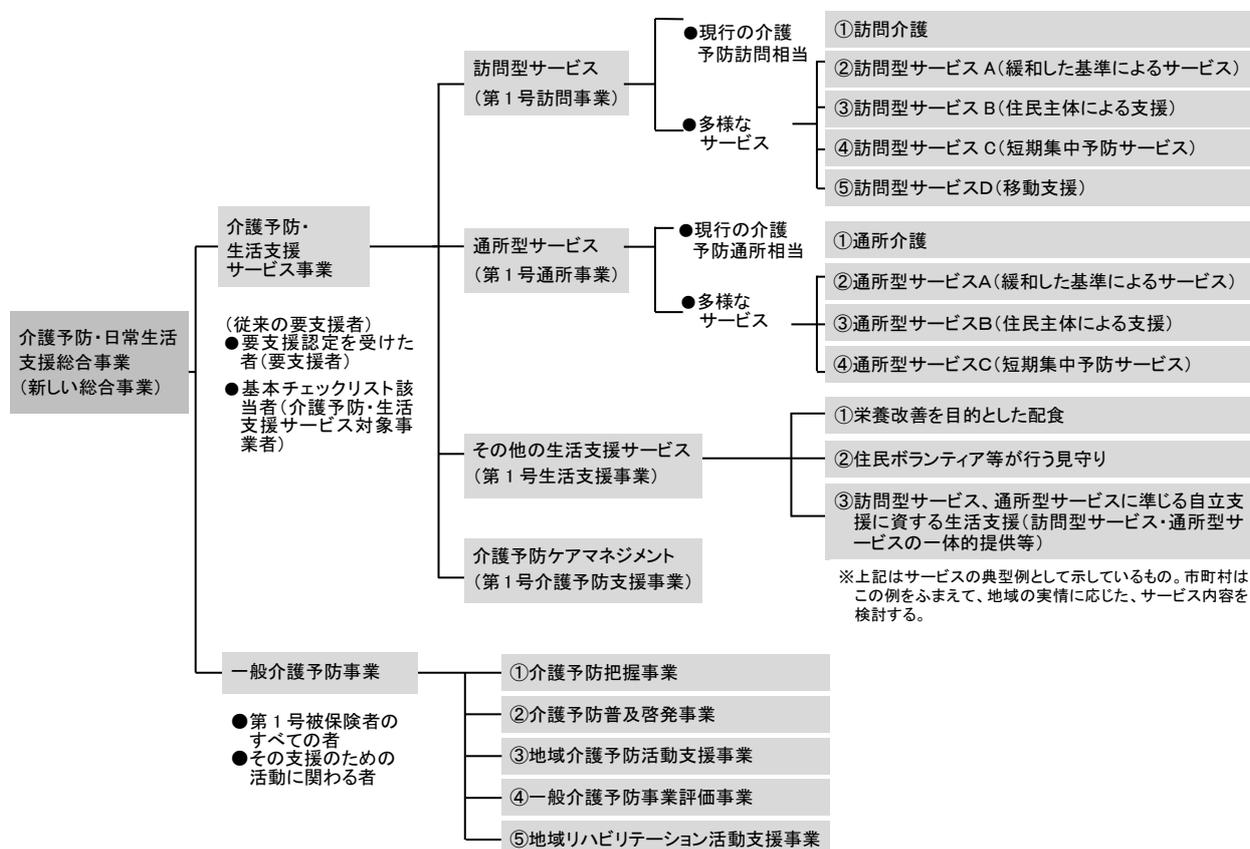
介護予防の推進には、高齢者のロコモティブシンドロームやフレイル（加齢に伴う身体的、精神心理的、社会的側面の虚弱状態）を防止して生活機能を維持・向上させるとともに、要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期に発見し、対応することにより状態を改善することが重要です。

このため、高齢者の支援環境を予防重視型に転換し、介護サービスが必要となるまで家族や地域で支え合い、自立した生活ができるように、日常的に活用できる事業を整備します。

なお、介護保険制度改正により、これまで一次予防事業・二次予防事業として実施してきた介護予防事業は、『新しい介護予防・日常生活支援総合事業』として、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」と要介護認定を受けた者や基本チェックリスト該当者を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」に再編され、本市では、平成 29 年 4 月から事業を開始しています。

今後の介護予防の推進にあたっては、地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体等に対し、当該事業のほか多様な地域の社会資源に関する情報を、地域資源リスト・マップ等を活用して提供するとともに、地域全体で介護予防に取り組む機運の醸成に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業体系図



## 【具体的な取組】

### ① 介護予防把握事業

地域診断を通じて予防対策の必要な地域を把握し、集中的な家庭訪問を行うとともに、運動・栄養・物忘れ等の25項目からなる基本チェックリストを確認し、生活上のリスクの把握と改善指導に努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
チェックリスト調査者(該当者)	3,397 人(656 人)	3,539 人(713 人)

### ② 介護予防普及啓発事業

本市においては、「介護予防」に関する市民の理解が県内と比較して低いことから、介護保険料の仕組みのほか、「介護予防・日常生活支援総合事業」の趣旨や事業内容について、市民や介護サービス事業者に対する一層の周知に努め、認知率の向上に努めます。

また、地域診断により把握した予防対策の必要な地域等において、運動・栄養・物忘れ等に関する講演会や健康教育（運動教室、健康応援教室）を開催するとともに、生活支援コーディネーターと連携したサロンづくりを行うなど、介護予防活動に自主的に取り組む地域づくりに努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
健康教室実施数(参加者数)	236 回(7,000 人)	111 回(4,370 人)

### ③ 教室型介護予防事業

スポーツ団体や民間スポーツ施設事業者を含む様々な機関と連携するとともに、鹿屋市市民交流センター福祉プラザ、輝北ふれあいセンター等の高齢者福祉施設等を活用し、高齢者のニーズを踏まえた多種多様な介護予防教室を提供します。

総合相談支援事業や介護認定申請の機会を活用するとともに、広報啓発を充実して事業の周知案内に努め、高齢者元気度アップ・ポイント事業等を活用して高齢者の参加を促します。

教室の卒業時には、サロン参加の指導、様々な機関の健康づくり教室に関する地域資源リストの提供を行い、高齢者の自主的な介護予防活動（特に認知症、脳梗塞、膝関節疾患）や引きこもり防止を促します。

また、関係機関と連携し、高齢者が健康スポーツクラブや高齢者競技スポーツに参加するよう促し、スポーツ実施率の向上に取り組みます。

区 分	実績		見込	目標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
健康づくり教室参加者	597	639	655	240	480	720

#### ④ 高齢者運動サロン育成事業

運動サロンの支援

生活支援コーディネーターを中心に、スポーツ団体、民間スポーツ施設事業者、鹿屋体育大学等の様々な機関と連携し、住民主体の身近な通いの場で週1回1時間以上の運動に取り組む運動サロンを育成し、地域の高齢者の参加を促します。



このため、サロンリーダーの育成、多様な運動指導者の派遣、指導者派遣のための地域資源リストの作成と提供等を行い、サロン活動を支援します。

また、サロンに参加したことがない方が参加しやすいイベントや広報を行うなど、高齢者の一層の参加を促します。

区 分	実績		見込	目標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
運動サロン(参加者)	—	6(100)	7(136)	47(500)	67(700)	87(900)

#### ⑤ 地域リハビリテーション支援事業

地域リハビリ広域支援センターは、肝属地域で2か所が指定され、リハビリ実施機関への支援、従事者に対する援助・研修、地域における関係団体や患者・家族の会等からなる連絡協議会の設置、運営に取り組んでいます。

本市では、平成28年度からリハビリ専門職を地域の団体や事業所へ派遣し、介護予防の指導を行う事業をセンターへ委託して実施しています。

今後、介護サービス事業者においては、重度化防止や自立支援の充実が求められることから、地域リハビリ広域支援センターやリハビリ専門職等と連携を図りながら、自立支援に資する事業所等の取組を支援します。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
派遣件数	—	8

## ⑥ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業）は、運動機能や生活機能の維持改善率の達成状況や事業内容、参加動機等を検証し、事業評価を行います。

検証、評価にあたっては、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況について検証を行います。

## （3）重度化防止の取組に対する支援

### ① 要支援者に対する重度化防止

本市は、全国と比べて要支援を含む介護サービスを受けた者が重度化する傾向が高いことから、地域包括支援センター機能の充実を図り、要支援者の自立支援のための支援事業の充実に取り組みます。

具体的には、包括的支援事業との一体的な実施、プラン作成における担当者会議の充実や本市専門職の関与、業務に従事するセンターの専門職の確保、P D C Aサイクルに基づくプランの評価、自立支援型地域ケア個別会議の開催等に取り組み、自立支援や重度化防止につながるケアプラン作成に努めます。

### ② 介護サービス事業者における自立支援・重度化防止の取組の支援

介護サービス事業者に対して、前述の「地域リハビリテーション活動支援事業」の活用を促すほか、実地指導、ケアマネジャー研修、多職種によるケアプラン点検を活用した指導助言に努めます。

特に、地域密着型通所介護事業所は、機能訓練、口腔機能向上、栄養改善を推進するための取組を促すよう、鹿児島県介護予防マニュアルを活用し保健師等の専門職による指導助言に努めるほか、指定基準の見直しを検討します。

指導助言にあたっては、要介護認定者の1年後における要介護認定基準時間の変化、要介護認定の維持・改善状況、要介護認定基準時間当たり単位数の状況を点検確認し、改善のための具体的な指導に努めます。

また、事業所毎の取組状況を調査分析し、効果的な取組を行う事業所の紹介、顕彰の検討等を行います。

## 第2節 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり

### 1 介護体制・地域支援体制の充実

---

#### (1) 介護体制の充実

介護保険事業や高齢者保健福祉施策の充実には、福祉・介護人材の育成が不可欠です。しかし、少子高齢化の進展により、介護職員などの福祉人材の確保が非常に厳しい状況になっています。

国の推計では、平成37年に全国で約38万人の介護人材が不足すると見込まれる中、本市では2,182人の介護職員が必要とされ、約90人の不足が見込まれます。しかし、平成29年度の調査では、訪問介護員や介護職員を中心に、49%の介護サービス事業者が人材不足と回答しており、事業所における人手不足は深刻です。

今後、更なる高齢化の進展により、福祉・介護人材の需要は一層の増大が見込まれることから、介護分野における人手不足や離職率を改善するため、質の高い人材を安定的に確保し育成することが求められています。

#### ① 介護人材確保検討の場の構築

今後の介護人材の確保に向け、介護現場で働く人材のすそ野の拡大、介護従事者の定着促進を図るための労働環境・処遇の改善が重要になっています。

このため、県や近隣市町と連携し、介護事業者等の関係者による介護人材確保検討の場を設けて対策を協議するとともに、必要な事業の構築に努めます。

#### ② 介護人材の確保育成

本市における介護職員処遇改善加算Ⅰ以上の平成29年度の取得状況は74%で、県平均の59%を上回っていますが、国や県と連携し、介護サービス事業者に一層の取得を促し、必要な支援を行うなど介護職員の処遇改善に取り組みます。

また、介護の仕事の魅力向上、多様な人材の確保・育成、介護ロボットの導入等による生産性の向上を通じた労働負担の軽減等の取組を進めます。

あわせて、就業体験やUターン・Iターンによる介護人材の獲得など、介護サービス事業者自らの人材確保の取組や、高齢化が進む介護専門職が定年退職後も働き続けられる環境づくりを支援し、介護職場の広報の充実を図るなど、多様な介護人材の確保育成に取り組みます。

## **(2) 地域支援体制の充実**

高齢化の進展とともに、今後も一人暮らし高齢者の増加が予想され、さらには高齢者に対する虐待、高齢者の閉じこもり、認知症高齢者の増加への対応等、高齢者に関わる様々な問題への対応が求められます。

高齢者やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民や関係団体、関係機関の声かけや訪問、安否確認等を通じて、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等に迅速かつ効果的につなげていくことができるよう、ボランティアの育成や福祉コミュニティの形成を図り、地域で支え合う体制づくりを行う必要があります。

このため、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目標としながら、生活支援コーディネーターを中心に高齢者の地域支援体制づくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターを中核とし、地域関係者や保健・医療・福祉関係者等、様々な関係機関との連携を強化し、地域ケア会議を推進するなど、高齢者等を地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築と深化を目指します。

### **【具体的な取組】**

#### **① 生活支援コーディネーターによるコーディネート機能の充実**

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整を担い、日常生活支援サービスを構築する役割を担う生活支援コーディネーターを、平成 28 年度に配置しました。

これまで、地域づくり勉強会等を通じた地域の実情や課題、地域資源の把握等に努めるとともに、地域支え合い推進セミナーや地域づくりフォーラムを開催し、市民への周知・広報活動に取り組んでいます。

また、平成 29 年度から、市、地域包括支援センター、町内会長や民生委員、ボランティア団体、介護サービス事業者等が参画する協議体を設置し、地域における支援体制づくりに努めています。

今後は、全ての日常生活圏域における協議体の設置を目指すとともに、協議体を活用し、「地域のニーズと資源の把握」「多様な主体間のネットワーク構築」「地域支え合いの担い手養成やサービス開発」「支援を要する高齢者へのマッチング支援」等のコーディネート機能の強化を図り、日常生活支援サービスの充実に取り組みます。

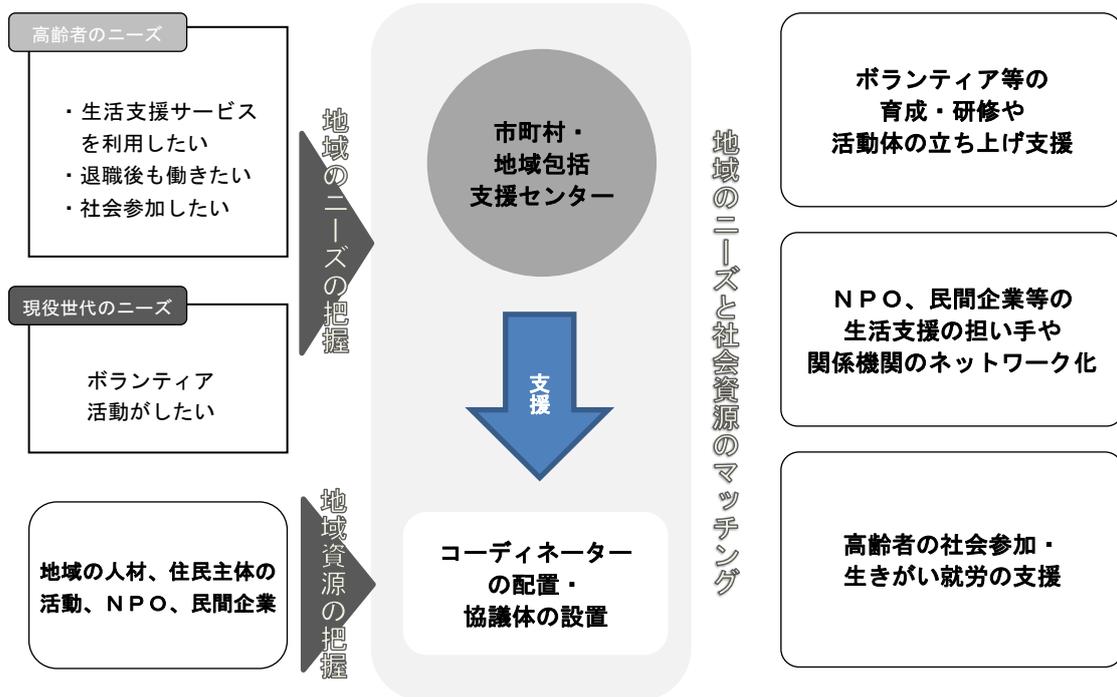
また、これまで社会福祉協議会が中心となって推進してきた住民主体による見守り活動やサロン活動の新規創出や支援等についても、新しい「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」との連携を図り、生活支援コーディネーターによる取組の充実を図ります。

## ア)生活支援コーディネーターの活動支援

生活支援コーディネーターが各年度において目指すべき目標を「鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（仮称）」として整理し、本市の活動方針の具体化と共有を図ります。

また、生活支援コーディネーターが必要な活動を行うことができるよう、委託事業所と連携し、その環境づくりに努めます。

生活支援コーディネーターの役割



## イ)マッチング支援の充実

生活支援コーディネーターが、地域資源を把握し、住民主体のサロンや見守り等の支え合い活動など、地域のニーズに応じた地域資源の開発に向けた具体的取組を行うことができるよう、社会福祉協議会と連携した支援を行います。

また、地域包括支援センター等の総合相談支援において、高齢者及びその家族等が地域の支え合いによる日常生活支援を要する場合は、地域資源とのマッチングによる支援を行うことができるよう取り組みます。

## ウ)協議体の活用

生活支援コーディネーターが、地域の課題に対する問題提起や高齢者のニーズに対応した具体的な地域資源の開発を行うとともに、コーディネート機能が発揮され、福祉コミュニティづくりのための活動が地域において主体的に行われるよう、協議体を積極的に設置し活用するよう促します。

区 分	見込	目標		
	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第二層協議体の設置圏域	4	4	4	7

## ② 在宅福祉アドバイザーによる地域での見守り推進

地域で生活している高齢者やその家族等が喜びを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指すため、地域の民生委員や町内会長と連携して活動する在宅福祉アドバイザーを配置し、日常のあいさつやさりげない声かけ、見守りを通して地域全体で高齢者等を見守るネットワークづくりに取り組みます。

平成 28 年には、中学校区単位で設置された「あんしん地域ネットワーク」や「あんしん相談員」による見守り活動の一部を引き継いでおり、今後も高齢者のみの世帯や支援を必要とする人等を訪問して声かけや安否確認を行い、それぞれの地域で高齢者を見守り、支える体制づくりを進めます。

また、在宅福祉アドバイザーの担い手確保が難しくなりつつあることから、在宅福祉アドバイザーの活動の周知や活動しやすい環境づくりに努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
在宅福祉アドバイザー数	263 人	258 人
見守り対象世帯数	1,315	1,183

### ③ ボランティア等の支援担い手育成

町内会長や民生委員、在宅福祉アドバイザー等を対象としたセミナー、全市民を対象としたフォーラムを開催し、住民主体による支え合い活動に取り組む地域の情報を提供するなど、多様な生活支援・介護予防サービスの担い手の掘り起こしや育成に努めています。

今後も、市民主体の多様な生活支援・介護予防サービス提供者の

充実を図るため、地域資源の分析を行うとともに、NPO、ボランティア、自治組織、協同組合、民間企業、社会福祉法人、シルバー人材センター等のサービスの担い手の掘り起こしや育成に努め、元気度アップ・ポイント事業を活用するなどにより、本市における地域密着型のインフォーマルサービスの充実を図ります。

また、優れた取組を行う団体や地域に対する顕彰を充実するとともに、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等に対し、サービスの質を確保し、保健福祉政策と連携した活動が行われるよう、地域の実情に応じた研修や指導に取り組めます。

高齢者による見守りボランティア



## 2 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、平成 37 年の認知症高齢者数は、平成 28 年から 800 人余り増加し、約 4,700 人となると推計されます。

高齢者の多くが認知症への不安を抱えている中で、認知症高齢者が、尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、地域における支援体制づくりを計画的に推進し、その進捗状況の評価を行います。

このため、認知症に関する市民の理解を深めることをはじめ、医療や介護等が連携した認知症ケアの充実、家族介護者の支援のためのサービスの充実等に取り組みます。

### 【具体的な取組】

#### ① 認知症に対する知識の普及啓発の推進

本市では、認知症の早期相談及び診断につながるよう、市民が正しい知識を理解し、地域社会全体で認知症の人とその家族を支える環境づくりに資するよう、認知症サポーターの養成やオレンジのまどの設置等に努めています。

今後も、認知症やその予防についての正しい知識や理解を深め、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、様々な機会を活用した普及啓発に取り組みます。

#### ア) 認知症サポーター等養成研修事業

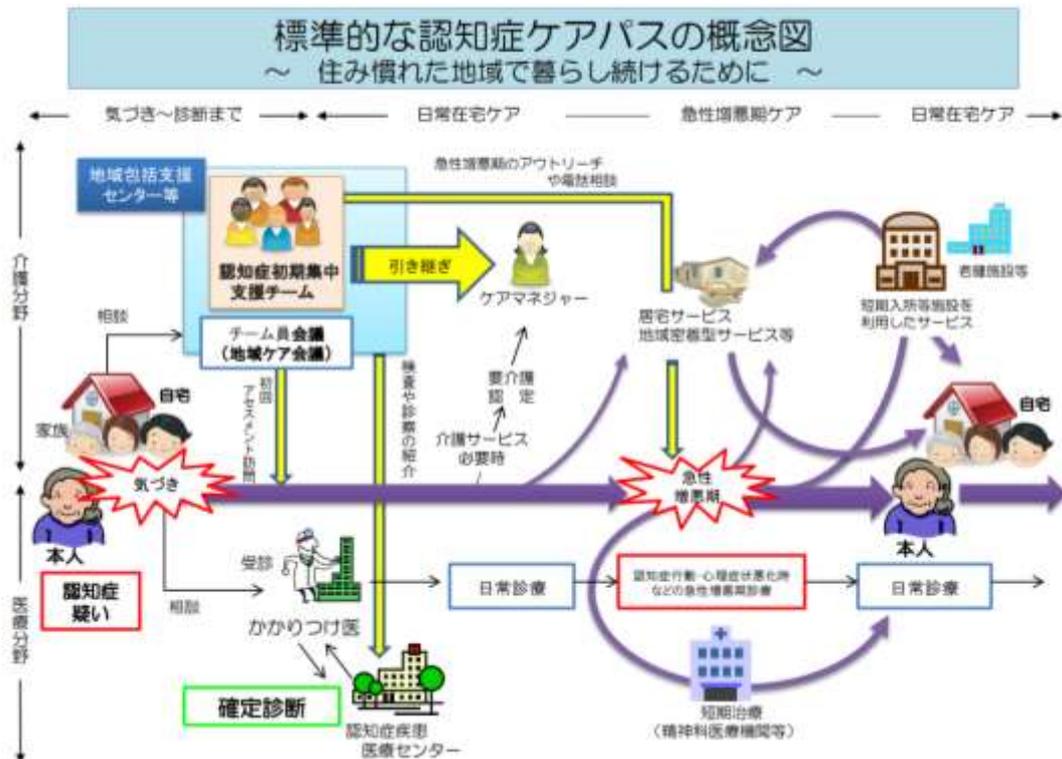
鹿屋市キャラバンメイト連絡会と連携し、認知症サポーター養成講座の開催に取り組みます。また、幼い頃からの認知症高齢者へのかかわりに対する教育の一環として小・中学校での開催や職域等での開催に努めます。

区 分	実績		見込	目標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
養成講座数 (養成数)	37 回 (1,309 人)	30 回 (1,006 人)	50 回 (1,500 人)	30 回 (1,000 人)	30 回 (1,000 人)	30 回 (1,000 人)

#### イ) 認知症ケアパス

認知症の理解、専門機関への案内、認知症の予防、サービス内容の説明等、認知症高齢者の状態に応じた適切なサービス提供の流れを記載した「認知症ケアパス（第 2 版）」を改訂します。

認知症サポーター養成講座での活用、ホームページ掲載、介護サービス事業者や関係機関への配布等により、認知症に対する知識の普及啓発に活用します。



## ② 地域支援体制の構築

認知症地域支援推進員を中心として、地域包括支援センター、医師会等の関係機関と連携し、認知症を地域で支える体制づくりに取り組みます。

また、認知症高齢者等を支援するため、協議体を活用した介護保険外のサービスの検討や認知症カフェの運営等を担うボランティアの養成に努めます。

### ア) 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人やその家族を支援し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携を支援する「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置しています。

今後も、認知症地域支援推進員を中心に、地域包括支援センターのコーディネート機能の活用による医療・福祉・介護関係機関等とのネットワーク構築に取り組み、地域における認知症ケア体制の充実を図ります。

また、鹿屋市医師会や在宅医療連携関係の連絡会を通じ、かかりつけ医と認知症サポート医が機能的に連携し、認知症の早期診断を行う体制について検討するなど、地域における認知症ケア体制及び医療と介護の連携体制を構築し、認知症の人への医療と介護の切れ目のない提供に努めます。

さらに、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、家族の介護負担を軽減するため、行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイス等を得られる交流の場づくりを充実します。

## イ) 認知症に関する相談体制の充実

認知症に関する相談体制については、地域包括支援センターを中心に身近な地域で気軽に対応できるように、チラシ等を配布し広く周知を図っています。

また、認知症サポート医、物忘れの相談ができる医師がいる医療機関の一覧を作成し、ホームページの掲載をはじめ、関係機関への広報を行っています。

今後も、認知症の初期症状段階で、適切な医療や認知症の進行予防につながられるよう、地域包括支援センターの相談窓口の強化や普及啓発を図ります。

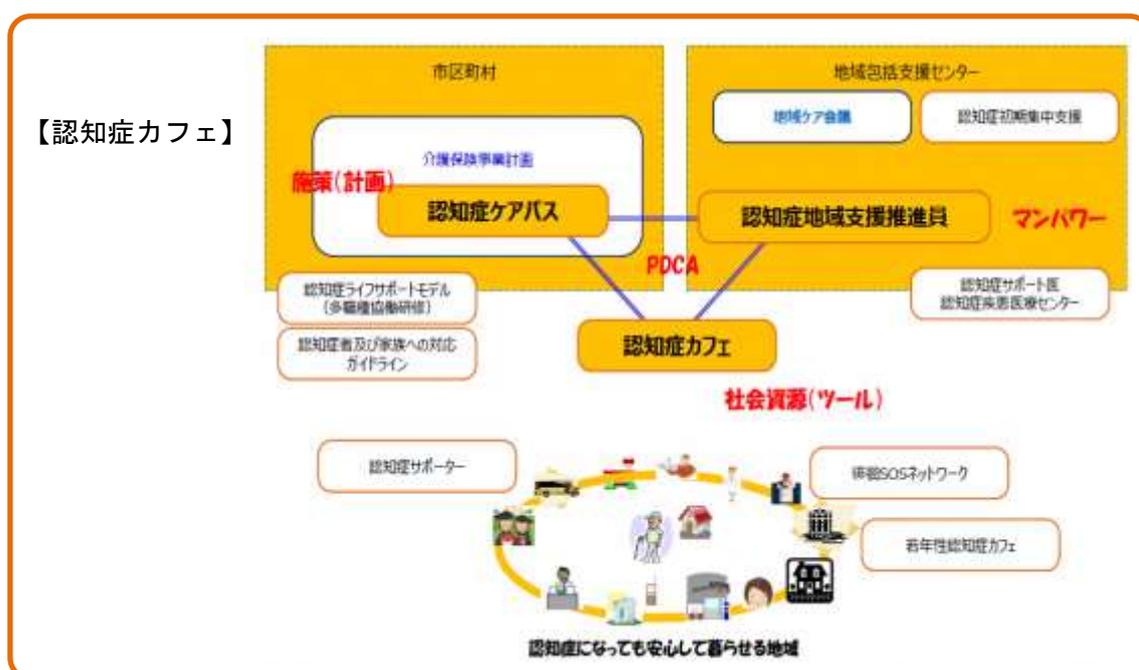
また、かかりつけ医は、認知症に関する相談をはじめ、適切な医療や介護サービスの利用等に関する助言を行う等、認知症高齢者の家族にとって重要な存在であることから、認知症疾患医療センターや医師会等の関係機関と連携し、早期相談・早期対応につながる体制の構築に努めます。

## ウ) オレンジのまど・認知症カフェの充実

平成 27 年度より、大隅地区介護事業所連絡協議会と協力して介護サービス事業者等の職員を対象とした、鹿屋市独自の認知症地域支援推進員（鹿屋市地域包括ケア推進サポートワーカー）の養成を行っています。

研修を修了した者が所属する事業所に、認知症高齢者やその家族が気軽に相談できる地域拠点としての相談窓口（オレンジのまど）を設置し、認知症カフェ（オレンジカフェ）の運営をボランティアとして行っています。

今後も、認知症地域支援推進員及び事業所と連携し、地域における身近な相談窓口として、また認知症の人やその家族、地域の方の交流機会として、オレンジのまどやオレンジカフェの運営が充実されるよう支援に取り組みます。



区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
地域包括ケア推進サポートワーカー養成数	38 人	60 人
オレンジのまど設置数(カフェ開催数)	34 か所(12 回)	50 か所(97 回)

## エ) 徘徊SOSネットワーク事業（徘徊模擬訓練）

認知症高齢者の増加に伴い、徘徊の増加も予測されることから、徘徊による事故を未然に防止するために、徘徊高齢者を早期に発見するシステムの構築や地域における見守り支援の強化を行うことが重要です。

本市では、徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りに関する市民のネットワーク構築を図るため、平成 25 年度から、鹿屋市キャラバンメイト連絡協議会や地域包括支援センターによる徘徊模擬訓練が開催されています。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
開催数(参加者)	1 回(70 人)	2 回(184 人)

## オ) 徘徊高齢者家族介護支援サービス事業（GPS貸与）

認知症の高齢者を介護している家族に対し、徘徊した場合にその居場所を発見できるGPS端末機を貸与し、安心して在宅生活を送れるよう支援します。

介護保険の福祉用具サービスによるGPS端末の貸出も始まっており、事業の見直し検討を行いつつ、適切な支援環境づくりに取り組みます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
端末利用者数	13 人	12 人

## ③ 認知症ケアの向上

認知症初期集中支援チームにより、初期の認知症高齢者やその家族に対する支援を充実するとともに、ケアマネジャー研修等を活用し、認知症介護支援に関わる認知症ケアの向上に取り組みます。

### ア) 認知症初期集中支援チームの充実

認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや家族の支援

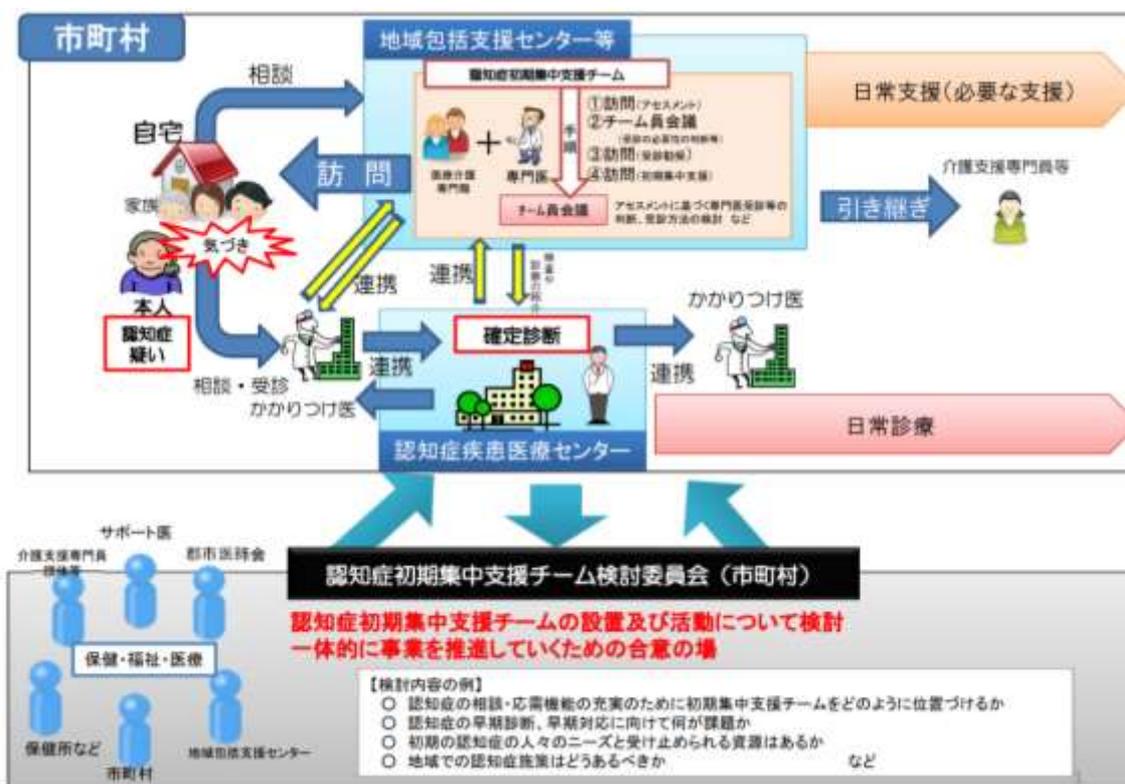
を集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を平成 28 年度に設置しました。

これまで、サポート医の確保など医師会との調整、ケアマネジャーを対象とした研修会等による周知を行うとともに、民生委員等と連携した対象者の把握、認知症初期集中支援チーム会議による情報連携や具体的な支援方法の検討に基づく個別支援を行っています。

今後は、介護予防把握事業等を活用した対象者の早期発見に努めるとともに、支援事例を認知症地域支援推進員と共有し、支援の充実に取り組めます。

区 分	実績	見込	目標		
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
チーム会議開催数(支援者)	10(13)	20(25)	20(30)	20(30)	20(30)

認知症初期集中支援チーム



## イ) 認知症ケアの質の向上

認知症高齢者にとってよりよい介護環境を整えるためには、認知症ケアの質の向上が求められます。

介護支援専門員や介護福祉士等の介護業務従事者を対象にした研修会を開催し、認知症高齢者への関わり方やケアプランの作成の指導を図り、認知症高齢者の尊厳が保たれた生活が確保できるよう、認知症ケアの質の向上に努めます。

### 3 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。高齢者虐待防止法は、高齢者が介護する家族や介護保険施設などの職員から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害され、生命、健康、生活が損なわれる状態を高齢者虐待と定義しています。

高齢者虐待には、身体への暴力、養護を著しく怠る（ネグレクト）、心的外傷を与えるような言動、性的虐待、年金の横領などの経済的虐待がありますが、近年、高齢者が、家族や介護施設従事者等から受ける虐待が深刻な状況にあり、その防止が急務となっています。

高齢者に対する就職差別、介護を必要としている高齢者に対する介護者による身体的・心理的虐待、あるいは、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分する経済的虐待など、高齢者に関わる人権問題の解消に向けた取組が必要です。

#### 【具体的な取組】

##### ① 虐待の予防、早期発見等の適切な支援

高齢者虐待防止法を踏まえ、高齢者虐待の予防、早期発見、適切な支援を行うため、民生委員をはじめ関係機関が幅広く連携する「高齢者虐待等防止ネットワーク」を設置しています。また、市民、民生委員、介護サービス事業者に対して、様々な機会を活用して高齢者虐待防止に関する研修を行うなど啓発活動に努めており、相談・通報件数は年々増加しています。

一人でも多くの市民が参加できるような研修会の開催に努め、地域単位での高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応につながるよう取り組みます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
虐待通報(認定)件数	26 人(10 人)	33 人(5 人)

##### ② 高齢者在宅生活支援措置等事業

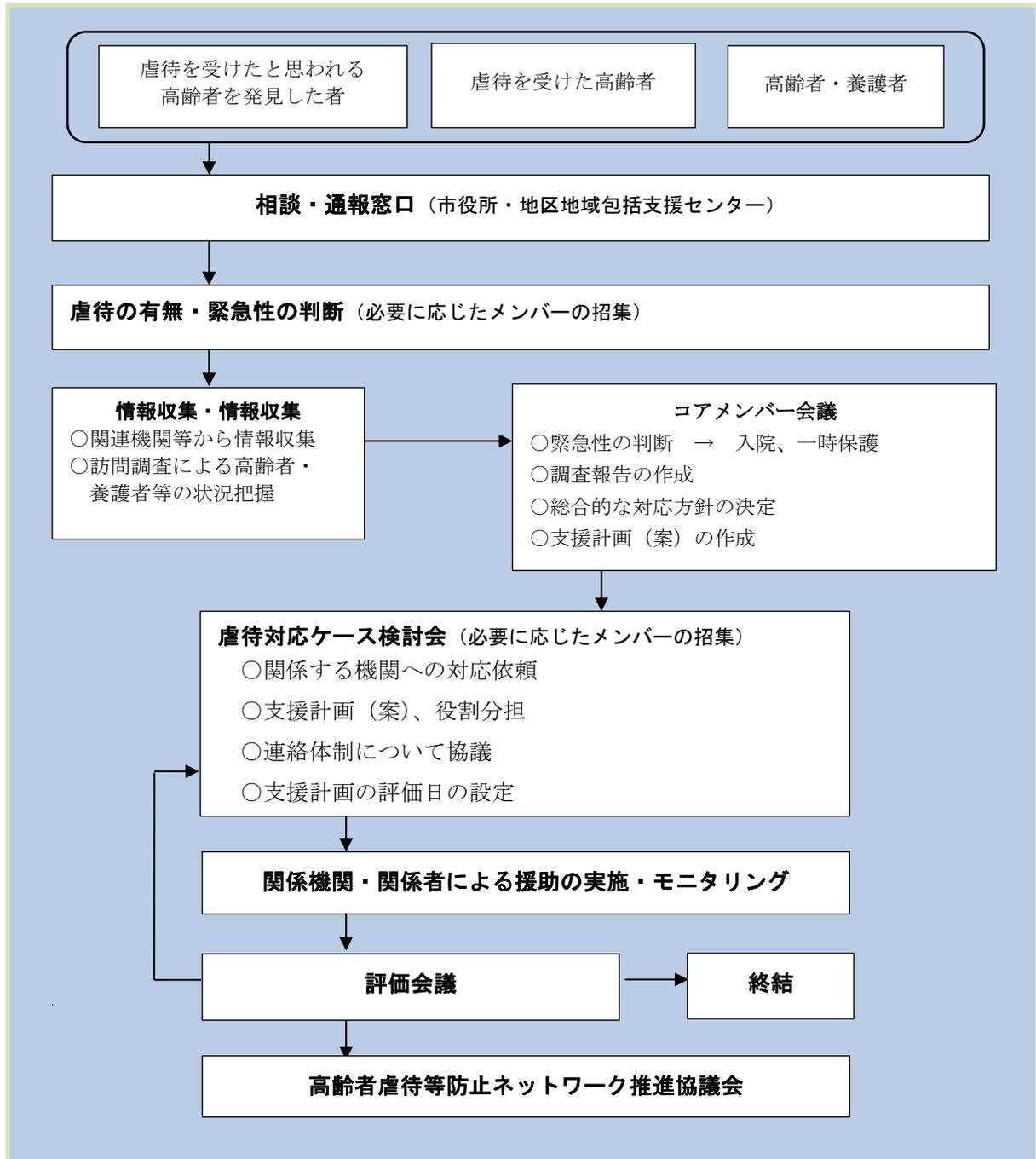
虐待等の通報を受けたときは、迅速な事実確認とアセスメントを行います。

直ちに身体の安全を確保する必要があり、自ら安全な場所に避難できない場合で、自立生活が可能の方又はその家族については緊急一時保護を行い、介護認定を受けている方については、介護サービスによる一時措置を行います。

### ③ 介護施設等従事者の指導啓発

介護施設等の従事者に対し、虐待についての研修、関係機関と連携した訪問調査や実地指導等を行い、虐待防止に努めます。

鹿屋市高齢者虐待等対応の概念図



## 4 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等自分で十分な判断をすることができない人が、財産の取引などの契約や各種手続きを行う時に、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、平成28年には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が制定されています。

成年後見制度利用促進法では、自治体は「国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」と定められ、利用促進のための一層の取組が求められています。

本市においても、成年後見制度の普及、啓発を進めるとともに、国・県等の関係機関とも連携を図りながら、身寄りのない認知症高齢者等が、速やかに後見人の援助を受けられるよう成年後見制度の利用を促進します。

### 【具体的な取組】

#### ① 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方については、市長が代わって申立てを行うとともに、資産がない人の成年後見人に対する報酬の助成を行います。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
市長申立て件数	6 件	5 件
報酬助成件数	0 件	3 件

#### ② 成年後見制度の理解促進

成年後見制度に関する市民の理解を高め、利用を促すため、鹿屋市、社会福祉協議会（権利擁護推進センター）、鹿屋市地域包括支援センター、肝属地区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関が連携し、パンフレットや広報等を通じた周知、相談の充実を図ります。

また、市民の理解を高める市民向けセミナーを継続的に開催します。

### ③ 協議会・審議会の設置

関係機関等との協議を踏まえ、地域連携ネットワークを図る協議会及びその事務局を担う中核機関のほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議する条例による審議会を、本計画期間中に設置するよう努めます。

また、成年後見制度利用促進法第 23 条に基づき、本市における利用促進に関する基本計画の策定に努めます。

### ④ チームによる支援組織の体制整備

鹿屋市、社会福祉協議会（権利擁護推進センター）、鹿屋市地域包括支援センター、肝属地区障がい者基幹相談支援センターにより、支援の必要な人の発見や相談支援に取り組むとともに、中核機関を中心として、弁護士、司法書士、市民後見人とネットワークを形成し、支援を要する人を後見人とともにチームで支える支援組織の体制整備に取り組みます。

### ⑤ 福祉サービス利用支援事業

社会福祉協議会が実施している事業で、判断能力に不安のある方と契約し、福祉サービス利用の相談、預貯金の出し入れや公共料金の支払手続等の日常的なお金の管理、年金証書や預金通帳等の大切な書類の預かり等の支援を行うものです。

総合相談支援において、本事業の支援が必要と思われる事例については、適切に連携し利用につなげます。

### ⑥ 成年後見人等の確保・育成

弁護士会、司法書士会等と連携するとともに、法人後見人や市民後見人の育成など、成年後見人の担い手の確保・育成に努めます。

このため、市民後見人養成講座やフォロー研修の開催に取り組むとともに、福祉サービス利用支援事業員の育成に努めます。

区 分	見込	目標		
	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
市民後見人養成講座参加者(市民後見人)	0	25	25	25

## 5 障がい者福祉との連携

平成 29 年施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケア強化法）」により、「障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」「地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行う」との観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されました。

具体的には、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて指定を受けるかどうか判断することになります。

介護と障がいの双方の関係者における互いの制度に対する理解の遅れから、本人や家族への説明が不十分のままサービス移行し、適切な支援が行われないことも懸念されることから、十分な連携を図る必要があります。

共生型サービスのイメージ



(出典)：厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」

### 【具体的な取組】

#### ① 担当者研修会の開催

介護や障がいの関係者が、互いの制度の理解を深めるため、介護サービスと障がい福祉サービス、双方の担当者を対象とした研修会の開催に取り組みます。

#### ② 関係者の連携による支援

障がいのある方が 65 歳になっても、介護サービスと障がい福祉サービスが連携し適切な支援が行われるよう、必要により地域ケア個別会議を活用し、支援に取り組みます。

## 6 介護を行う家族への支援

介護を担う家族等の負担を軽減し、介護による離職を防止する取組の充実が求められています。このため、介護離職ゼロに向けた介護サービスの整備に取り組めます。

また、市や地域包括支援センターにおける総合相談支援のほか、介護技術の研修や介護者同士のネットワークづくりにより交流を促すなど、家族介護者への支援を充実し、家族介護者の地域での孤立を防止し、心身の負担軽減に取り組めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 家族介護者支援の仕組みづくり

高齢者を介護している家族同士が集い交流する機会である「ほっと会」、情報提供や学びの機会としてのサロン、ケアについて正しい理解を促す講習会など、家族介護者が介護方法や認知症についての理解を深め、同じ悩みをもつ当事者が語りあい、日常の不安などを解消できる機会づくりやその支援に取り組めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
介護者の集い実施回数(参加者数)	3 回(35 人)	3 回(97 人)

#### ② 在宅高齢者等介護慰労金支給事業

在宅で要介護高齢者（65 歳以上）又は要介護障がい者（20 歳以上 64 歳以下）の介護を行っている家族等に対して慰労金を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、在宅での生活継続の支援をします。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
要介護4・5	309 人	279 人
要介護2・3	280 人	246 人
要介護障がい者	54 人	42 人

# 第3節 安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり

## 1 在宅医療と介護の連携

地域包括ケアシステムの重要なポイントの一つとして、「医療と介護の連携強化」が位置付けられています。

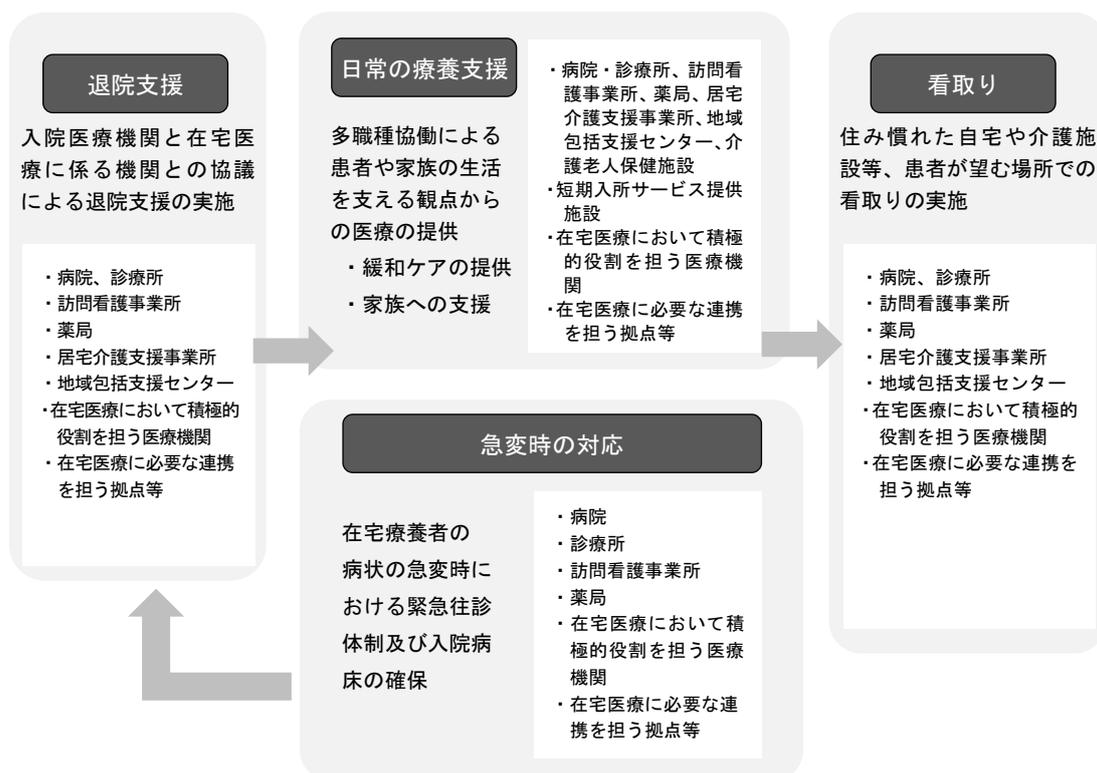
医療制度改革大綱においては、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」として、医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供、在宅医療の充実による患者の生活の質（QOL）の向上を目指すことが位置付けられています。

これまでの「治す治療」から「治し支える医療」への転換が図られる中で、地域全体で包括的かつシームレスに診（看）ていく「地域完結型医療」が求められています。

本市においては、平成27年度から29年度に、地域の医療・介護関係者等が参画する地域包括ケア推進協議会と専門部会を設置し、高齢者の在宅療養に対する支援が包括的かつ継続的に提供できるよう関係機関の連携強化を図り、必要な取組の検討を行ってきました。

本市の高齢者の8割以上は、現在の住居に住み続けたいと考えており、地域包括ケア推進協議会において協議された対策の具体化に努めるとともに、医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・在宅介護が切れ目なく一体的に提供されるよう、地域ケア推進会議等を活用した実施状況の検証や取組の改善を行います。

在宅医療体制フロー図



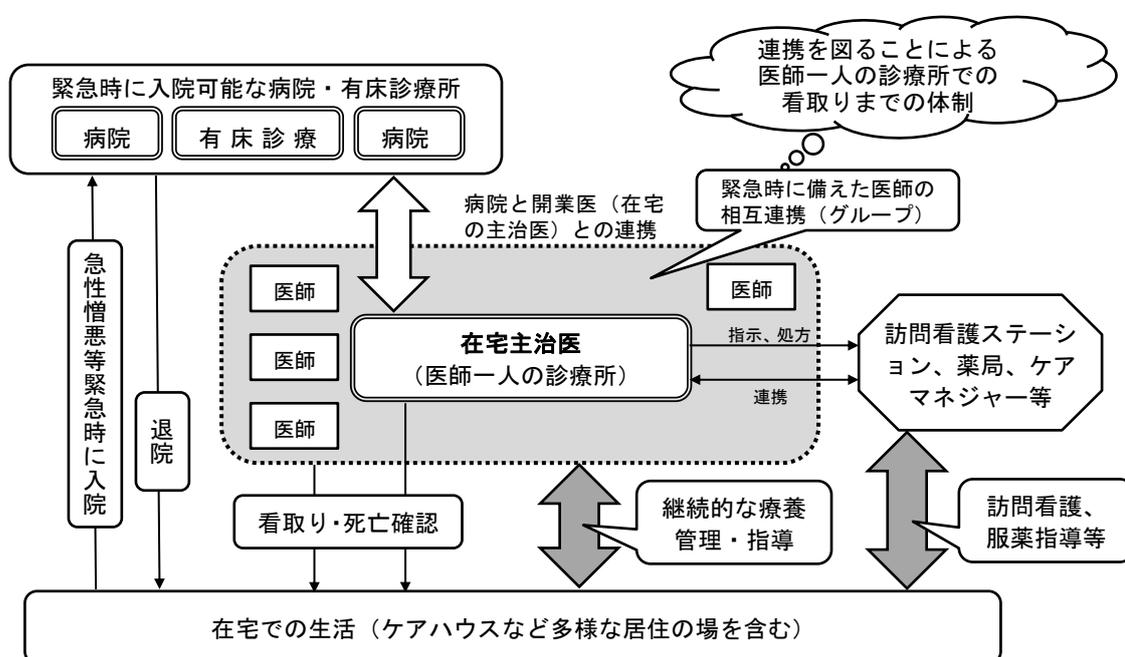
## 【具体的な取組】

### ① 在宅医療と介護連携のための環境づくり

在宅医療・介護連携に関する相談窓口は地域包括支援センターとし、地域ケア個別会議の活用などによる個別支援を担います。

市は医療ニーズに対応した在宅ケアサービスの充実に努めるとともに、総合的な調整を担い、地域包括支援センターと連携し、取組や相談事項の実施状況を検証し、必要な改善を行います。

また、鹿屋市医師会と定期的に行う総合調整会議において内容を報告して情報を共有し、地域ケア推進会議等を活用した課題対策の検討に努めます。



### ア) 救急医療情報キットの普及

救急医療情報キット

在宅高齢者の緊急通報時に活用する情報キットで、高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中、一層の普及に努めるとともに、介護サービス事業者や大隅肝属地区消防組合等と連携し、内容更新のための啓発に取り組みます。



## イ) 情報提供カードの普及

施設入所している要介護者の救急通報時に活用する情報カードで、平成 25 年度から普及を始めました。一部でカード情報の定期的な更新が行われていないことから、マニュアル改正や定期更新指導を行い、一層の普及に取り組みます。

## ウ) 医療ニーズに対応した在宅ケア

介護離職ゼロのための介護サービスの充実を図り、在宅生活を基本としながら医療や介護の支援が受けられ、病院や施設から住み慣れた自宅へ戻っても安定した生活が送れるよう、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護看護」の複合型サービスなど、医療ニーズに対応した在宅ケアサービスの充実に取り組みます。

## エ) 急変時における医療と介護の受入体制づくり

地域の介護サービス事業者と医療機関は、それぞれの役割に応じた、在宅療養への様々な連携が求められています。

在宅療養をする要介護者の状態急変時に必要な緊急一時入院病床の確保については、緊急往診体制の確保と併せて、医療機関と救急搬送を行う大隅肝属地区消防組合等による継続的な協議が行われています。

また、介護者に病気や緊急の都合が生じた場合、要介護者への支援は主にショートステイにより行われますが、週末に需要が急増することから、安心のためのバックアップ対策が求められており、地域包括支援センターと連携した介護支援専門員の後方支援に取り組みます。

何れも実施状況の検証を行い、必要により地域ケア推進会議による対応の検討を行います。

## ② 関係者との連携強化

地域包括支援センターは、介護サービス事業者や在宅療養支援診療所等の地域医療機関との連携について、個別支援や環境づくりに中心的な役割を担います。

平成 28 年度には、肝属地区において在宅医療・介護連携を広域的に推進する「在宅医療介護連携支援センター」に位置付けられました。広域的連携に関するセンター機能の広報、広域的体制の検討、地域や関係者からの相談や情報の受付、連携のための調整等の役割を担っており、肝属地区における「在宅医療連携拠点」としての機能発揮が期待されています。

また、鹿屋市医師会は、平成 28 年度から ICT を活用した情報共有システムを

導入し、効率的かつ効果的な連携の仕組みづくりを進めており、関係者の連携を一層充実する必要があります。

## **ア) 医療・介護多職種合同研修会の開催**

医療と介護の連携に対応できる人材を育成するため、地域包括支援センターと連携し、医療・介護関係の多職種が合同で参加する研修会を開催します。

グループワークや事例検討など参加型の研修により、医療と介護の従事者がそれぞれの制度に関する知識を深め、実践的な連携を担う人材育成に努めます。

## **イ) 地域資源リスト・マップ**

関係者の連携がより円滑に行われるよう、地域の医療機関や介護サービス事業者、日常生活支援等の地域資源リスト及びマップを作成し、市ホームページや鹿児島県「介護サービス情報公表システム」を活用した情報提供を行うとともに、定期的な更新に努めます。

## **ウ) 入院時情報連携加算、退院・退所加算の取得促進**

介護サービス事業者における在宅医療・介護連携の取組状況を報酬加算の取得状況により把握し、集団指導等を通じた情報提供や加算取得を促します。

### **③ 退院支援ルールへの運用**

大隅地域振興局を中心として4回の介護支援専門員協議と2回の医療介護合同会議を経て策定された「退院支援ルール」は、平成30年1月にキックオフミーティングが行われ、運用開始されています。

退院支援ルールは、医師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が連携するための情報共有ツールとしての「情報共有シート」の様式や連絡する時期等の取扱いルールが定められています。

今後、「鹿屋市在宅医療介護連携マニュアル」を作成するとともに、ケアマネジャー研修等を活用し、退院支援ルールの普及に取り組みます。

### **④ 市民への広報啓発**

在宅医療を推進する上で、高齢者、家族の理解は不可欠です。また、人生の最期をどのように迎えるか、高齢者の関心も高まっています。

在宅医療や終末期に関する市民の理解を深め、高齢者が自らの意志でいきいきとした人生を住み慣れた地域で最期まで送れるよう、次の取組を推進します。

また、独居又は夫婦のみ世帯における高齢者の終末期のあり方について検討を行うため、様々な機会を活用した啓発に取り組みます。

## **ア) エンディングノート等の配布**

在宅医療という選択肢について紹介するリーフレットを作成配布し、高齢者や家族に対する啓発に取り組みます。

また、今をもっと大切に生きるために、老いた時やもしもの時の希望を記入することで人生をセルフプロデュースするツールとしてのエンディングノートを、希望する高齢者等に対して、窓口や出前講座等を活用して配布します。

## **イ) 急変・病態悪化時の処理・方針に関する参考資料の紹介**

医療機関や施設等において、支援関係者が高齢者の急変時に望ましい支援を行うため、予め方針や対応の方法を確認するための参考資料を作成し、ホームページ等で紹介します。

## **ウ) 講演会等の開催**

在宅医療に関する市民の理解を高めるため、在宅医療や看取りに関する講演会等を行い、広く市民が考える機会づくりに取り組みます。

## 2 地域包括支援センター等の機能強化

平成 28 年 4 月、市内 4 か所の地域包括支援センターを統合し、基幹型の地域包括支援センターを開設し、鹿屋市医師会を受託事業者として運営を開始しました。

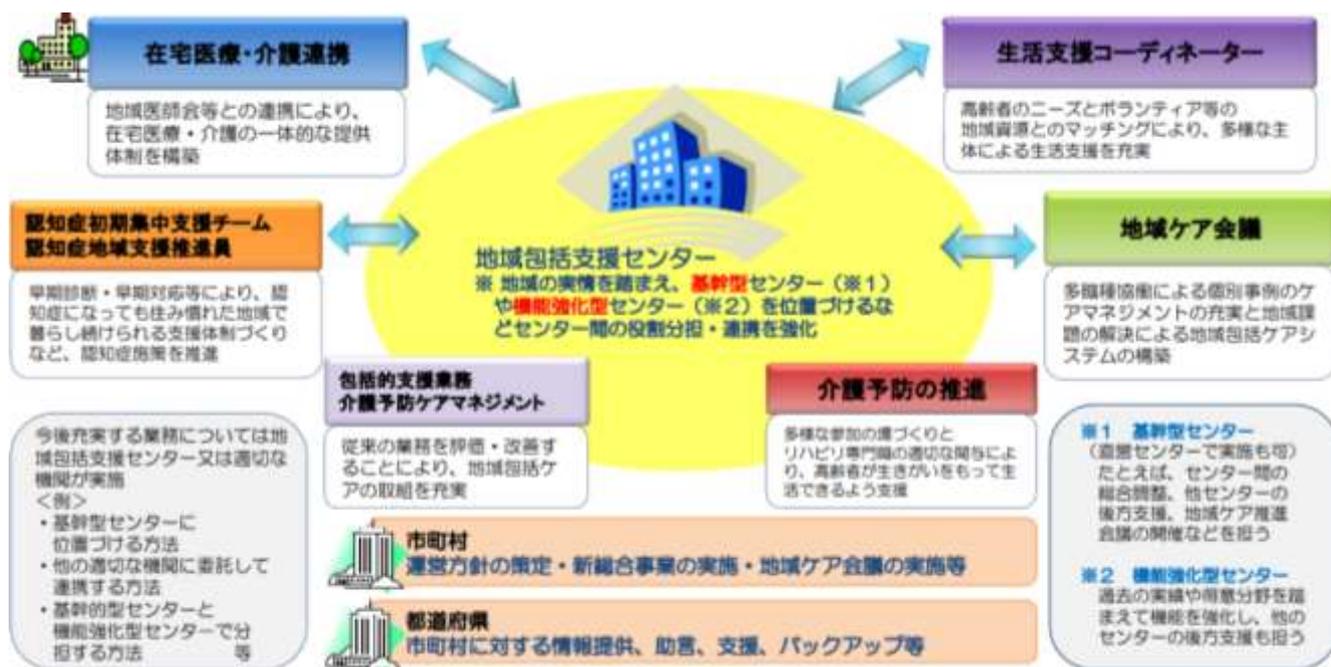
これまで本市では、東西南北 4 か所において地域包括支援センターが運営されてきましたが、複雑かつ増大するニーズに対応するためセンター機能の一層の充実が必要であり、地域にある多くの担い手と連携した事業展開を行うには行政によるマネジメントの強化が必要であること、在宅医療・介護連携を効果的に推進するため医療との連携強化が必要であることなどから、再編を行ったところです。

平成 26 年の制度改正においては、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域支援事業を充実し、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置付けられ、センター機能の強化が図られました。

高齢者の総合相談や専門的支援、介護予防のケアマネジメント等の多様なニーズに応えるため、地域ケア会議を活用し、医療・介護・福祉サービスを適切に調整する「つなげる機能」の発揮が求められています。

このため、包括的支援事業と介護予防支援の一体的な実施に取り組むとともに、地域の関係機関や介護サービス事業者等のネットワークの充実を図り、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

地域包括ケアシステム体系図



## 【具体的な取組】

### ① 適切な人員体制の確保

平成 26 年度に地域支援事業が充実されたことによる相談件数の増加、困難事例や休日・夜間の対応状況等を勘案し、地域包括ケアによる支援が十分に行えるよう、介護保険法施行規則の原則基準に基づく 3 職種の適切な確保に取り組みます。

特に、指定介護予防支援事業と包括的支援事業の一体的な実施による自立支援の充実が必要となっていることから、本所において事業に取り組む職員体制の確保に取り組みます。

サブセンターについては、業務が適切に遂行できるよう、受託事業者と連携し環境の整備に努めます。

### ② 地域ケア会議の活用

本市は、平成 25 年度から地域ケア会議を試行的に実施し、多職種による事例検討を行ってきました。平成 28 年度には、地域ケア会議の体系を整理し、地域ケア個別会議、地域ケアふれあい会議、地域ケア推進会議のあり方を整理しました。

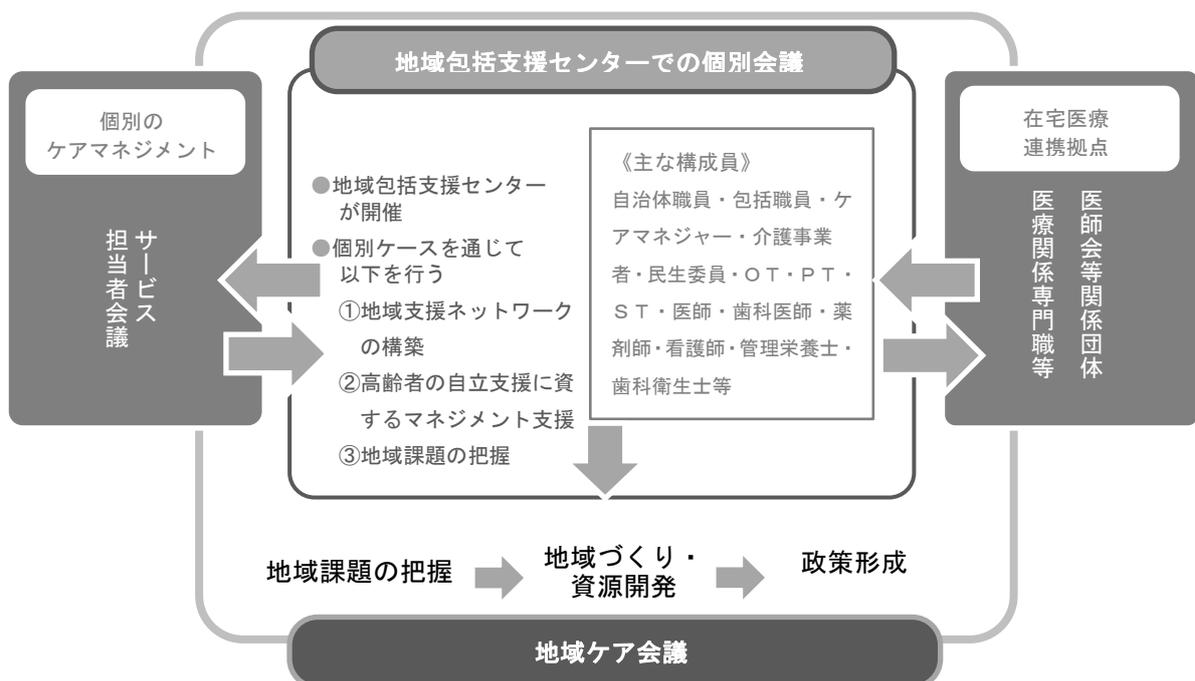
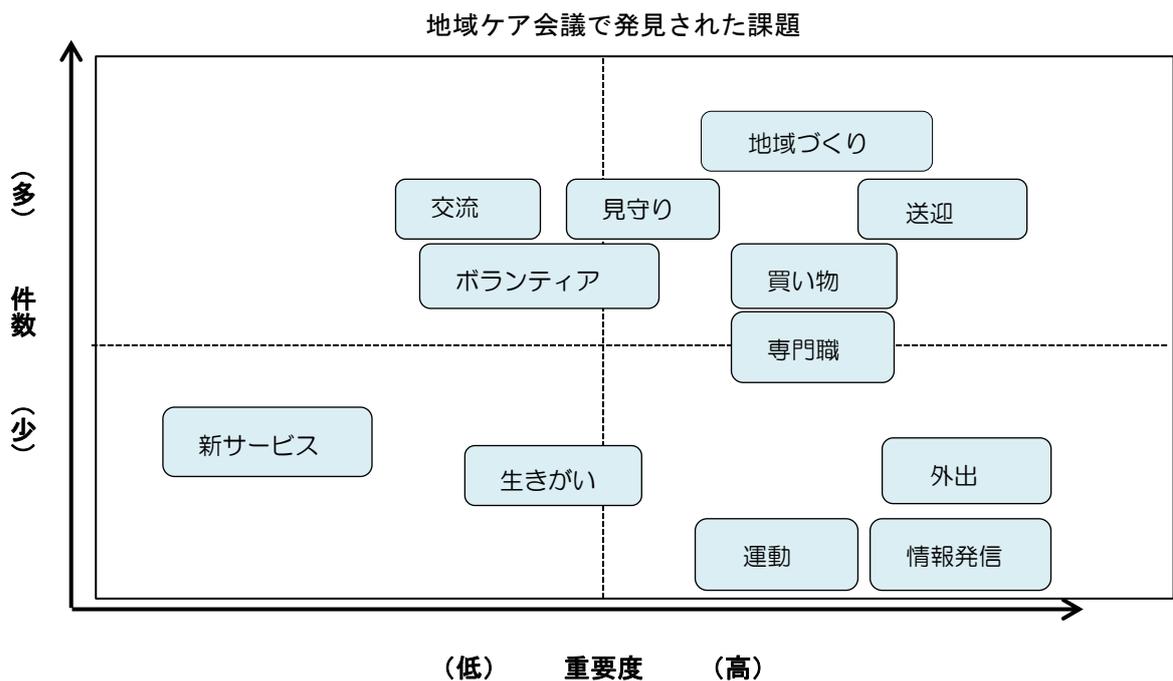
また、地域包括支援センターを主体に、相談案件に関する地域ケア個別会議の活用を開始し、平成 29 年度には、自立支援や給付適正化を目的としたケアプラン点検、地域ケアふれあい会議を試行的に実施しています。

鹿屋市の地域ケア会議体系図

	地域ケア個別会議	地域ケアふれあい会議	地域ケア推進会議
実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター、鹿屋市社会福祉協議会(個別相談)</li> <li>鹿屋市(ケアプラン点検)</li> </ul>	鹿屋市	鹿屋市
開催	随時	月1回	年1回
参加者	本人又は家族、介護支援専門員、介護従事者、理学療法士、作業療法士等	生活支援コーディネーター、介護支援専門員、介護事業者、医療機関相談員等	生活支援コーディネーター、民生委員、町内会長、医師、歯科医師等
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別課題解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの構築</li> <li>地域課題の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり・資源開発</li> <li>政策の形成</li> </ul>
概要	個別の高齢者の課題解決、自立支援・重度化防止、給付適正化に向けた支援の手段や方向性について協議する。	日常生活圏域における相談や地域ケア個別会議の案件の進捗状況を確認し、個別事例のモニタリングの実施、地域の特徴や課題の協議を行う。	地域ふれあい会議で明らかになった事項等について市全域を単位として協議し、市に地域課題を解決する政策を提言する。

個別事例の検討、解決を図る手法として、また、地域の課題解決に活用するため、次により地域ケア会議の積極的な活用に努めます。

- 地域包括支援センターが受けた相談案件は、日常生活圏域ごとの地域ケアふれあい会議において進行管理を行い、その後の変化等をモニタリングします。また、会議を通じて介護サービスに関する相談や地域課題の集約に取り組みます。
- 地域ケア会議における情報を共有するため、地域ケアふれあい会議、地域ケア推進会議の議事録の作成及び公表、構成員に対するフィードバックに努めます。



区 分	実績	見込	目標		
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
個別相談に関する 地域ケア個別会議の開催数	58	60	70	80	90
地域ケアふれあい会議開催地区数	0	3	4	7	7
地域ケア推進会議開催数	0	1	1	1	1

### ③ 地域ケア個別会議による自立支援の促進

自立支援・重度化防止等に資する観点から、地域ケア個別会議を活用した介護予防サービス計画の点検を行います。地域ケア個別会議の開催にあたっては、リハビリや栄養、口腔等の指導に係る多職種の専門職が参加し、多様な視点からの自立支援に関する助言を得られるよう努めます。

本計画期間中は、主に介護予防サービス計画を対象とし、関係する全ての介護支援専門員が年に1回以上参加することを目指します。

区 分	目標		
	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立支援のためのケアプラン点検(自立支援型地域ケア個別会議)	20	20	20

### ④ ケアマネジメント支援の充実

地域包括支援センターに対して、介護支援専門員を対象とした研修会又は事例検討会のほか、介護支援専門員のニーズに基づく多様な関係機関・関係者との意見交換の場を、それぞれ年1回以上開催するよう促し、必要な連携を図ります。

また、市又は地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の情報を集約して件数を把握し、内容の整理分類を行うとともに、介護支援専門員が共有すべき事例はQ&Aとして整理し、ホームページでの公表を行います。

鹿屋市地域包括支援センター(吾平町)



## ⑤ 鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（仮称）の策定

P D C A サイクルに基づき、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項によるセンターの包括的支援事業の実施に係る方針としての「鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（仮称）」を各年度の課題を踏まえて策定します。

これにより関係者間の方針の共有に努め、センター機能の強化と、地域包括支援センターの適切な運営に取り組みます。

## ⑥ 地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの業務の公正、中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を定期的で開催します。

運営協議会は、P D C A サイクルに基づくセンター運営を図るため、センターの運営や活動、職員の体制に対する点検評価を行い、対策としての「鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（仮称）」の見直し、支援や指導の内容改善等について協議します。

地域包括支援センターは、その事業内容、運営状況を運営協議会に報告し、介護サービス情報公表システムにおいて公表します。

## 第4節 地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり

### 1 地域の実情に応じた生活支援サービスの強化・充実

一人暮らしなど支援を必要とする高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けるためには、在宅生活を支援するフォーマルなサービスだけでなく、高齢者やその家族を地域内で温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援する「互助」と「連帯」の精神に支えられた生活支援も必要です。

そのためには、市民が主体となった福祉コミュニティの形成が必要であり、また、地域組織や各種ボランティア、個人を中心に市民主体の活動を発展させていくなかで、掃除やゴミ出しなどちょっとした困り事など、高齢者の心身の状態や生活環境に即した課題を地域の支え合い活動で解決できるようなインフォーマルサービスを充実する必要があります。

こうした地域における生活支援の体制づくりに向けて、さまざまな社会資源を発掘するとともに、サービスの担い手の養成、高齢者等が支える側として活躍できる場の確保に取り組みます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 高齢者等訪問給食サービス事業

一人暮らし等の高齢者又は身体障がい者であって、心身の障がいや傷病等の理由により調理が困難な者に、栄養バランスの取れた食事の配食を行うことにより、食生活の改善と自立した生活が送れるように支援します。

併せて配達時に安否確認を行い、孤独感の解消や必要に応じて関係機関へ連絡するなど、見守り支え合い活動につなげます。

また、今後の利用増加を見込み、効率的かつ効果的な提供に努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
実利用者数	509 人	498 人
実施日数(総配食数)	309 日(218,382 食)	309 日(219,466 食)

##### ② 紙おむつ支給事業

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者を介護する同居家族に対し、紙おむつを支給することにより、高齢者等の衛生の向上や家族の経済的負担の軽減を図ります。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
支給対象者(支給枚数)	428 人(3,463 枚)	405 人(3,260 枚)

### ③ 高齢者等生きがい対応型デイサービス事業（介護予防型デイサービス）

集いや健康づくりの機会が乏しい中山間地域において、家に閉じこもりがちで社会的に孤立しがちな比較的元気な高齢者に対し、レクリエーション等の各種サービスを提供し、在宅での自立生活の維持向上を図ります。

※平成 30 年度で終了。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
実利用者数(延利用回数)	176 人(5,030 回)	168 人(4,616 回)

### ④ 生活支援ショートステイ事業

要介護認定を受けていない一人暮らし高齢者等が、体調不良等の状態に陥ったときに、養護老人ホーム等に一時的に入所させることにより、生活習慣の指導、調整の支援を行い、要介護状態への進行を予防します。

### ⑤ 緊急通報体制等整備事業

一人暮らし等の高齢者が、病気やその他の緊急事態に迅速に対応できるように緊急通報装置を貸与し、安心して在宅生活を送れるよう支援します。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
件 数	17 件	21 件

### ⑥ 敬老バス乗車貸助成事業

70 歳以上の高齢者に対し、心身の健康を保持し明るく楽しい生活を送るため、市内のバス乗車賃の一部を助成し、外出機会の確保支援を行います。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
利用者数	1,099 人	1,039 人

## ⑦ 交通手段の確保

高齢者をはじめとする市民全体の移動手段の確保は、自動車を主な交通手段とする本市の課題です。

また、平成 29 年に道路交通法が改正され、認知症のおそれのある高齢者の運転免許証の更新手続きが改められたことから、一層の取組が求められています。

輝北、吾平、串良地区では、主要道路から離れた集落にも配慮したフリー乗降制のくるりんバスの運行を行い利便性の向上を図って

います。市街地地区では鹿屋バス停を中心に回遊性を持たせた市街地巡回バスの運行を行い、学生から高齢者まで多くの方の交通手段として利用されています。

その他の公共交通不便地域における新たな取組として、平成 29 年 10 月から天神・船間地区において予約型乗り合いタクシーの実証運行を開始しました。

このように、市民のニーズに合わせた運行計画の見直しや新たな公共交通手段の調査検討を行ってきており、今後も市民や交通事業者と連携を図りながら、少子高齢化社会に対応した公共交通の対策に努めます。

また、社会福祉協議会は、平成 27 年度から地域の社会福祉法人と協力し、7 地区でドライブサロンを開始するなど、多様な交通手段の確保に努めています。この他、介護保険の認定を受けている方など移動に制約がある高齢者等に対し、2 か所の N P O 法人が有償で移送サービスを行っており（福祉有償運送）、今後も多様な交通手段の確保に取り組みます。

ドライブサロン(大始良地区)



区 分		実績	
		H27 年度	H28 年度
くるりんバス 利用者数	市街地巡回	26,009 人	26,712 人
	輝北地区	2,188 人	2,239 人
	吾平地区	2,052 人	2,020 人
	串良地区	2,573 人	3,006 人
	計	32,822 人	33,977 人

## 2 多様な住まいの確保

本市においては、いつまでも住み慣れた地域で暮らしたいとする高齢者が多いことから、要介護状態となっても在宅生活を継続できる環境づくりや、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加に伴い、介護や医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する住宅など、高齢者の多様なニーズに対応できる住まいの確保と居住支援を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ① 高齢者の住まい施策

本市では、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいた「サービス付き高齢者向け住宅」が4か所、老人福祉法に基づく高齢者向けの生活施設である「有料老人ホーム」は37か所で整備がなされ、一定の整備水準を超えています。

地域のニーズを見極めながら、過剰な供給に結びつかないように周知に努めます。

#### ② 高齢者住宅等安心確保事業

60歳以上の一人暮らし高齢者等で、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）入居者に対して生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否確認等のサービスを提供することで、安心して在宅生活を送れるように支援します。

区 分	整備実績		
	ウイズ下祓川市営住宅	グリーンビレッジ吾平	桜ヶ丘市営住宅(西原4丁目)
戸 数	12戸	12戸	30戸

#### ③ 養護老人ホームへの入所措置

おおむね65歳以上で、生活保護世帯又は生計中心者が市民税（所得割）非課税世帯の世帯員で、かつ心身機能の減退や置かれた環境により養護者を必要とするが養護者がなく、在宅での生活継続が困難な方に対して、老人福祉法の規定に基づき養護老人ホームへの入所措置を行います。

区 分	実績	
	H27年度	H28年度
措置者数	65人	64人

### 3 安全・安心に暮らすための高齢者にやさしいまちづくり

---

高齢期を安全・安心に暮らすには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

防災対策については、市民一人ひとりの災害に対する意識、知識の向上や、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、地域防災計画との整合の下に充実を図る必要があります。

防犯対策については、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発、情報提供・相談体制の充実、認知症高齢者等の権利を守る活動の必要性が高まっています。

交通安全対策については、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導に努める必要があります。

#### 【具体的な取組】

##### ① 避難行動要支援者への支援

高齢者世帯の増加や過疎化の進展により避難行動要支援者が増加する中、登録台帳の整備を随時行っていますが、警察署、消防署、消防団、町内会長等の関係機関への配布時期が異なるため台帳の記載内容が現状と異なる場合が考えられることから、専用システムの導入を図る必要があります。

今後も、自主防災組織、地域包括支援センター、民生委員との連携を強化することにより、避難行動要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう努めます。

さらに、非常持出品の備えなど防災知識の普及・啓発に努め、災害時に学校の体育館などの指定避難所では十分な対応ができない在宅の寝たきり高齢者等を受け入れ、介護などの支援を行う福祉避難所の確保に努めます。

##### ② 緊急時の通報と安否確認の充実

一人暮らし高齢者等の世帯に緊急通報装置を貸与することにより、高齢者の日常生活における不安感を解消し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切に対応するとともに、在宅福祉アドバイザーとの連携や地域住民による支え合い活動を支援し、定期的な安否確認の充実を図ります。

また、在宅での食事の調理が困難な高齢者に対しては、訪問給食サービスを実施することにより、安否確認を行い、在宅での生活を支援します。

### ③ 消費者被害防止のための啓発

近年、消費生活相談件数に占める 60 歳以上の割合が増加しており、啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、鹿屋市消費生活センターを中心として高齢者を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図ります。

また、地域や団体等での学習の機会を利用し、知識の普及・啓発に努めます。

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
出前講座開催回数	34 回	29 回
出前講座参加者数	1,458 人	1,119 人

区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
相談件数	403 件	423 件

※出前講座・相談件数は 60 歳以上が対象

### ④ 交通安全対策

交通安全対策として、高齢者向けの交通安全出前講座の開催や高齢者の運転免許証自主返納支援、交通安全における関係機関と連携した交通安全対策を講じており、近年、高齢者が被害者となる交通事故や高齢運転者が当事者となる交通事故はわずかながら減少しています。

今後も、警察署・交通安全協会・高齢者クラブ等との連携をより強化し、運転適性検査の実施や交通安全出前講座等の開催により、高齢者に対する交通安全教育を効果的に展開するとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、高齢者の交通事故防止の一層の推進に努めます。

高齢者交通安全教室



区 分	実績	
	H27 年度	H28 年度
交通事故人身件数(死傷者数)	560 件(715 人)	491 件(584 人)
死亡者数(うち高齢者)	2(1)人	2(1)人



## 第5章 介護保険事業計画

---

### 1 介護保険の概要と現状

平成12年4月に介護保険制度が施行されてから18年が経過しました。

介護サービス利用者の増加や介護サービス提供体制の充実など、介護保険制度は我が国の高齢者福祉の中心的役割を担い、確実に定着してきました。

なお、介護保険制度の財源は、国・県・市の公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料で23%（第5期計画期間21%、第6期計画期間22%）、医療保険に加入している40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料で27%がまかなわれていることになっています。

本市においては、第1期～第3期介護保険事業計画期間に、グループホームや小規模多機能型居宅介護など居住系施設が整備され、第4期計画期間には通所介護や短期入所生活介護を中心とした居宅サービスが、第5期計画期間には介護老人福祉施設等が整備されたことにより、介護サービス提供体制が整えられてきました。

第6期計画期間においては、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」を図るため、多職種間との連携を強化し、多様な地域資源の活用により、市一体となった地域包括ケアシステムの実現を目指してきました。

また、生活機能の改善が必要な高齢者への支援や虚弱高齢者に対する介護予防事業、認知症予防や啓発など認知症高齢者への支援活動、さらには介護保険事業の安定かつ適正な事業運営を図るための介護給付適正化などに取り組んできました。

一方、介護度の重い高齢者が多く介護サービスへの依存度が高いことなどから、介護給付費も大幅に増加し、本市の介護保険料額は県内上位に位置しています。

こうしたことを踏まえ、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と深化を目指すとともに、給付費と保険料のあり方についての啓発を充実する必要があります。

第7期計画期間においては、介護保険制度改正に基づく、「介護離職ゼロのための介護サービスの確保」「医療計画に基づく介護施設・在宅医療等の追加的需要」に対応するとともに、重度化防止や自立支援に資する介護サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の持続可能性を高めるため、保険者機能を強化し、介護給付適正化の取組を充実します。

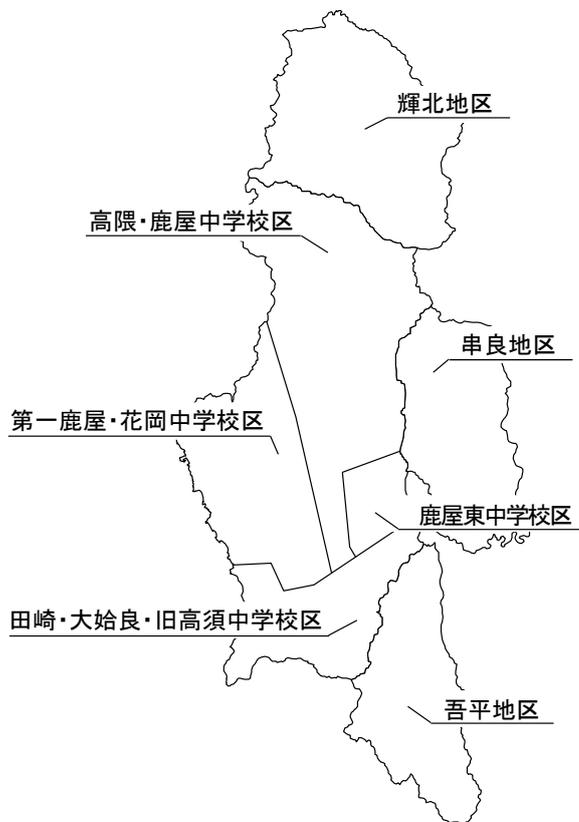
## 2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

本市では、中学校区単位を組み合わせた高隈・鹿屋中学校区、鹿屋東中学校区、第一鹿屋・花岡中学校区、田崎・大始良・旧高須中学校区、吾平地区、輝北地区、串良地区の7圏域（吾平地区、輝北地区、串良地区については、それぞれ1圏域）を設定します。

この7圏域は、高齢者人口、要介護認定者数を平準化したものであり、同時に施設系・居住系サービスも一定の整備が行われています。

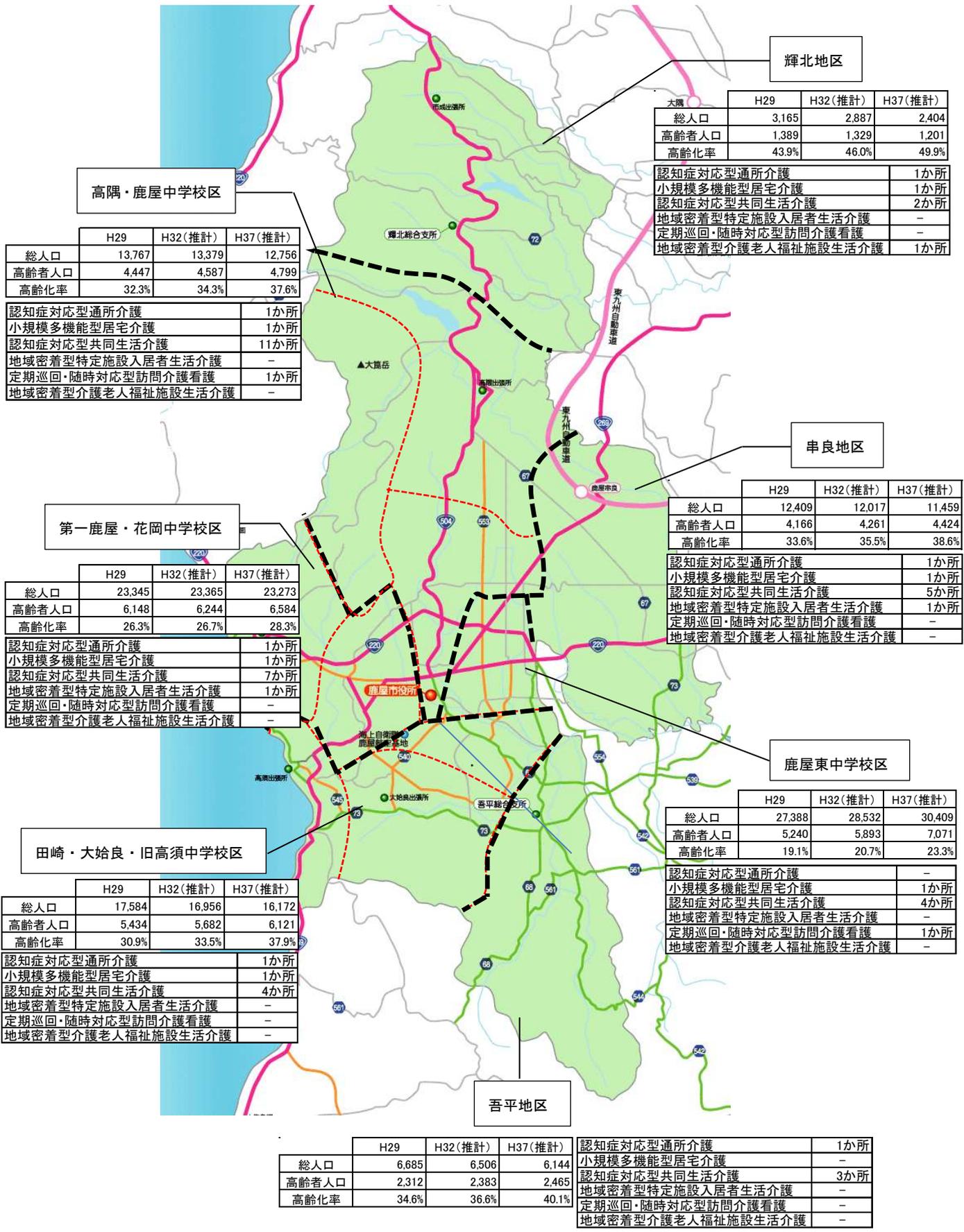
これらの日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実を図ります。



日常生活圏域の町内会の状況

日常生活圏域	町内会
高隈・鹿屋中学校区	○高隈 大黒 ○古前城町 本町 朝日町 向江町 共栄町 新栄町 北田 東大手 大手町 西大手町 曾田町 白崎町 王子町 打馬 東原町 上祓川町 祓川町 下祓川町 弥生 西祓川町
鹿屋東中学校区	○新川町 緑山 寿2丁目 寿3丁目 寿4丁目 寿5丁目 泉ヶ丘 寿7丁目 寿8丁目 札元1丁目 札元2丁目 旭原町 笠之原町
第一鹿屋・花岡中学校区	○上谷町 新生町 大浦町 西原1丁目 西原2丁目東 西原2丁目西 西原2丁目中央 西原3丁目 西原4丁目 郷之原町 今坂町 上野町 野里町 ○花岡町 鶴羽 根木原町 花里町 有武町 小薄町 高牧町 海道町 古里町 白水町 一里山 小野原町 天神町 船間町 古江新町 古江本町 古江港町 古江西
田崎・大始良・旧高須中学校区	○田崎町 川西町 川東町 永野田町 名貴町 ○飯隈町 萩塚町 星塚町 池園町 南町 大始良東 大始良西 獅子目町 田淵町 横山町 下堀町 ○高須町 浜田町
吾平地区	○神野 鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西 中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 下名東 下名西
輝北地区	○百引 平南 市成 高尾
串良地区	○細山田北 細山田西 共心 東共心 細山田中央 新堀 下中 中野 山下 矢柄 上矢柄 上辰喰 辰喰 栄 上栄 更栄 昭栄 ○共栄西 共栄中 共栄東上 共栄東 鳥之巣 中宿 中山上 中山下 十三塚 中山原 松崎 城ヶ崎 柳谷 下方隈 塩塚 永峯 県営十三塚・大久保段 ○平和 星ヶ丘 下甫木 大迫 中甫木 富ヶ尾中央 桜ヶ丘 吹上田 中郷 上大塚原上 上大塚原下 下大塚原 新大塚原 串良東部 串良中央 永和 諏訪下 堅田 岡崎東西 岡崎上 白寒水 大坪 下小原

日常生活圏域ごとの高齢者の状況及び地域密着型サービスの整備状況



日常生活圏域別の人口の状況

	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
高隈・鹿屋中学校区	12,587	4,008	31.8%
鹿屋東中学校区	27,388	5,240	19.1%
第一鹿屋・花岡中学校区	24,525	6,587	26.9%
田崎・大始良・旧高須中学校区	17,584	5,434	30.9%
吾平地区	6,685	2,312	34.6%
輝北地区	3,165	1,369	44.4%
串良地区	12,409	4,166	33.6%
計	104,343	27,603	26.3%

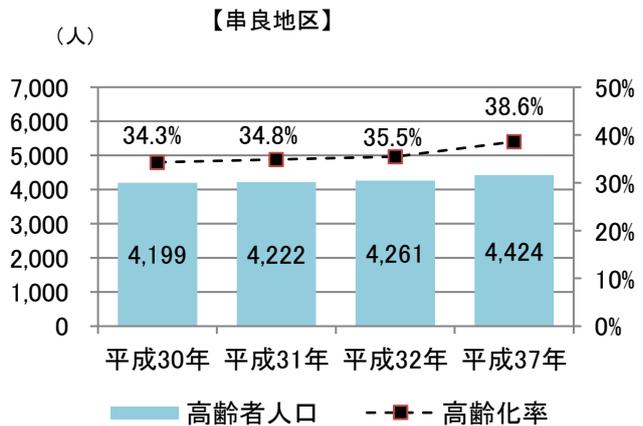
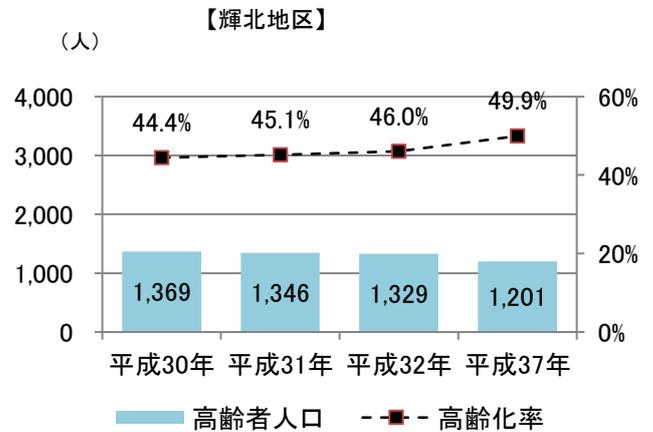
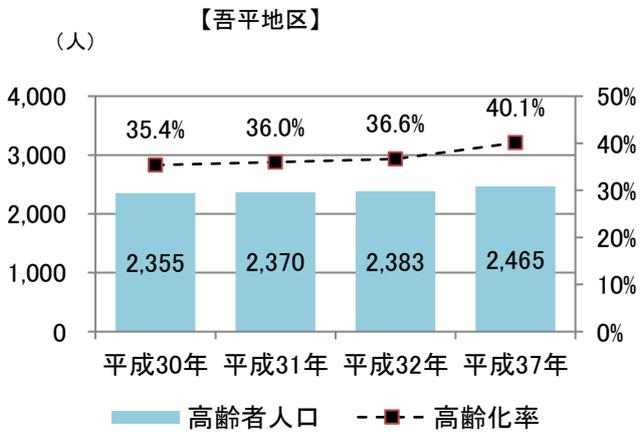
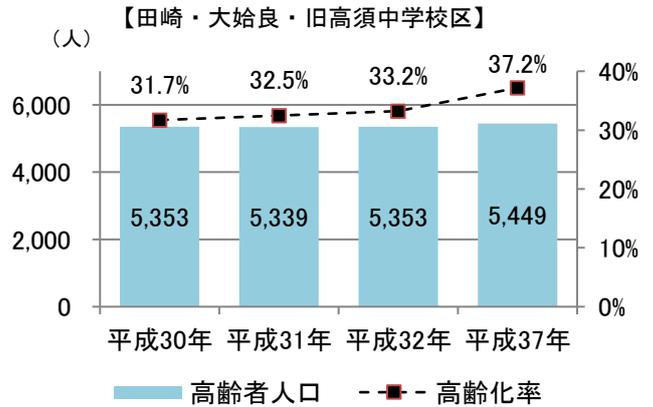
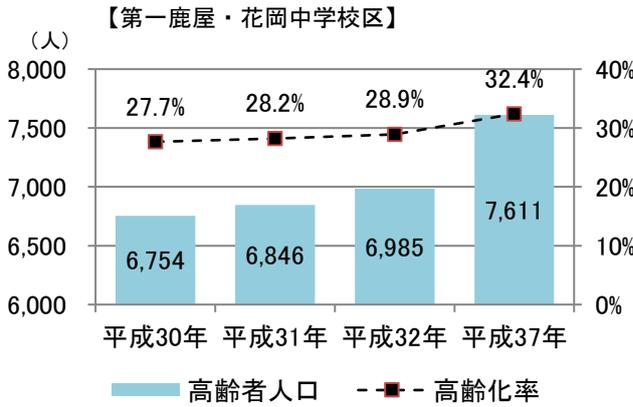
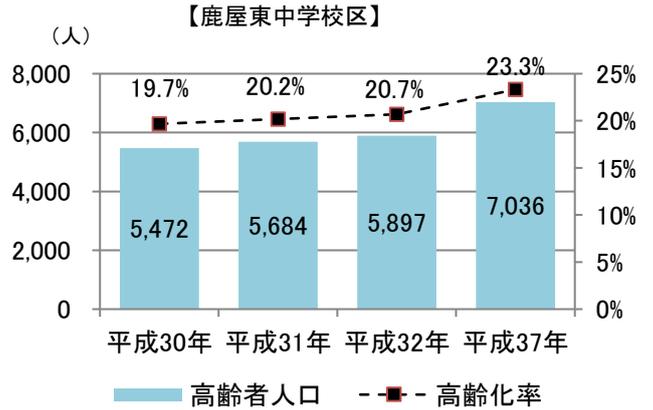
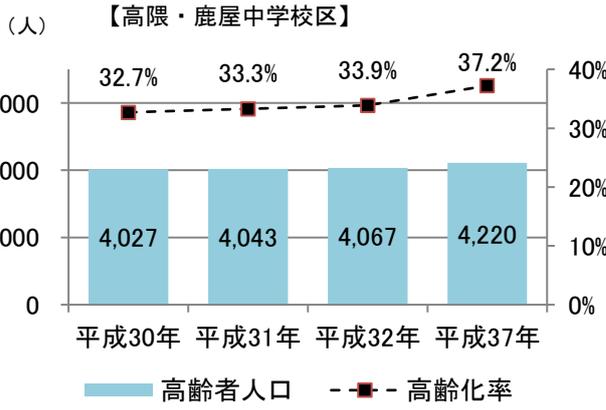
(出典)平成29年9月30日現在住民基本台帳

日常生活圏域別の人口の推移

(単位:人)

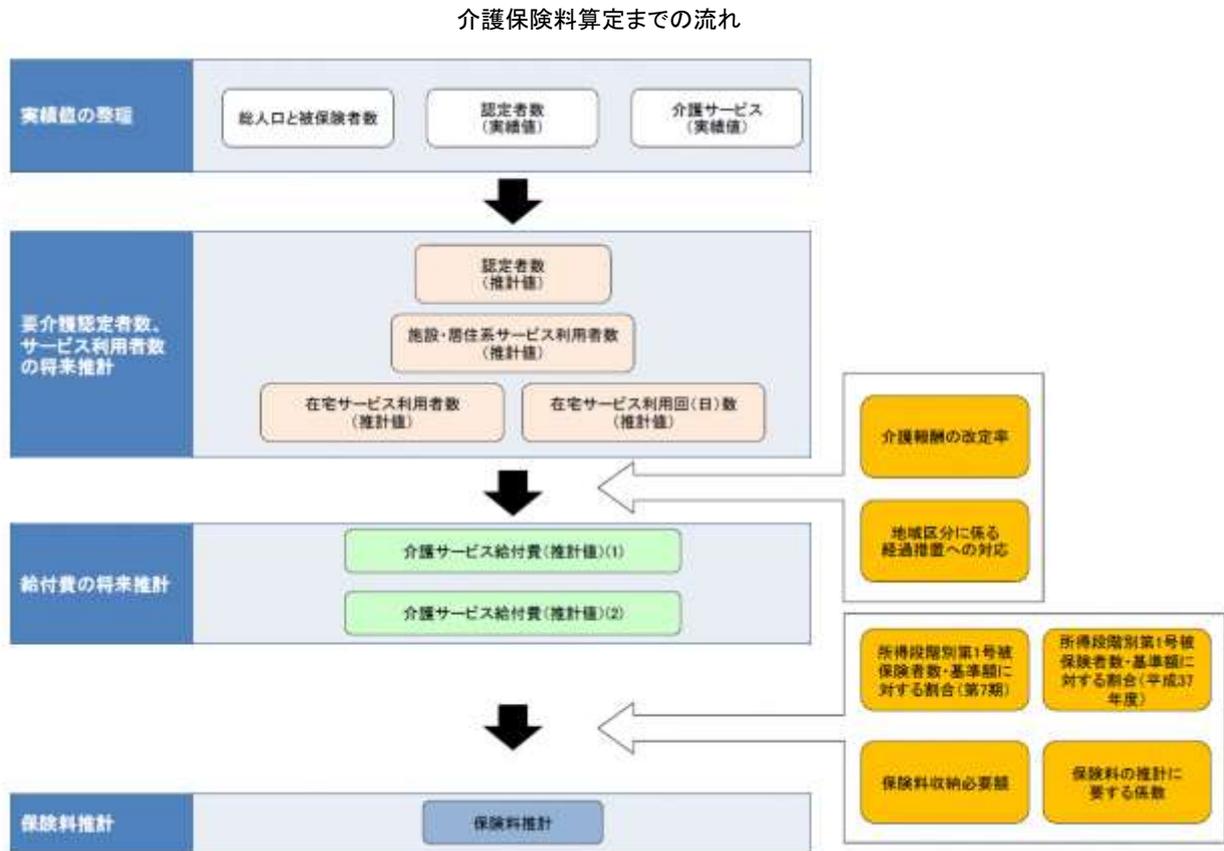
		平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
高隈・鹿屋 中学校区	総人口	12,316	12,146	12,003	11,338
	高齢者人口	4,027	4,043	4,067	4,220
	高齢化率	32.7%	33.3%	33.9%	37.2%
鹿屋東 中学校区	総人口	27,823	28,159	28,481	30,165
	高齢者人口	5,472	5,684	5,897	7,036
	高齢化率	19.7%	20.2%	20.7%	23.3%
第一鹿屋・花岡中 学校区	総人口	24,425	24,251	24,148	23,488
	高齢者人口	6,754	6,846	6,985	7,611
	高齢化率	27.7%	28.2%	28.9%	32.4%
田崎・大始良・旧高 須中学校区	総人口	16,890	16,447	16,106	14,654
	高齢者人口	5,353	5,339	5,353	5,449
	高齢化率	31.7%	32.5%	33.2%	37.2%
吾平地区	総人口	6,659	6,592	6,506	6,144
	高齢者人口	2,355	2,370	2,383	2,465
	高齢化率	35.4%	36.0%	36.6%	40.1%
輝北地区	総人口	3,081	2,983	2,887	2,404
	高齢者人口	1,369	1,346	1,329	1,201
	高齢化率	44.4%	45.1%	46.0%	49.9%
串良地区	総人口	12,247	12,120	12,017	11,459
	高齢者人口	4,199	4,222	4,261	4,424
	高齢化率	34.3%	34.8%	35.5%	38.6%

(出典)平成29年9月30日現在住民基本台帳に基づくトレンド推計



### 3 介護保険事業の推計手順

将来の高齢者人口等の推計から、介護サービス見込量及び給付費、保険料算定までのおおまかな流れを示すと下図のとおりとなります。



総人口と被保険者数	総人口と被保険者数の実績値及び将来推計値
認定者数(実績値)	要介護認定者数及び要介護認定率の実績値
介護サービス(実績値)	介護サービスの利用者数、利用回(日)数、給付費の実績値
認定者数(推計値)	要介護認定者数及び要介護認定率の将来推計値
施設・居住系サービス利用者数(推計値)	施設・居住系サービス利用者数の将来推計値
在宅サービス利用者数(推計値)	在宅サービス対象者数、在宅サービスの利用率及び利用者数の将来推計値
在宅サービス利用回(日)数(推計値)	在宅サービスの利用回(日)数の将来推計値
(参考)介護報酬の改定率	介護報酬の改定率
(参考)地域区分に係る経過措置への対応	地域区分別の単価
介護サービス給付費(推計値)(1)	介護サービス給付費の将来推計値
介護サービス給付費(推計値)(2)	介護サービスの利用者数、利用回(日)数、給付費の将来推計値
所得段階別第1号被保険者数・基準額に対する割合(第7期)	第7期の所得段階別の第1号被保険者数及び基準額に対する割合
所得段階別第1号被保険者数・基準額に対する割合(平成37年度)	平成37年度の所得段階別の第1号被保険者数及び基準額に対する割合
保険料収納必要額	特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、地域支援事業費等、保険料推計に必要な項目
保険料推計	保険料基準額の推計値

## 4 人口及び被保険者数の推計

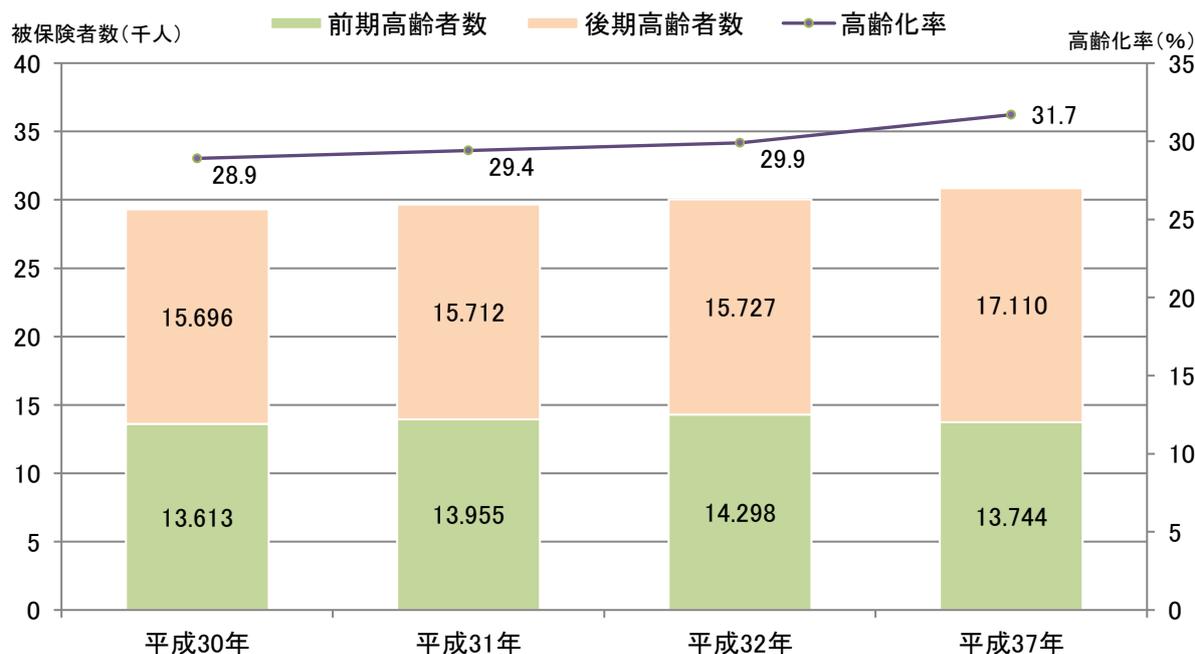
第7期計画期間中の人口及び被保険者数の推計は、「見える化システム」国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき、次のとおり設定します。

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	101,439	100,927	100,413	97,423
第1号被保険者	29,310	29,668	30,025	30,854
前期高齢者	13,613	13,955	14,298	13,744
65～69歳	7,339	7,351	7,363	6,746
70～74歳	6,274	6,605	6,935	6,998
後期高齢者	15,696	15,712	15,727	17,110
75～79歳	5,122	4,960	4,798	6,329
80～84歳	4,802	4,746	4,690	4,043
85～89歳	3,444	3,549	3,653	3,523
90歳以上	2,329	2,457	2,586	3,215
第2号被保険者	31,776	31,382	30,988	29,535

(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

第1号被保険者数(前期・後期)と高齢化率の推移



(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

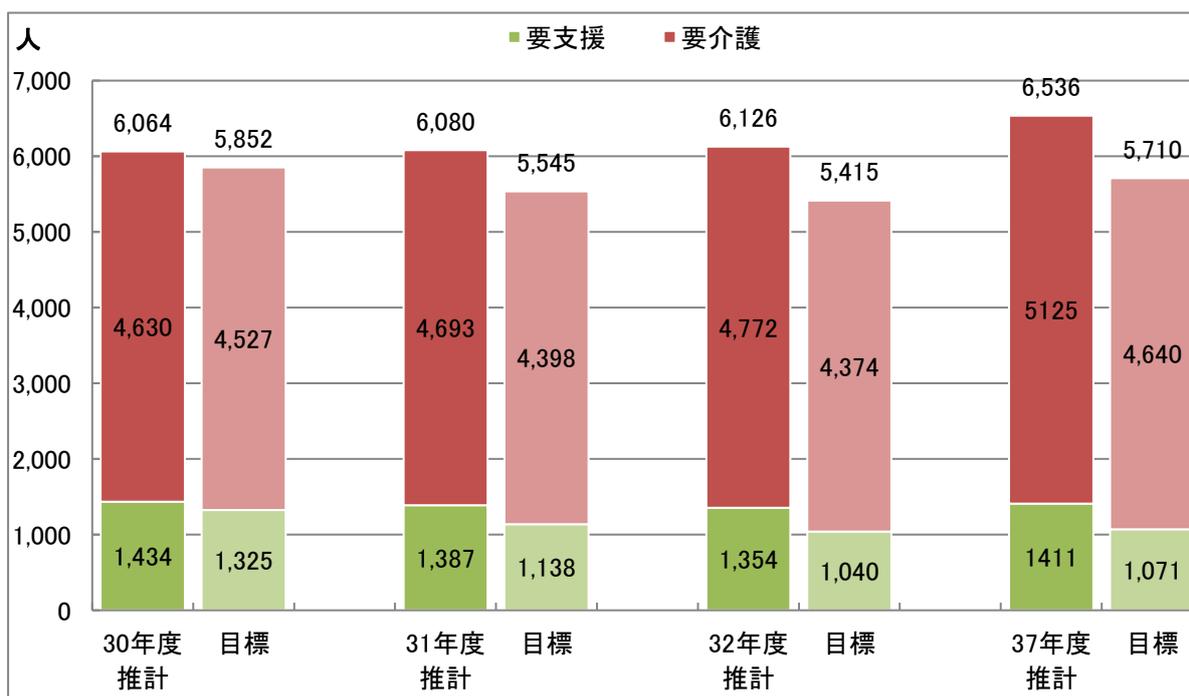
## 5 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数の推計は、平成 29 年度までの実績を踏まえた自然体推計により次のとおり設定します。また、自立支援のための介護予防支援と包括的支援事業による適切なサービスへの引継ぎにより、下図の認定者数目標の達成に努めます。

(単位:人)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認定者数		6,064	6,080	6,126	6,536
第 1 号被保険者		5,940	5,941	5,970	6,374
区分別	要支援	1,408	1,357	1,321	1,376
	要介護	4,532	4,584	4,649	4,998
年齢別	前期高齢者	547	531	534	541
		要支援	159	153	153
	要介護	388	378	381	387
	後期高齢者	5,393	5,410	5,436	5,833
		要支援	1,249	1,204	1,168
	要介護	4,144	4,206	4,268	4,611
第 2 号被保険者		124	139	156	162
要支援		26	30	33	35
要介護		98	109	123	127

要介護者数及び要支援者数の人口動態による推計と自立支援・介護予防の取組による推計



## 6 居宅サービス見込量

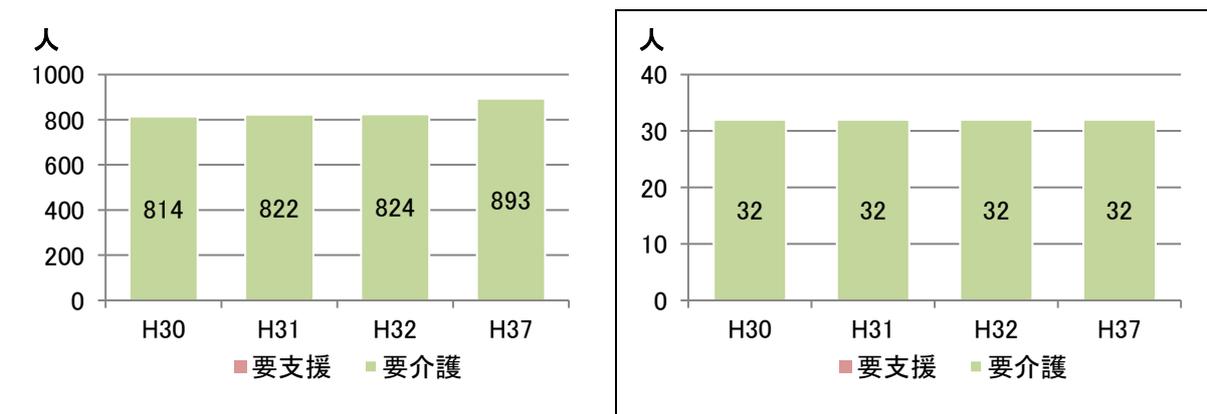
居宅介護サービス見込量は、平成 29 年度の利用実績と要介護（要支援）認定者数の推計を踏まえた自然体推計に、「介護離職ゼロのための介護サービスの確保」の見込みを踏まえ、次のとおり設定します。

### ① 訪問介護

利用者の居宅にホームヘルパーが訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や、買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うもので、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

訪問介護推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	820	814	822	824
	供給量(回数/月)	16,393	15,006	15,184	15,087



### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うものです。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護推計値

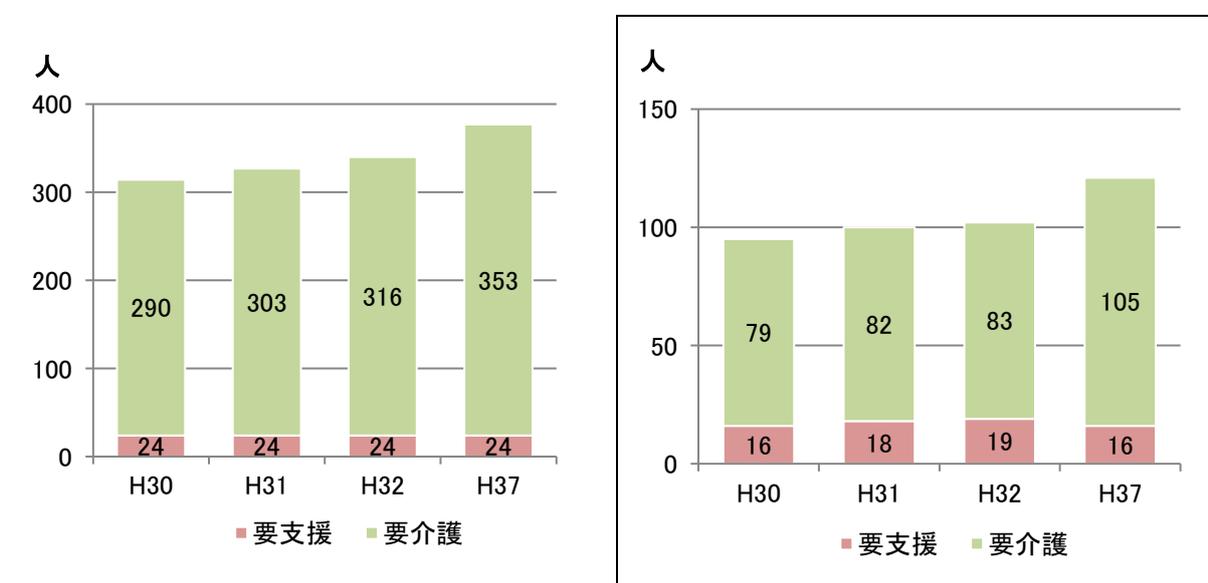
		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	32	32	32	32
	供給量(回数/月)	147	147	146	145
予防給付	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	供給量(回数/月)	0	0	0	0

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

利用者の居宅に看護師等が訪問し、主治医の指示のもと、健康状態の管理や処置などを行います。

訪問看護・介護予防訪問看護推計値

		実績見込		推計	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	303	290	303	316
	供給量(回数/月)	2,032	1,992	2,087	2,174
予防給付	利用人数(人/月)	23	24	24	24
	供給量(回数/月)	211	191	191	191



### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

利用者の居宅に理学療法士や作業療法士等が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション推計値

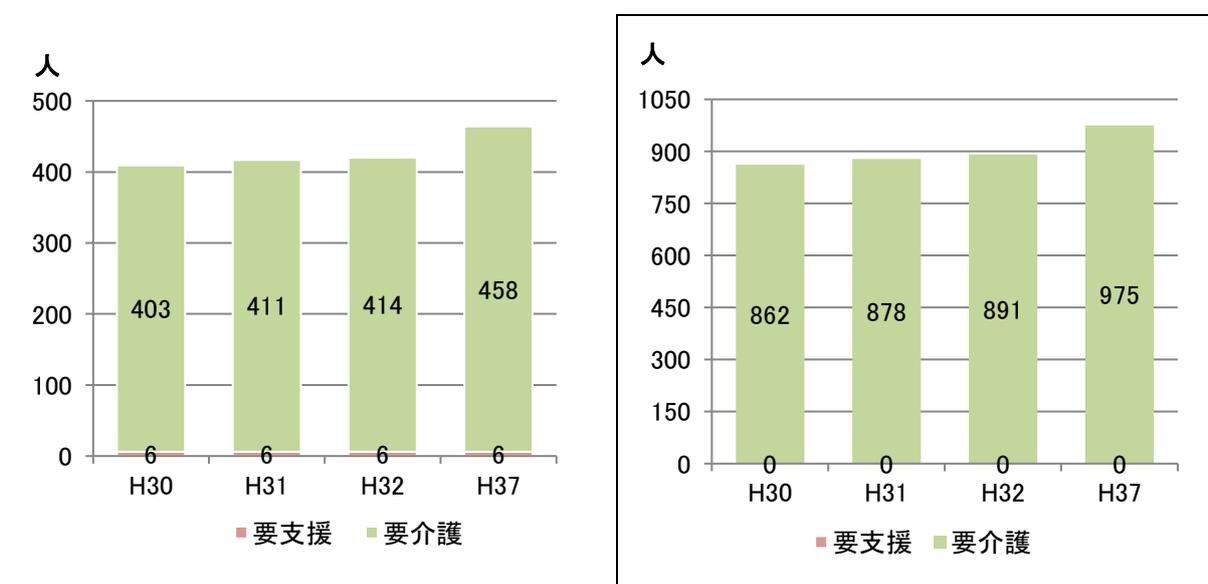
		実績見込		推計	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	91	79	82	83
	供給量(回数/月)	987	814	849	861
予防給付	利用人数(人/月)	19	16	18	19
	供給量(回数/月)	196	139	159	169

### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	469	403	411	414
予防給付	利用人数(人/月)	7	6	6	6



### ⑥ 通所介護

利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持（認知症予防）を図ることを目的としたサービスです。

通所介護推計値

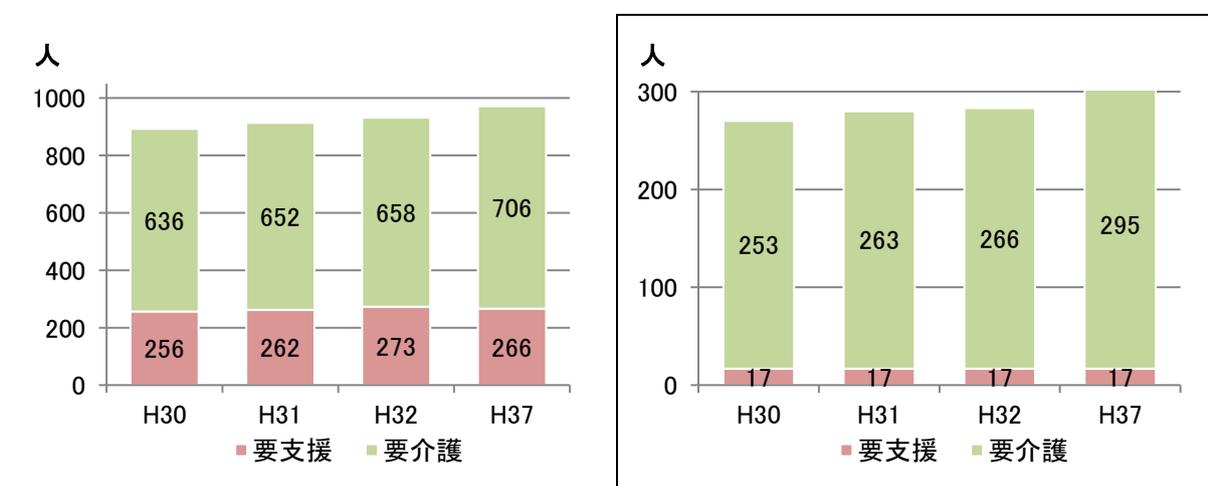
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	892	862	878	891
	供給量(回数/月)	10,279	9,944	10,157	10,326

## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	654	636	652	658
	供給量(回数/月)	5,519	5,346	5,466	5,496
予防給付	利用人数(人/月)	283	256	262	273



## ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護者の事情等により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄などの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるもので、特別養護老人ホームに入所する場合、短期入所生活介護となります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護推計値

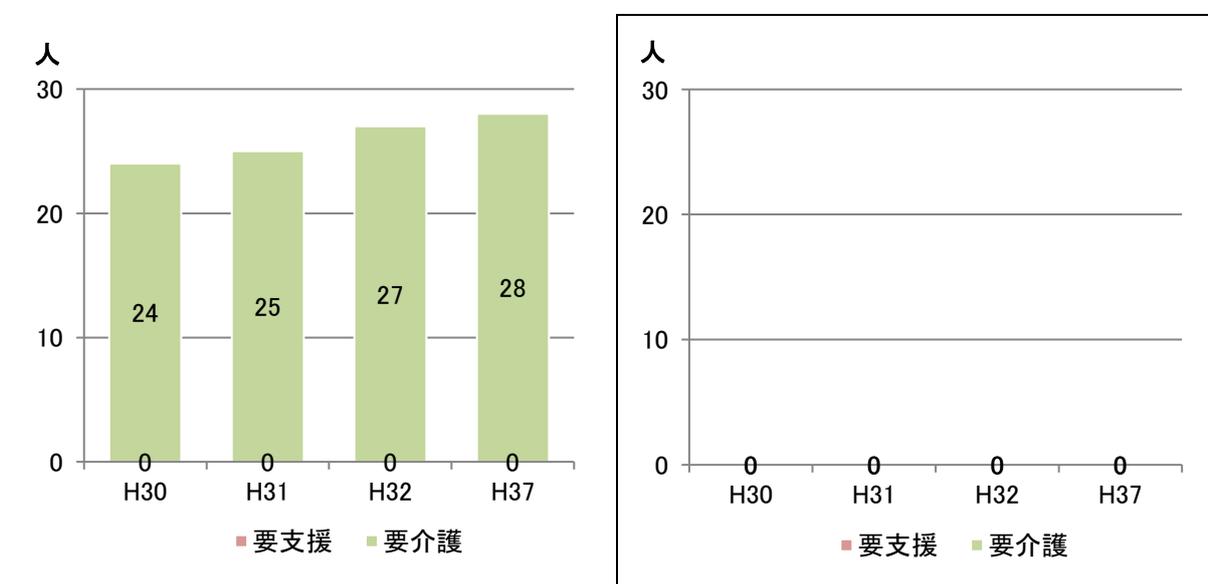
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	264	253	263	266
	供給量(回数/月)	2,706	2,481	2,645	2,731
予防給付	利用人数(人/月)	21	17	17	17
	供給量(回数/月)	126	108	108	108

### ⑨ 短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所のうち、老人保健施設に入所する場合、短期入所療養介護となります。

短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	23	24	25	27
	供給量(回数/月)	210	212	217	231
予防給付	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	供給量(回数/月)	0	0	0	0



### ⑩ 短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所のうち、介護療養型医療施設に入所する場合、短期入所療養介護となります。

短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）推計値

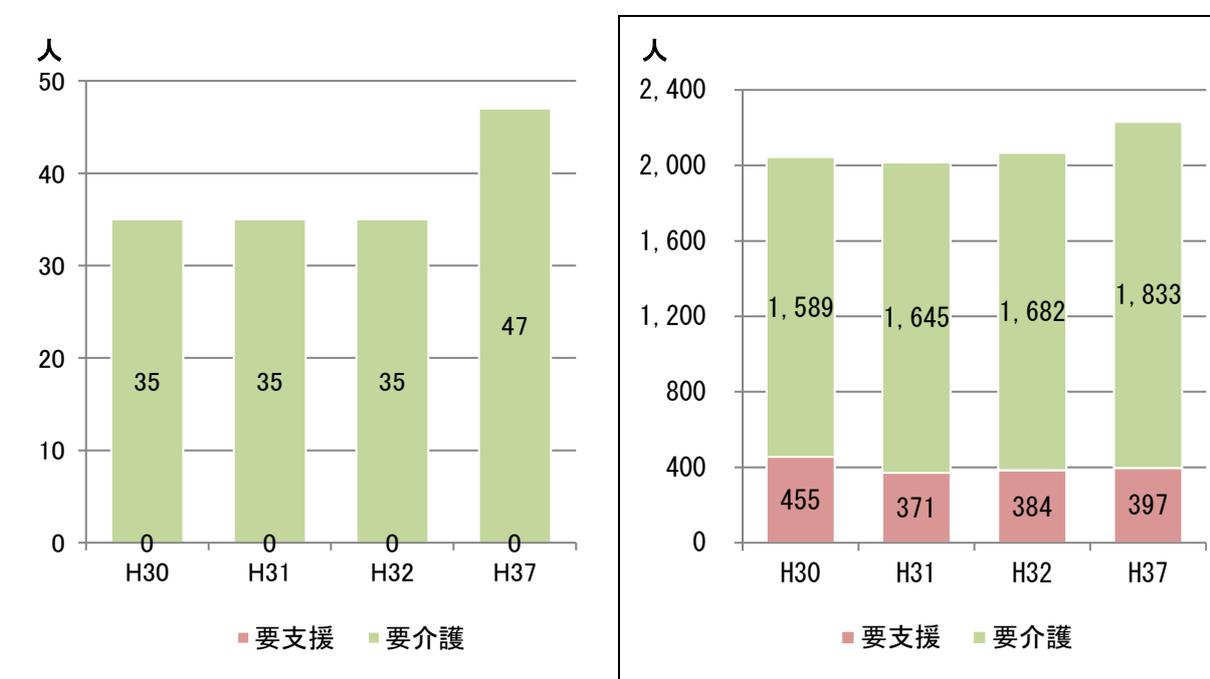
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	供給量(回数/月)	0	0	0	0
予防給付	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	供給量(回数/月)	0	0	0	0

### ⑪ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設としての指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している利用者に対して、介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて入浴、食事等の介護、機能訓練などを行うものです。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護推計値

		実績見込		推計	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	35	35	35	35
予防給付	利用人数(人/月)	0	0	0	0



### ⑫ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて自立を助ける適切な福祉用具の選定・貸与を行うものです。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与推計値

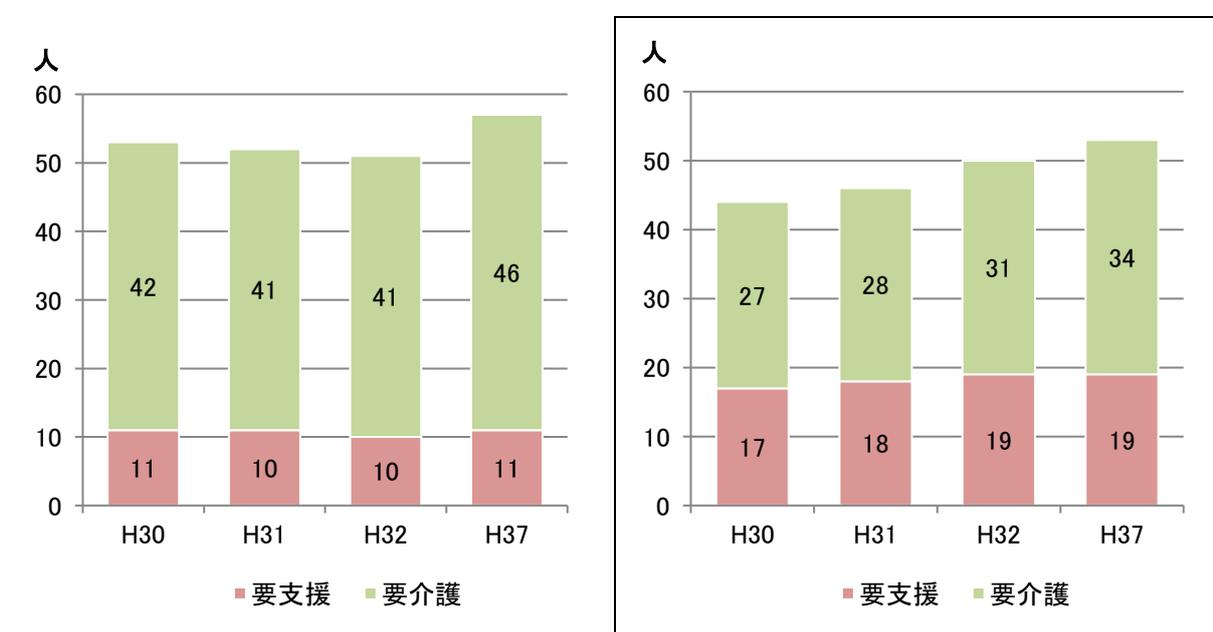
		実績見込		推計	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	1,655	1,589	1,645	1,682
予防給付	利用人数(人/月)	437	455	371	384

### ⑬ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

居宅での介護を円滑に行うことができるように、5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限として支給するサービスです。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	34	42	41	41
予防給付	利用人数(人/月)	12	11	10	10



### ⑭ 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅生活に支障がないように行う住宅の改修（段差解消、手すり取付け等）に対し、20 万円を上限として費用の支給を行うものです。

また、住宅改修費の支給申請の際に介護支援専門員が行う理由書作成に対して、居宅介護支援事業所等へ費用を助成する「住宅改修支援事業」を行います。

住宅改修・介護予防住宅改修推計値

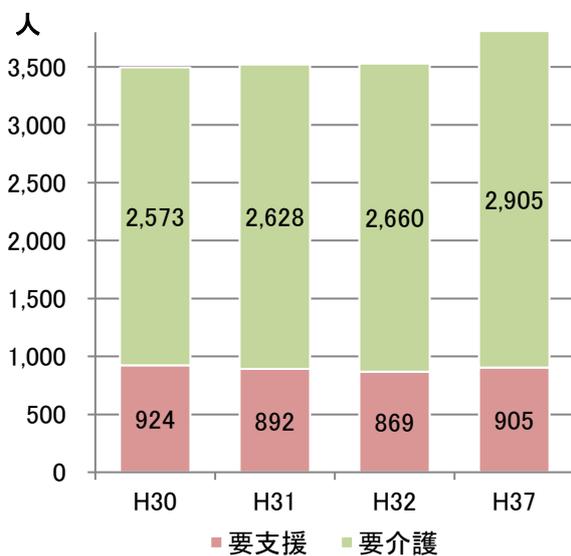
		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	25	27	28	31
予防給付	利用人数(人/月)	23	17	18	19

### ⑮ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成やサービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。

居宅介護支援・介護予防支援推計値

		実績見込		推計	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	2,574	2,573	2,628	2,660
予防給付	利用人数(人/月)	980	924	892	869



## 7 施設サービス見込量

施設サービス見込量は、平成 29 年度までの施設定数と利用実績、「医療計画に基づく介護施設・在宅医療等の追加的需要」の見込みを踏まえ、次のとおり設定します。

### ① 介護老人福祉施設

身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う入所施設です。

介護老人福祉施設推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	546	548	548	548

### ② 介護老人保健施設

在宅復帰を目的として、リハビリテーションを含む看護・医療サービスを提供するとともに、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行う入所施設です。

介護老人保健施設推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	280	273	273	273

### ③ 介護療養型医療施設

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や医療・リハビリテーションなどを行う入所施設です。

介護療養型医療施設推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	8	8	8	8

#### ④ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備え、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する入所施設です。

介護医療院推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	-	10	20	53

## 8 地域密着型サービス見込量

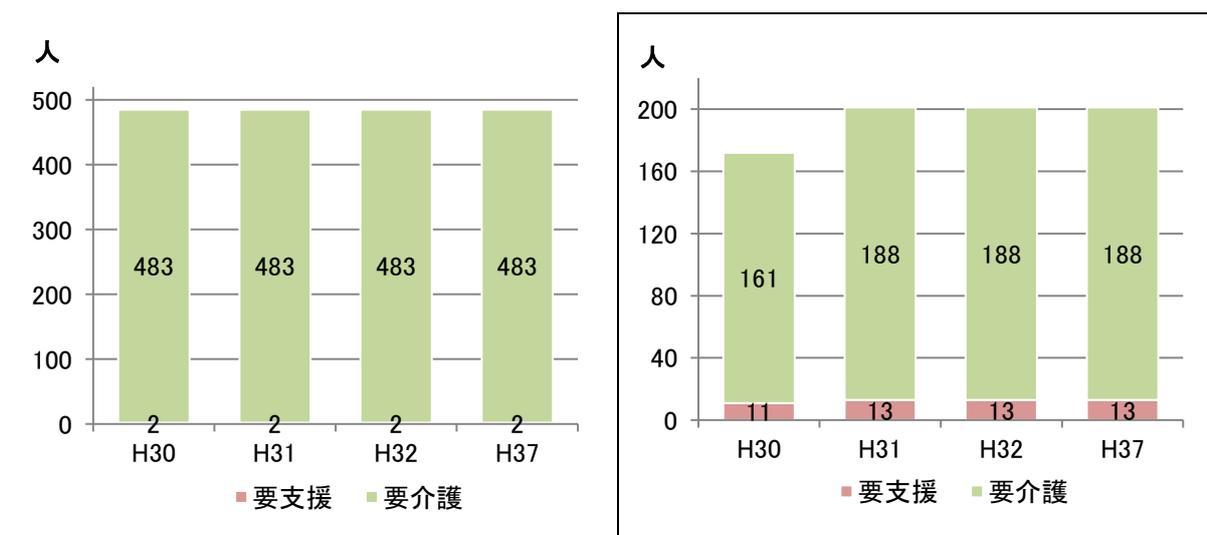
地域密着型サービス見込量は、平成 29 年度の利用実績と要介護（要支援）認定者数の推計を踏まえた自然体推計に、「介護離職ゼロのための介護サービスの確保」の見込みを踏まえ、次のとおり設定します。

### ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護認定者に対して、共同生活を行う住居において、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	479	483	483	483
予防給付	利用人数(人/月)	2	2	2	2



### ② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅若しくは省令で定めるサービス拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うものです。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護推計値

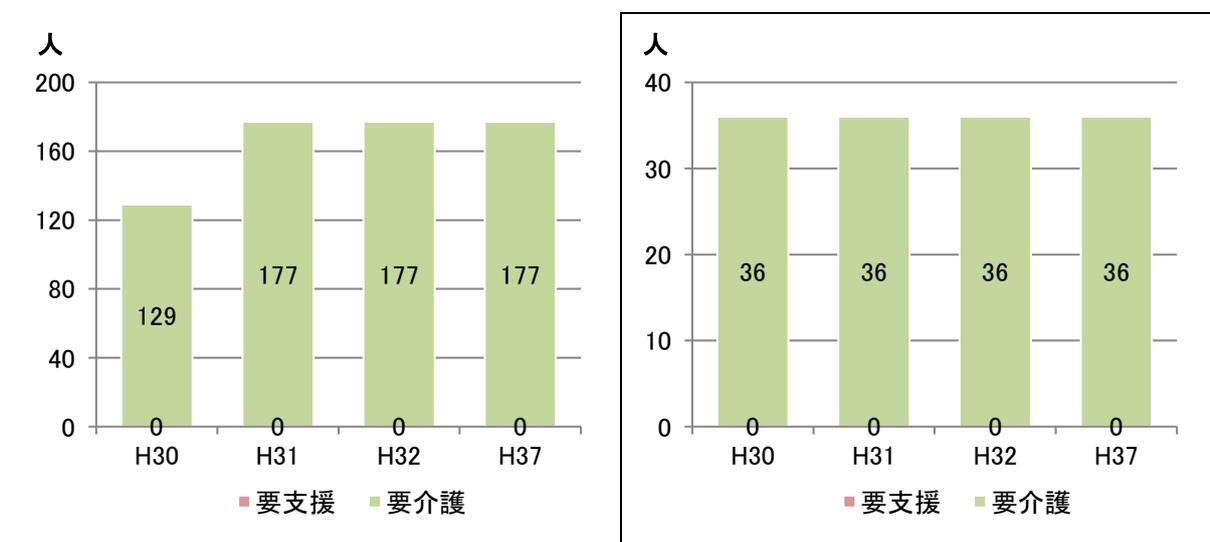
		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	128	161	188	188
予防給付	利用人数(人/月)	14	11	13	13

### ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	130	129	177	177



### ④ 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者・要支援者が居宅で自立した生活を営むことができるよう、デイサービスセンターなどにおいて、通所により入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

認知症対応型通所介護推計値

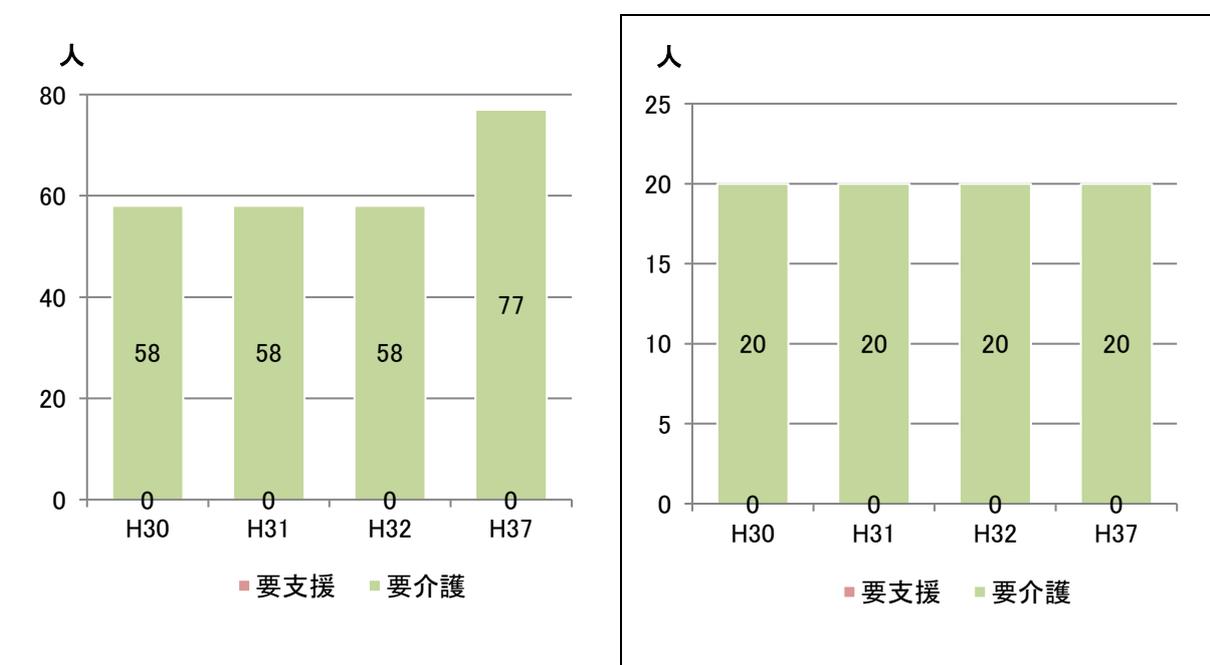
		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	37	36	36	36
	供給量(回数/月)	550	576	576	576
予防給付	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	供給量(回数/月)	0	0	0	0

### ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護推計値

		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	59	58	58	58



### ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護推計値

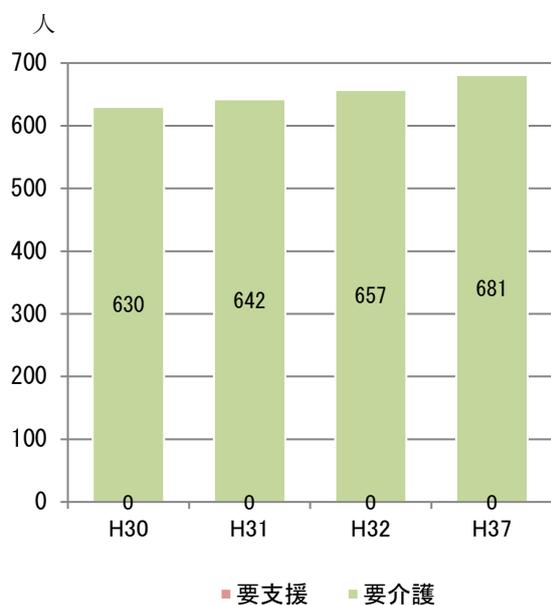
		見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数(人/月)	19	20	20	20

## ⑦ 地域密着型通所介護

制度改正により、定員 18 人未満の小規模通所介護事業所は、市町村が指定・監督を行う地域密着型サービスに位置付けられることになりました。

地域密着型通所介護推計値

		見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	631	630	642	657



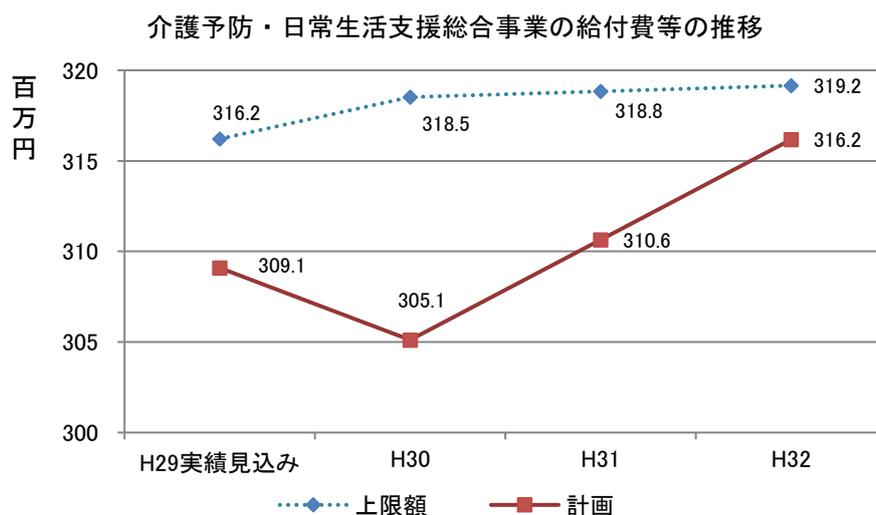
## 9 地域支援事業見込量

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者又はチェックリスト該当者に対するサービスです。その見込量は、平成 29 年度の利用実績と要介護（要支援）認定者数の推計を踏まえた自然体推計に、自立支援のためのケアプラン点検の実施等による介護給付適正化の取組効果を踏まえ、次のとおり設定します。

なお、総合事業の事業費は市町村の状況に応じて上限額が定められており、本市は第 7 期中にこれを超えることが見込まれます。

このため、給付の適正化に取り組みつつ、国の予防給付額の見直しや介護サービス事業者の経営状況に関するヒアリング等を踏まえた適正なサービス単価の検証を行い、上限額を超えた場合等はサービス単価の引き下げを検討します。



#### ① 訪問介護相当サービス

従来の介護予防サービス給付の訪問予防介護に相当するサービスで、ホームヘルパーが身体介護、生活援助サービスを提供するものです。

訪問介護相当サービス推計値

		見込		推計	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス 給付	利用人数 (人/月)	220	470	480	490
	供給量 (回数/月)	1,430	3,050	3,120	3,190

## ② 高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）

利用者の居宅において、食材の確保（食材等の買物）、調理、洗濯、寝具類の日干し、家屋内の整理整頓のうち、必要と認められるサービスを提供し、地域において自立した日常生活を送れるよう支援するものです。

訪問型サービスA推計値

		見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス 給付	利用人数（人／月）	60	77	88	99
	供給量（回数／月）	258	331	378	425

## ③ 通所介護相当サービス

従来の介護予防サービス給付の通所予防介護に相当するサービスで、通所介護施設において、食事や入浴等の日常生活上のサービスを提供するものです。

通所介護相当サービス推計値

		見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス 給付	利用人数（人／月）	230	480	490	500
	供給量（回数／月）	1,380	2,880	2,940	3,000

## ④ 高齢者筋力向上トレーニング（通所型サービスC）

高齢者の転倒骨折や運動機能低下の防止、日常生活動作の改善、運動機能の向上を図るため、セルフケアに向けたトレーニング等を高齢者向けマシンを使って提供するものです。

通所型サービスC推計値

		見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス 給付	利用人数（人／月）	3	20	20	20
	供給量（回数／月）	24	160	160	160

## (2) 一般介護予防事業

総合事業の一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象に、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するもので、見込量は次のとおり設定します。

事業名		見込量 (平成 32 年度利用者数)	高齢者保健福祉 計画掲載か所
地域介護予 防活動支援 事業	地域サロン活動等推進事業	3,600	P47
	高齢者元気度アップ・ポイント事業	510	P50
	教室型介護予防事業	720	P55
	高齢者運動サロン育成事業	900	P56
	在宅福祉アドバイザー事業	280	P61
介護予防把握事業		300	P55
介護予防普及啓発事業		600	P55
地域リハビリテーション支援事業		500	P56

## (3) 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、活動的に尊厳あるその人らしい生活を継続していくためには、できる限り要介護状態にならないようにする必要があり、地域包括支援センターと鹿屋市社会福祉協議会を中心として次の支援等の事業を行うもので、見込量は次のとおり設定します。

事業名	高齢者保健福祉計画掲載か所
第 1 号介護予防支援事業	—
総合相談支援業務	—
権利擁護業務	P70
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	—
在宅医療・介護連携推進事業	P74
生活支援体制整備事業	P60
認知症総合支援事業	P64

### ① 第 1 号介護予防支援事業

介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたり、二次予防事業対象者の実態把握、介護予防アセスメント、介護予防ケアプランの作成、介護予防事業の活用、モニタリング、評価による介護予防ケアマネジメントを行うものです。

### 第1号介護予防支援事業推計値

		見込	推計		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス給付	利用人数（人／月）	325	780	780	780

### ② 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

#### 総合相談支援業務推計値

	実績	見込	推計		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談者数（人／年）	4,111	4,200	4,200	4,200	4,200

### ③ 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活が行えるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行うものです。

#### 権利擁護業務推計値

	実績	見込	推計		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支援者数（延人／年）	142	160	170	180	190

### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援するもので、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務推計値

	実績	見込	推 計		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援者数（人／年）	37	40	40	40	40

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するものです。

在宅医療・介護連携推進事業推計値

	実績	見込	推 計		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援者数（延人／年）	—	700	800	900	1,000

⑥ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、日常生活圏域毎に生活支援コーディネーターを配置し、医療、介護のサービスのみならず、NPO法人、民間企業等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るものです。

⑦ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するものです。

認知症総合支援事業

	実績	見込	推 計		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症初期集中支援チーム支援者数（人／年）	13	25	30	30	30

## 10 圏域内におけるサービス供給量確保方策

第7期計画期間のサービス供給量確保のための整備は、本計画によるものとします。居宅サービスは、供給が十分に整っていることから、新たな整備は予定しません。なお、介護人材不足への対応又は利用者の利便性向上を目的として、供給が充実しているサービスから不足しているサービスに転換する場合で、給付費の抑制など介護保険事業としての効果が見込まれるときは、総合的な検討を行い判断します。

### (1) 施設サービス

#### ① 現状

本市における介護老人福祉施設は8か所・定員560人、介護老人保健施設は4か所・定員310人となっています。

施設系サービス基盤の現状

日常生活圏域	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	1	110	1	80
鹿屋東中学校区	1	70	2	160
第一鹿屋・花岡中学校区	2	140	-	-
田崎・大始良・旧高須中学校区	1	60	-	-
吾平地区	1	60	1	70
輝北地区	1	50	-	-
串良地区	1	70	-	-
計	8	560	4	310

#### ② 整備計画

施設サービス見込量(P108)に対応するため、以下により整備します。

施設サービス	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
介護老人福祉施設	8	560	-	-	8	560
介護老人保健施設	4	310	-	-	4	310
介護医療院	0	0	2	53	2	53

## (2) 地域密着型サービス

### ① 現状

本市における地域密着型サービスの整備状況は、下記に示すとおりです。

地域密着型サービス基盤の現状

日常生活圏域	認知症対応型 共同生活介護		小規模多機能型 居宅介護		定期巡回・随時対応 型訪問介護看護
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数
高隈・鹿屋中学校区	11	162	1	25	1
鹿屋東中学校区	4	45	1	25	1
第一鹿屋・花岡中学校区	7	99	1	25	-
田崎・大始良・旧高須中学校区	4	63	1	25	-
吾平地区	3	54	-	-	-
輝北地区	2	18	1	25	-
串良地区	4	51	1	25	-
計	35	492	6	150	2

日常生活圏域	認知症対応型通所介護		地域密着型特定施設入居者生活介護	
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	1	3	-	-
鹿屋東中学校区	-	-	-	-
第一鹿屋・花岡中学校区	1	3	1	29
田崎・大始良・旧高須中学校区	1	3	-	-
吾平地区	1	12	-	-
輝北地区	1	12	-	-
串良地区	1	3	1	29
計	6	36	2	58

日常生活圏域	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		地域密着型通所介護	
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	-	-	5	53
鹿屋東中学校区	-	-	5	58
第一鹿屋・花岡中学校区	-	-	10	133
田崎・大始良・旧高須中学校区	-	-	6	88
吾平地区	-	-	1	16
輝北地区	1	20	2	30
串良地区	-	-	2	22
計	1	20	31	400

## ② 整備計画

地域密着型サービス見込量（P110）に対応するため、以下により整備します。

なお、共生型サービスの整備は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」により整備を行います。

### ア) 認知症対応型共同生活介護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	11	162	-	-	11	162
鹿屋東中学校区	4	45	-	-	4	45
第一鹿屋・花岡中学校区	7	99	-	-	7	99
田崎・大始良・旧高須中学校区	4	63	-	-	4	63
吾平地区	3	54	-	-	3	54
輝北地区	2	18	-	-	2	18
串良地区	4	51	-	-	4	51
計	35	492	-	-	35	492

### イ) 小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	1	25	-	4	1	29
鹿屋東中学校区	1	25	-	4	1	29
第一鹿屋・花岡中学校区	1	25	-	4	1	29
田崎・大始良・旧高須中学校区	1	25	-	4	1	29
吾平地区	-	-	1	29	1	29
輝北地区	1	25	-	4	1	29
串良地区	1	25	-	4	1	29
計	6	150	1	53	7	203

※吾平地区以外の整備量は既存施設の定員増によるもの

## ウ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数		事業所数		事業所数	
高隈・鹿屋中学校区	2		1		3	
鹿屋東中学校区						
第一鹿屋・花岡中学校区						
田崎・大始良・旧高須中学校区						
吾平地区						
輝北地区						
串良地区						
計	2		1		3	

## 工) 認知症対応型通所介護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	1	3	-	-	1	3
鹿屋東中学校区	-	-	-	-	-	-
第一鹿屋・花岡中学校区	1	3	-	-	1	3
田崎・大始良・旧高須中学校区	1	3	-	-	1	3
吾平地区	1	12	-	-	1	12
輝北地区	1	12	-	-	1	12
串良地区	1	3	-	-	1	3
計	6	36	-	-	6	36

## オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	-	-	-	-	-	-
鹿屋東中学校区	-	-	-	-	-	-
第一鹿屋・花岡中学校区	1	29	-	-	1	29
田崎・大始良・旧高須中学校区	-	-	-	-	-	-
吾平地区	-	-	-	-	-	-
輝北地区	-	-	-	-	-	-
串良地区	1	29	-	-	1	29
計	2	58	-	-	2	58

## 力) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	-	-	-	-	-	-
鹿屋東中学校区	-	-	-	-	-	-
第一鹿屋・花岡中学校区	-	-	-	-	-	-
田崎・大始良・旧高須中学校区	-	-	-	-	-	-
吾平地区	-	-	-	-	-	-
輝北地区	1	20	-	-	1	20
串良地区	-	-	-	-	-	-
計	1	20	-	-	1	20

## キ) 地域密着型通所介護

日常生活圏域	第6期末		整備計画		第7期末	
			平成30~32年度			
	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
高隈・鹿屋中学校区	5	53	-	-	5	53
鹿屋東中学校区	5	58	-	-	5	58
第一鹿屋・花岡中学校区	10	133	-	-	10	133
田崎・大始良・旧高須中学校区	6	88	-	-	6	88
吾平地区	1	16	-	-	1	16
輝北地区	2	30	-	-	2	30
串良地区	2	22	-	-	2	22
計	31	400	-	-	31	400

### ③ 整備のための取組

地域密着型サービスの整備にあたっては、住み慣れた地域での支援や地域との相互の支え合いなど、その特徴を活かすとともに、高齢者の自立支援、重度化防止等に資するサービスの充実が図られるよう努めます。

#### ア) 指定基準の見直しに係る検討

地域密着型サービスの指定、更新にあたっては、毎年度、事業の適正運営を確保するための条件を設定する必要があるか点検を行うとともに、サービスの充実を促すための指定基準の見直しについて検討を行います。

## イ) 地域密着型サービス運営協議会の適正な運営

指定基準の見直し、事業者の指定や定員変更にあたっては、地域密着型サービス運営協議会における協議を踏まえることとし、集団指導等を活用した事業者への説明や公募による手続きを行います。

また、地域密着型サービス運営協議会の適正な運営に資するため定期開催に努め、地域密着型サービス事業所の運営状況を報告して点検を行うなど情報の共有を図ります。

なお、共生型サービスに関する地域密着型サービス事業所の指定にあたっては、地域密着型サービス運営協議会の手続きによらず、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき指定を行います。

## (3) 地域支援事業

### ① 現状

本市の地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の整備状況は、下記に示すとおりです。

介護予防・生活支援サービス事業(第1号総合事業)の現状

日常生活圏域	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス		訪問型サービスA	通所型サービスC
	事業所数	事業所数	定員(人)	事業所数	事業所数
高隈・鹿屋中学校区	3	7	163	1	4
鹿屋東中学校区	11	9	190		
第一鹿屋・花岡中学校区	8	15	296		
田崎・大始良・旧高須中学校区	4	9	173		
吾平地区	4	2	46		
輝北地区	1	3	70		
串良地区	2	4	107		
計	33	49	1,045	1	4

(平成30年3月1日現在)

### ② 整備計画

介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問介護、通所介護相当サービスは供給が十分に整っており、供給が計画量を超えることも見込まれることから、日

常生活圏域毎の事業所数が現状を下回りサービス供給が不足すると認められる場合を除き、新たな整備は行いません。

緩和型の訪問型サービスA、通所型サービスCは、事業費の上限額を見極めつつ協議体等における意見を踏まえ、新しいサービスの追加も含めて必要な供給の確保に努めます。

なお、事業所の委託、指定にあたっては、公正な手続きによるよう留意します。

一般介護予防事業、包括的支援事業は、介護予防、自立支援の視点から積極的な利用促進に取り組み、多様な地域資源を活用したサービスの整備に努めます。

## 11 サービス給付費の見込み

### ① 介護サービス給付費

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅サービス	2,801,760	2,878,343	2,917,517
訪問介護	452,706	458,277	455,115
訪問入浴介護	19,958	19,802	19,554
訪問看護	112,974	118,601	123,480
訪問リハビリテーション	29,178	30,427	30,841
居宅療養管理指導	31,732	32,349	32,569
通所介護	955,454	976,888	992,847
通所リハビリテーション	572,232	588,849	594,228
短期入所生活介護	247,771	263,975	271,715
短期入所療養介護（老健）	28,566	28,731	30,382
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
特定施設入居者生活介護	76,333	76,368	76,368
福祉用具貸与	264,404	273,866	280,208
特定福祉用具販売	10,452	10,210	10,210
地域密着型サービス	3,185,539	3,352,946	3,374,136
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	197,063	281,060	281,060
認知症対応型通所介護	69,842	69,873	69,873
小規模多機能型居宅介護	399,678	465,697	465,697
認知症対応型共同生活介護	1,409,618	1,410,249	1,410,249
地域密着型特定施設入居者生活介護	144,134	144,199	144,199
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	68,857	68,888	68,888
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	896,347	912,980	934,170
介護保険施設サービス	2,554,786	2,596,949	2,735,731
介護老人福祉施設	1,603,803	1,604,521	1,604,521
介護老人保健施設	877,414	877,807	877,807
介護医療院	41,322	82,360	221,142
介護療養型医療施設	32,247	32,261	32,261
住宅改修	20,469	21,160	23,382
居宅介護支援	458,525	468,955	474,534
介護サービス給付費計	9,021,079	9,318,353	9,525,300

## ② 介護予防サービス給付費

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サービス	163,311	159,402	165,481
介護予防訪問介護	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	8,071	8,075	8,075
介護予防訪問リハビリテーション	4,614	5,285	5,633
介護予防居宅療養管理指導	461	462	462
介護予防通所介護	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	100,134	102,927	107,522
介護予防短期入所生活介護	7,302	7,305	7,305
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	39,792	32,674	33,810
特定介護予防福祉用具販売	2,937	2,674	2,674
地域密着型介護予防サービス	14,066	15,564	15,564
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,069	10,564	10,564
介護予防認知症対応型共同生活介護	4,997	5,000	5,000
介護予防住宅改修	13,518	14,444	15,168
介護予防支援	48,991	47,316	46,096
介護予防サービス給付費計	239,886	236,726	242,309

## ③ 総給付費（介護給付費・予防給付費介護サービス）

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サービス給付費計	239,886	236,726	242,309
介護サービス給付費計	9,021,079	9,318,353	9,525,300
介護サービス給付費計	9,260,965	9,555,079	9,767,609

## ④ 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	305,114	310,638	316,173
包括的支援事業・任意事業費	224,881	225,071	225,697
計(地域支援事業費)	529,995	535,709	541,870

## 12 第1号被保険者保険料の見込み

### (1) 第7期事業費給付費の推計

(単位：千円)

	第7期			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額(A)	9,948,162	10,360,795	10,697,974	31,006,931
介護給付費・予防給付費	9,257,652	9,664,557	9,995,983	28,918,192
特定入所者介護サービス費等給付額	378,985	381,844	384,724	1,145,553
高額介護サービス費等給付額	261,315	263,634	265,953	790,902
高額医療合算介護サービス費等給付額	38,691	39,011	39,330	117,032
算定対象審査支払手数料	11,519	11,749	11,984	35,252
地域支援事業費(B)	529,995	535,709	541,870	1,607,574
標準給付費＋地域支援事業費合計見込額	10,478,157	10,896,504	11,239,844	32,614,505

標準給付費＋地域支援事業費

**32,614,505千円**

23%

第1号被保険者負担分相当額

**7,501,336千円**

第1号被保険者負担分相当額	7,501,336千円
＋) 調整交付金調整額	▲ 1,182,870千円
＋) 準備基金取崩額	▲ 300,000千円

**保険料収納必要額** 6,018,466千円

保険料収納必要額

**6,018,466千円**

保険料収納必要額	6,018,466千円
÷) 予定保険料収納率	98.43%
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	79,242人
÷) 12か月	

**＝ 標準月額：6,430円** ※準備基金取崩額による影響額 (-321円)  
 ※第6期標準月額6,040円

第7期における第1号被保険者の所得段階別保険料

	対 象 者	標準乗率	保険料率	年額基準額
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.5	0.45	34,722
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.75		57,870
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超	0.75		57,870
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.9		69,444
第5段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.0 (基準額)		77,160
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	1.2		92,592
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上200万円未満	1.3		100,308
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5		115,740
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額300万円以上	1.7		131,172

第7期における所得段階別の高齢者数の見込み

段 階	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	8,032	27.4%	8,151	27.5%	8,239	27.5%
第2段階	4,432	15.1%	4,472	15.1%	4,531	15.1%
第3段階	2,905	9.9%	2,942	9.9%	2,981	9.9%
第4段階	2,805	9.6%	2,823	9.5%	2,845	9.5%
第5段階	2,455	8.4%	2,479	8.4%	2,515	8.4%
第6段階	3,621	12.4%	3,684	12.4%	3,723	12.4%
第7段階	2,812	9.6%	2,843	9.6%	2,891	9.6%
第8段階	1,124	3.8%	1,137	3.8%	1,150	3.8%
第9段階	1,124	3.8%	1,137	3.8%	1,150	3.8%
計	29,310	100.0%	29,668	100.0%	30,025	100.0%

## (2) 平成 37 年度の保険料等の見通し

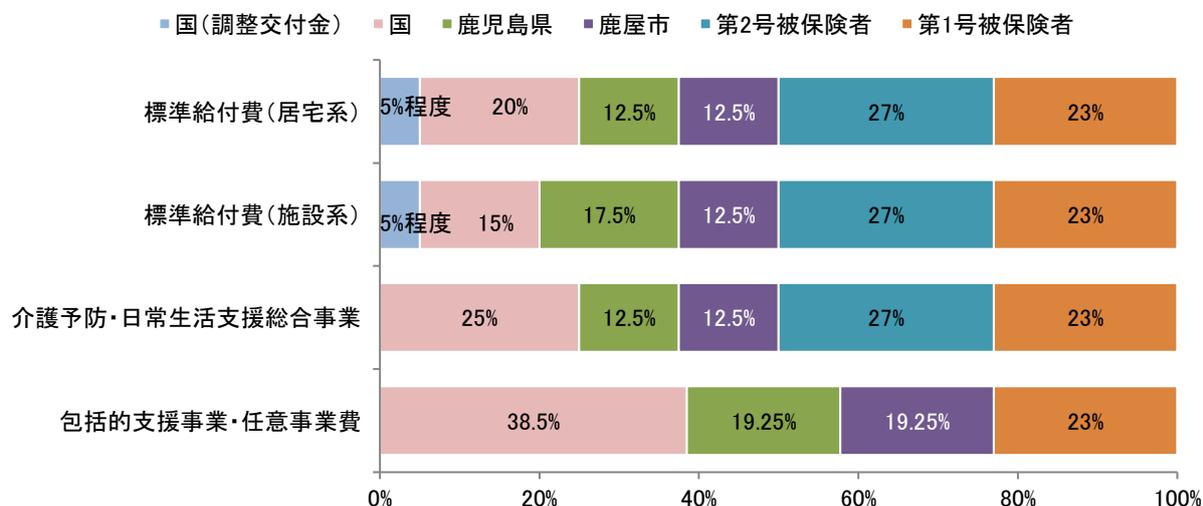
区分	平成 37 年度
標準給付費見込額(A)	11,227,873,907
地域支援事業費(B)	575,000,000
第 1 号被保険者負担分相当額(D)	2,950,718,477
調整交付金相当額(E)	578,893,695
調整交付金見込交付割合(H)	8.20%
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9795
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.8901
調整交付金見込額(I)	949,386,000

財政安定化基金償還金	0
準備基金の残高(各前年度末の見込額)	0
準備基金取崩額	0
審査支払手数料 1 件当たり単価	79
審査支払手数料支払件数	170,572
保険料収納必要額(L)	2,580,226,172

予定保険料収納率	98.43%
----------	--------

保険料の基準額	
年額	95,399
月額	7,950

## (3) 財源構成



## 13 介護給付等に要する費用の適正化への取組

### (1) 本市の現状

高齢化の進展に伴って介護サービス等の基盤の充実を図る一方で、介護サービスを利用していない人も含めた40歳以上の全ての人から徴収される介護保険料と国、県、市の公費（税金）を財源として運営される介護保険制度は、給付と負担のバランスから一定のサービス供給量の限界があります。

この限られた資源を効率的・効果的に活用し、公平公正なものとするには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを受けることができるよう、ケアプランを担当する介護支援専門員やサービス提供事業者への助言指導を行う「介護給付の適正化」への取組が最も重要です。

介護給付適正化事業を積極的に推進することで適切なサービスの確保が図られ、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度の構築に資することになります。

本市における介護給付費は、右肩上がり伸び続け、第3期期間中（平成18～20年度）の費用額約208億円（第1号被保険者の月額介護保険料基準額は4,600円）と比較して、第6期期間中（平成27～29年度）の費用額は約100億円増加し、月額介護保険料基準額は6,040円となり、県内市町村と比較しても高い状況にあります。

また、介護認定を受けている人の割合が全国及び県平均と比較して高く、介護サービス利用者の1人当たり費用額は県内で最も高いことから、介護予防、重度化防止の取組とともに、介護給付適正化事業をこれまで以上に強力に進めていかなければなりません。

本市はこれまで、国が示した介護給付適正化に関する指針に基づき、「医療情報との突合・縦覧点検」「ケアプランの点検」「要介護認定の適正化」「住宅改修等の点検」「介護給付費通知」の主要5事業を実施してきたところですが、本市における課題は以下のとおりと考えています。

- 要介護度の認定は、全国どこで認定調査を受けても同程度の結果となることが基本である。本市においては、重度認定率が全国標準値より高いため、認定に係る項目について認定調査における選択の偏りがないかを検証する必要があること。
- 介護サービス利用の前提となるケアプランについて、チームで検討を行う場が少ないため、計画を作成する介護支援専門員が他者の視点を取り入れることが困難になり、結果として真に必要なサービスが過不足なく提供されていない可能性がある。ケアプランを複数の専門員等で検討する場を設け、自立支援の理念に基づいたケアプラン作成を支援する必要があること。

- 在宅介護サービスの費用が他団体と比較して高く、特に「通所介護サービス費（デイサービス）」が突出して高い。有料老人ホームの設置数の多さと併設事業所サービスの利用が増加要因であり、これに係るケアプラン点検の必要があること。
- 高齢者等アンケート調査結果から、市民の特徴として、家族や地域に頼らず介護サービスに依存する傾向が見られることから、サービス利用と介護保険料の関係、介護予防と地域のつながりの大切さについて啓発を図る必要があること。
- 平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が県から委譲されることから、ケアプラン作成について介護サービス事業者と理念の共有に努める必要があること。

## (2) 給付適正化の取組

このような現状、課題を踏まえ、「医療情報との突合・縦覧点検」「ケアプランの点検」「要介護認定の適正化」の3事業を重点的な取組とし、「住宅改修等の点検」「介護給付費通知」も含めた主要5事業に引き続き取り組みます。

### ① 医療情報突合・縦覧点検、実地指導等

以下により、国保連への委託による医療情報との突合・縦覧点検、介護サービス事業者に対する実地指導、業務管理体制確認検査を実施し、疑義照会による給付実績の活用に取り組みます。

実地指導は、1年間に半数の事業者に対して行えるよう体制づくりに取り組みます。また、特異な傾向を示す事業所や、ケアプラン点検において自立支援に基づいていないと思われる介護支援事業所については重点的に実地指導を行うなど、事業サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を図ります。

業務管理体制確認検査は、本市の対象法人に対する一般検査が3年に1回行うことができるよう、計画的に実施し、必要により特別検査を実施します。

取組項目		目標		
		H30	H31	H32
医療情報突合・縦覧点検		実施	実施	実施
実地指導	実施	48回実施	60回実施	72回実施
	改善報告等によりケア向上の取組が確認できた件数	16件 (1/3)	20件 (1/3)	24件 (1/3)
業務管理体制確認検査		実施	実施	実施
集団指導		2回実施	2回実施	2回実施
給付実績活用(過誤調整件数)		24件	36件	48件

集団指導は、実地指導や業務管理体制確認検査の成果や課題を踏まえて実施し、介護サービス事業者における共有と質の向上を図ります。

## ② ケアプランの適正化

以下により、ケアプランの適正化に取り組みます。取組にあたっては、在宅要介護（要支援）者調査、給付状況分析、実地指導、ケアプラン点検等の結果を踏まえ、本市における「ケアマネジメントに関する基本方針」を策定して公表し、ケアマネジャー研修や集団指導等を通じて継続的な周知に努めます。

### ア) ケアプラン点検

給付費の適正化と自立支援・重度化防止に資する観点から、多職種による地域ケア個別会議を活用したケアプランの点検を行います。

基本方針に基づく助言指導を多職種により実施し、自立支援に関するケアプラン点検と併せて、全ての介護支援専門員が年に1回以上地域ケア個別会議による点検を受けられるよう努め、福祉用具貸与計画については、リハビリテーション専門職を交えた点検を行います。

介護サービス事業所を併設している有料老人ホームについては、全国的にサービス提供にあたり不適正な事案が発生し、国も都道府県あてに指導計画を策定するよう要請していることから、併設事業所に対する点検を優先します。

なお、平成30年度からの居宅介護支援事業所の指定権限の移譲にともない、有料老人ホームに併設された居宅介護支援事業所への実地指導は県とも連携しながら実施し、ケアプラン点検を行いつつ適正なサービス提供に努めます。

取組項目		目標		
		H30	H31	H32
ケアプラン点検	実施	15回 120件	15回 240件	30回 480件
	改善が必要なプランのうち、指導により改善変更した割合	60%	70%	80%

### イ) 住宅改修事前相談時のケアプラン点検

住宅改修事前相談にあたっては、書類による事前相談に併せてケアプラン点検を行うとともに、疑義のある事例等を対象に、建築専門職、リハビリテーション専門職等による点検を行います。

また、ケアプラン点検の機会を活用して、建築専門職やリハビリテーション専門職が実際に改修を行う住宅を訪問して点検を行います。

取組項目	目標		
	H30	H31	H32
住宅改修事前相談時等のケアプラン点検	実施	実施	実施

## ウ) ケアマネジャー研修

介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築を担う上で極めて重要な役割を担っており、資質向上と活動環境の充実を図る取組が必要です。

介護保険制度の基本である自立支援を前提としたケアプランの作成に資するとともに、特に重度化防止、認知症ケアの向上や退院支援ルール等の在宅医療・介護連携、日常生活支援等に関する研修を定期的に開催します。

取組項目	目標		
	H30	H31	H32
ケアマネジャー研修	2回	2回	2回

## ③ 要介護認定の適正化

適正化のため、認定結果の平準化と認定に要する期間の短縮に取り組みます。また、各年度の実績や課題を踏まえた「調査員マニュアル」を毎年改定します。

調査結果を全国平均と比較して本市が乖離している項目を分析し、検証する等により乖離項目を前年度より減少させます。減少しない場合は乖離理由を検証し、本市の地域特性と判断できないものは項目選択の見直しを行います。

本市は要介護認定期間が全国より短いため、期間適用の基準を見直すとともに、ICTを活用した調査の効率化を図り、認定に要する期間の短縮に取り組みます。

取組項目	目標		
	H30	H31	H32
認定調査員研修	12回	12回	12回

## ④ 介護給付費通知

介護給付費通知を行い、給付適正化に関する利用者の理解促進に取り組みます。

取組項目	目標		
	H30	H31	H32
介護給付費通知	実施	実施	実施